

平成30年第2回飛騨市議会定例会議事日程

平成30年3月7日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第6号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第7号	飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第4	議案第8号	飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例の一部を改正する条例について
第5	議案第9号	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第10号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第7	議案第11号	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
第8	議案第12号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第9	議案第13号	飛騨市ことばの教室条例の一部を改正する条例について
第10	議案第14号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第11	議案第15号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第12	議案第16号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第13	議案第17号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第14	議案第18号	飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例について
第15	議案第19号	飛騨市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第16	議案第20号	飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例について
第17	議案第21号	飛騨市医療体制整備基金条例の一部を改正する条例について
第18	議案第22号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第19	議案第23号	飛騨市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第20	議案第24号	飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について
第21	議案第25号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
第22	議案第26号	飛騨市育英基金条例の一部を改正する条例について
第23	議案第27号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第24	議案第28号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第25	議案第29号	飛騨市手数料徴収条例及び飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第26	議案第30号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第27	議案第31号	稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第28	議案第32号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第29	議案第33号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第30	議案第34号	漆山辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第31	議案第35号	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第32	議案第36号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第33	議案第37号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)
第34	議案第38号	指定管理者の指定について(飛騨市山田地域福祉センター)
第35	議案第39号	指定管理者の指定について(飛騨市釜崎屋内ゲートボール場)
第36	議案第40号	指定管理者の指定について(飛騨市夢館)
第37	議案第41号	指定管理者の指定について(飛騨市文化交流センター)
第38	議案第42号	飛騨市路上喫煙の防止等に関する条例について
第39	議案第43号	飛騨市新規就農者支援基金条例を廃止する条例について
第40	議案第44号	飛騨農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について
第41	議案第45号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第42	議案第46号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
第43	議案第47号	財産の無償譲渡について(三之町まちづくりセンター)
第44	議案第48号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
第45	議案第49号	指定管理者の指定について(万波牧場)
第46	議案第50号	指定管理者の指定について(飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館)
第47	議案第51号	指定管理者の指定について(飛騨市観光案内所)
第48	議案第52号	指定管理者の指定について(飛騨市数河グラウンド(数河平成グラウンド他))
第49	議案第53号	指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
第50	議案第54号	指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
第51	議案第55号	指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設(YuMeハウス))
第52	議案第56号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))
第53	議案第57号	指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
第54	議案第58号	指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
第55	議案第59号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
第56	議案第60号	指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュールみやがわ)
第57	議案第61号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川温泉おんり〜湯他)
第58	議案第62号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
第59	議案第63号	指定管理者の指定について(飛騨市流葉交流広場他)
第60	議案第64号	平成29年度飛騨市一般会計補正予算(補正第6号)
第61	議案第65号	平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
第62	議案第66号	平成29年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)
第63	議案第67号	平成29年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)

日程番号	議案番号	事 件 名
第64	議案第68号	平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第4号)
第65	議案第69号	平成29年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第66	議案第70号	平成29年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第67	議案第71号	平成29年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第1号)
第68	議案第72号	平成29年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)
第69	議案第73号	平成29年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
第70	議案第74号	平成30年度飛騨市一般会計予算
第71	議案第75号	平成30年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第72	議案第76号	平成30年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第73	議案第77号	平成30年度飛騨市介護保険特別会計予算
第74	議案第78号	平成30年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
第75	議案第79号	平成30年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第76	議案第80号	平成30年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第77	議案第81号	平成30年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第78	議案第82号	平成30年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計予算
第79	議案第83号	平成30年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第80	議案第84号	平成30年度飛騨市情報施設特別会計予算
第81	議案第85号	平成30年度飛騨市給食費特別会計予算
第82	議案第86号	平成30年度飛騨市水道事業会計予算
第83	議案第87号	平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第84		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 6 号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 7 号	飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 8 号	飛騨市ケーブルテレビ情報施設条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 9 号	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 10 号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 11 号	飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 12 号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 13 号	飛騨市ことばの教室条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 14 号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 15 号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 16 号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 17 号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 18 号	飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例について
日程第 15	議案第 19 号	飛騨市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第 20 号	飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例について
日程第 17	議案第 21 号	飛騨市医療体制整備基金条例の一部を改正する条例について
日程第 18	議案第 22 号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 19	議案第 23 号	飛騨市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 20	議案第 24 号	飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について
日程第 21	議案第 25 号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
日程第 22	議案第 26 号	飛騨市育英基金条例の一部を改正する条例について
日程第 23	議案第 27 号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
日程第 24	議案第 28 号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 25	議案第 29 号	飛騨市手数料徴収条例及び飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 26	議案第 30 号	数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 27	議案第 31 号	稲越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 28	議案第 32 号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 29	議案第 33 号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 30	議案第 34 号	漆山辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 31	議案第 35 号	茂住辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 32	議案第 36 号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 33	議案第 37 号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)

日程第 3 4	議案第 3 8 号	指定管理者の指定について(飛騨市山田地域福祉センター)
日程第 3 5	議案第 3 9 号	指定管理者の指定について(飛騨市釜崎屋内ゲートボール場)
日程第 3 6	議案第 4 0 号	指定管理者の指定について(飛騨市夢館)
日程第 3 7	議案第 4 1 号	指定管理者の指定について(飛騨市文化交流センター)
日程第 3 8	議案第 4 2 号	飛騨市路上喫煙の防止等に関する条例について
日程第 3 9	議案第 4 3 号	飛騨市新規就農者支援基金条例を廃止する条例について
日程第 4 0	議案第 4 4 号	飛騨農業共済事務組合規約の一部を改正する規約について
日程第 4 1	議案第 4 5 号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について
日程第 4 2	議案第 4 6 号	飛騨市街なみ環境施設条例の一部を改正する条例について
日程第 4 3	議案第 4 7 号	財産の無償譲渡について(三之町まちづくりセンター)
日程第 4 4	議案第 4 8 号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
日程第 4 5	議案第 4 9 号	指定管理者の指定について(万波牧場)
日程第 4 6	議案第 5 0 号	指定管理者の指定について(飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館)
日程第 4 7	議案第 5 1 号	指定管理者の指定について(飛騨市観光案内所)
日程第 4 8	議案第 5 2 号	指定管理者の指定について(飛騨市数河グラウンド(数河平成グラウンド他))
日程第 4 9	議案第 5 3 号	指定管理者の指定について(飛騨市古川ふれあい広場施設)
日程第 5 0	議案第 5 4 号	指定管理者の指定について(なかんじょ川関連)
日程第 5 1	議案第 5 5 号	指定管理者の指定について(飛騨市河合森林総合利用施設(YuMeハウス))
日程第 5 2	議案第 5 6 号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))
日程第 5 3	議案第 5 7 号	指定管理者の指定について(飛騨市アスク山王)
日程第 5 4	議案第 5 8 号	指定管理者の指定について(飛騨市やまびこ学園)
日程第 5 5	議案第 5 9 号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
日程第 5 6	議案第 6 0 号	指定管理者の指定について(飛騨市ふるさと山荘ナチュールみやがわ)
日程第 5 7	議案第 6 1 号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川温泉おんり〜湯他)
日程第 5 8	議案第 6 2 号	指定管理者の指定について(山之村キャンプ場)
日程第 5 9	議案第 6 3 号	指定管理者の指定について(飛騨市流葉交流広場他)
日程第 6 0	議案第 6 4 号	平成 2 9 年度飛騨市一般会計補正予算(補正第 6 号)
日程第 6 1	議案第 6 5 号	平成 2 9 年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第 4 号)
日程第 6 2	議案第 6 6 号	平成 2 9 年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第 1 号)
日程第 6 3	議案第 6 7 号	平成 2 9 年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第 4 号)
日程第 6 4	議案第 6 8 号	平成 2 9 年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第 4 号)
日程第 6 5	議案第 6 9 号	平成 2 9 年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第 2 号)
日程第 6 6	議案第 7 0 号	平成 2 9 年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第 2 号)
日程第 6 7	議案第 7 1 号	平成 2 9 年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計補正予算(補正第 1 号)
日程第 6 8	議案第 7 2 号	平成 2 9 年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第 3 号)
日程第 6 9	議案第 7 3 号	平成 2 9 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第 2 号)
日程第 7 0	議案第 7 4 号	平成 3 0 年度飛騨市一般会計予算
日程第 7 1	議案第 7 5 号	平成 3 0 年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
日程第 7 2	議案第 7 6 号	平成 3 0 年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 7 3	議案第 7 7 号	平成 3 0 年度飛驒市介護保険特別会計予算
日程第 7 4	議案第 7 8 号	平成 3 0 年度飛驒市公共下水道事業特別会計予算
日程第 7 5	議案第 7 9 号	平成 3 0 年度飛驒市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第 7 6	議案第 8 0 号	平成 3 0 年度飛驒市農村下水道事業特別会計予算
日程第 7 7	議案第 8 1 号	平成 3 0 年度飛驒市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第 7 8	議案第 8 2 号	平成 3 0 年度飛驒市下水道污泥処理事業特別会計予算
日程第 7 9	議案第 8 3 号	平成 3 0 年度飛驒市駐車場事業特別会計予算
日程第 8 0	議案第 8 4 号	平成 3 0 年度飛驒市情報施設特別会計予算
日程第 8 1	議案第 8 5 号	平成 3 0 年度飛驒市給食費特別会計予算
日程第 8 2	議案第 8 6 号	平成 3 0 年度飛驒市水道事業会計予算
日程第 8 3	議案第 8 7 号	平成 3 0 年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算
日程第 8 4		一般質問

○出席議員（１４名）

１番	仲井澤	谷端	丈浩	吾二朗
２番	住森	田	史清	美要
３番	中德	村島	健純	吉次
４番	前中	川嶋	文国	博則
５番	洞野	口村	和勝	彦憲
６番	森高	下原	真邦	次子
７番	葛	谷	寛	徳
８番				
９番				
１０番				
１１番				
１２番				
１３番				
１４番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都小	竹倉	淳孝	也文
副市長	山石	本腰	幸	一豊
教育長	東洞	佐口	藤廣	司之
会計管理者	清湯	水之	明	貢宏
総務部長	泉大	原坪	利達	匡也
財政課長	柚柏	原木	雅孝	誠行
教育委員会事務局長	青坂	木場	順哲	則一
企画部長	佐	藤		哉
商工観光部長				
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	水赤	上谷	雅真	廣子
書記				

(開会 午前 10 時 00 分)

◆開会

◎議長 (葛谷寛徳)

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 条の規定により 10 番、洞口和彦君、11 番、野村勝憲君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 6 号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第 83 議案第 87 号 平成 30 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

日程第 84 一般質問

◎議長 (葛谷寛徳)

日程第 2、議案第 6 号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 83、議案第 87 号、平成 30 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの 82 案件を一括して議題といたします。82 案件の質疑とあわせて、これより日程第 84、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に 4 番、住田清美君。なお質問中、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔4 番 住田清美 登壇〕

○4 番 (住田清美)

皆様おはようございます。それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。本議会はきょうとあすの 2 日間、11 名の議員が登壇させていただきますがぜひ春の日差しのような温かいご答弁をいただきますようお願いいたします。

それでは最初に臨時職員の処遇についてお尋ねさせていただきます。厳しい財政状況の中、飛騨市職員数については、第 2 次定員適正化計画に沿って粛々と進められています。その総数については減ることはあっても増員は厳しい状況にあります。そこで、ますます多様化しつつある業務に対応するため、臨時職員の雇用に頼らざるを得ない状況となっています。他の自治体でも同様のことがいえるのか、国では地方公共団体における行政需要の多様化に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・

非常勤職員について、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正し、処遇の改善を行っていく予定になっています。

飛騨市でも30年度から、臨時職員の呼び名を「専門業務職員」、「業務支援職員」と改め段階的に改善していくとのことです。

しかし、市内事業者でも課題となっている人員不足は臨時職員採用の時にもあらわれています。とくに資格を有する業種は応募者が少なく、未満児の希望が多かった保育現場などでは、保育士不足により、待機児童も懸念されたほどで、慢性的な人員不足も危惧されるところです。

現在、臨時職員は多数雇用され、業務の一翼を担っています。働き方改革における同一労働同一賃金を念頭に臨時職員等の処遇についてどのような方針をとられるのかお尋ねします。

まず1点目に臨時職員の雇用人数についてです。臨時職員といっても雇用形態などにより、嘱託・第1種・第2種・第3種と区分されていますが、それぞれどのくらい雇用されているのでしょうか。また、その雇用人数は同一規模の自治体と比較して妥当の人数だと思われませんか。

2つ目に法改正の内容と実施年度についてお尋ねします。改正される地方公務員法及び地方自治法の主な点と、施行日が平成32年4月1日となっておりますが、それまでにどのように改正されるのか、お示しください。

3つ目に専門業務職員の処遇改善についてです。新年度から有資格者で人材確保が困難な専門職について賃金改定がなされるとの予定ですが、どのような職種が対象となり、その賃金は何を根拠に算出されたのでしょうか。

4点目に臨時職員の育児休業取得についてお尋ねします。いま社会では女性の活躍と少子化対策としてワーク・ライフ・バランスを提唱し、とくに仕事と子育ての両立のため、育児休業制度を整備しています。飛騨市職員も出産と共にほとんどが育児休業を取得しています。ただし、臨時職員はこの制度が活用できません。育児休業取得のためには、育児休業の申し出があった日から起算して、1年以内に雇用関係が終了することが明らかな場合は対象とならないからです。雇用期間1年更新の臨時職員の場合、現在は取得できないのです。しかし、専門業務職員など応募が少ない職種の場合、育児休業を取得して再雇用が確約されていれば働きやすい職場といえるのではないのでしょうか。臨時職員の育児休業取得について善処する方法はないのでしょうか。

ご答弁よろしく願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

総務部長、東佐藤司君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

おはようございます。臨時職員等の処遇についてお答えいたします。

1点目、臨時職員の雇用人数につきましては、平成29年4月1日時点で嘱託112名、第1種123名、第2種65名、第3種102名であり、合わせて402名という状況になっております。

次に、同一規模自治体との比較については、統一した基準による公式調査がないうえに、病院を有するか否かの違いがあり、さらには人口や面積、正職員数など規模を考える基準もさまざまであるため、一概に数の大小を論ずることはできません。

しかし、あえて岐阜県春闘共闘会議が昨年行ったアンケート結果をもとに、人口が近い県内他市における臨時職員数（非正規職員数）を見ますと、飛騨市の402名に対し、山口市が316名、美濃市が213名、下呂市が192名と、やや多い傾向となっております。

正職員のサポートをしているという点に着目して、正職員数に対する割合で見ますと、飛騨市の46.3パーセントに対し、美濃加茂市が59.1パーセント、羽島市が38.3パーセント、瑞浪市が38.3パーセントとなっており、おおむね中間程度といえます。

なお、近隣市では、郡上市が478名、高山市が386名、下呂市が192名という状況になっております。

2点目、法改正の主な内容についてお答えします。「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の成立によって、臨時職員制度が大きく改正され、「会計年度任用職員制度」という新たな制度が平成32年4月1日から運用されることとなります。これは、地方公務員の臨時・非常勤職員が、地方行政の重要な担い手であることから、その適正な任用と勤務条件の確保を目的として行われるものです。

主なポイントとして、地方公務員法第24条に規定する職務給の原則・均衡の原則等に基づいた、適正な給料水準を設定すること、手当についても時間外勤務手当、通勤手当、期末手当、退職手当等について、正規職員の取扱いとの権衡等を踏まえて定めることとされた点が挙げられます。また、基本的に地方公務員法が全適用となることから、職務専念義務、人事評価、懲戒処分の対象となる点も大きな改正点といえます。

このように、会計年度任用職員制度では、制度の基盤を再構築し、処遇面と服務面の両面から見直す内容となっております。

法の施行については、平成32年4月1日と定められていますので、それまでに、職種ごとの給料及び手当等の勤務条件の確定、必要となる条例案の上程及び規則制定を行っていきます。

なお、全ての臨時職員の処遇を平成32年4月1日を迎える時点で一斉に見直すと、一時的に人件費の増加を招くこととなります。このため、当市では新制度の運用開始に先行して、まずは人材確保が困難である国家資格を必要とする職、また、特別の技能を必要と

する職の一部について、賃金の改定を行う予定です。

今回の制度改正については、全国的に人件費への大きな影響を及ぼすことから、何らかの地方財政上の措置が為されることも予測されます。今後、国からも随時指針等が示される予定ですので、その内容を勘案し、他自治体の動向も注視しながら、他の職についても段階的に対応していきます。

3点目、専門業務職員の処遇改善についてお答えします。

先ほど申したように、平成30年度から、まずは人材の確保が困難である職、国家資格を必要とする保育士、保健師、司書、学芸員、また、特別の技能を必要とする外国語通訳、手話通訳の職について賃金の改定を行う予定です。

これらの職の新たな賃金の設定につきましては、地方公務員法の改正を先取りし、正職員の初任給算定と同程度となるよう算定します。

最後に、臨時職員の育児休業取得についてお答えします。市では、臨時職員の育児休業を排除するような思いは一切なく、臨時職員の方々にも出産・子育ての機会に大いに参加してもらいたいと考えています。また、育児が落ち着いた後の職場復帰を拒むようなことありません。しかしながら、臨時職員に対する育児休業制度がないことは事実であるため、今回の制度改正にあわせて見直しが必要と考えています。

まず、改正後の法律施行後は、育児休業制度が会計年度任用職員にも適用になります。これは、議員もお触れになりましたが、1年間の勤務実績があり、かつ、対象となる子が1歳6カ月になった後も雇用関係が継続すると見込まれる場合に、雇用保険から育児休業給付金が支給されるものです。

しかし、1年間の雇用実績がない場合にはこの適用がないこととなりますので、そうした方への支援措置として、市独自に育児休業制度を設けたいと考えております。

この仕組みは、任用後間もない方であっても必要とする場合は育児休業を認め、復帰した際は休業前の勤務期間と通算して制度上原則の任期である1年間という捉え方をしようとするものです。人材確保の面を重視し、所得補償はできませんが、雇用を保障することを目的にしたいと考えております。

ただし、こうした措置が地方公務員法上認められるかどうかは、まだ明確でないところがありますので、今後示される国の方針等の内容も見ながら、どのように実施できるかを考えてまいります。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○4番（住田清美）

ありがとうございます。とくに臨時職員の育児休業制度については今度の会計任用職員の改定にあわせということと、また市独自でも1年間に満たない場合はというご答弁をいただきましたがぜひ市独自の見解から平成30年度でもいいですが、もっと早い時期から施行していただけるような動きはいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

いまほど申しましたように国の指針をみて検討していきたいということで、その法律に合致するかということもございますので、今後示される基準をみて検討してまいりたいと考えております。

○４番（住田清美）

とくに慢性的な人員不足の中、こういった育児休業の制度を示すことによって働きやすい職場になると思われますので、国は国の指針ではございますけど飛騨市独自でも対応していただけるような早い動きを期待するところであります。

それからいま専門的職員については今年度から賃金の改定が行われるそうですが、とくに看護師とか介護士さんなども国家資格を有する臨時職員の部類に入ると言うんですけどこちらの皆さんの改定についてはこの後、平成３０年度には示されておられませんでしたがこの後の改定になるのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

医療職につきましては平成３０年度に見直しを行なって平成３１年度から運用をしてまいりたいと考えております。その他の職につきましては平成３１年度に見直し、この法の施行日であります平成３２年４月１日以降全部を見直すという予定でおります。

○４番（住田清美）

段階的な給与改定を予定しているということなんですがこの業務支援職員については一般事務補助員というような捉え方になりますので、平成３２年４月１日の改正までに見直しをされるということなんですが現在こういう一般の事務補助員については時給が８００円になっております。飛騨市の場合。これは岐阜県の最低賃金が昨年１０月に改定されましてその最低賃金の価格と同一であります。もし今年度とか平成３１年度に岐阜県の最低賃金が改定されて上がるようなことがあった場合にはこのまま８００円に据え置くのか、それとも最低賃金にあわせて平成３２年を待たずして見直しを行なっていたのか、お尋ねをいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

最低賃金が見直されれば、当然見直しを行ないます。その際にこの法改正を先取りして先ほど述べたような基準に基づいて改正するか、最低賃金にあわせるか等についてはその時点で検討したいと考えております。

○４番（住田清美）

一番最初の臨時職員の雇用人数についてご丁寧に説明をしていただきまして、全部で４０２名の臨時職員がいるということで、たぶんいま正職員さんは４６０人台ではないかと思われます。それに対してとくに嘱託・第１種・第２種ですね、第３種は本当にピンポイントで入る臨時さんなので嘱託・第１種・第２種をあわせると約３００名近い方が本当に一般職員と変わらずしての勤務時間の中で臨時職員さんとして働いていらっしゃるわけです。この比率はその４６０人に対して３００人ということは、この３００人もその臨時の方がいらっしゃるということは、臨時職員さんは現在の場合はまだいろんな制約があってまだ正職員とまるで同じような取り扱いはできないと思いますので、そういった部分で臨時職員の数からみますと正職員さんのほうになんとか負担がいっぱいくのかなという気持ちもあるんですけどもそういった正職員さんに対する負担。それから職員の数を今後いまの適正化計画では増やす予定はないと思いますが正職員の数を増やすというような思いはあるのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

正職員の数には定数の管理がありますし、どうしても人生を見通してですね、定年までの役職を、しかもポストにつけていかななくてはいけないということがありますから、そこ全体の計画の中でみていかなければいけないということがあります。ですのでこれは一時的には行政需要があるからといって一気に増やしていくというのはなかなか難しいのではないかな。しかも飛騨市の場合人口減少先進自治体ですからその意味では将来の行政需要が市としてどうなっていくかということを見据えながら定数を決めていく必要がありますので、その意味ではたしかにいま先ほど総務部長の答弁がありましたけれども、正職員に対する割合で４６．４パーセントということですから、このいまの臨時職員の数がですね。その意味からするとたしかに随分な部分を担っていただいておりますけれども正職員を増やすことによってそれを対応するというのはなかなかとりにくいのではないのかというふうに思ってます。行政需要というのはその時々、政策によっても変わるところがありますし、分野分野でいろいろ変わってることがありますので、当然そうした臨時の需要というものもみながら仕事をしていただいている。ただそれがある程度数がずっと続いているというのは間違いないのですが、そのぶんしっかり自分たちの仲間としてやっていただけるようにですね、処遇それから保障、あるいは職場の中の付き合いを含めて、一緒に仕事をする仲間として尊重してやっていきたいというのが基本的な思いでございます。

○４番（住田清美）

本当にたくさんの臨時職員に支えられて飛騨市の中の行政が行われているということがよくわかりました。今度の改定後には会計年度任用職員ということで賃金のほうも改

定はされますが、それに伴ってそのいろんな義務も臨時職員さんのところには増えるのではないかと思います。いままでになかったような義務も出てくると思うんです。それでいま多くの臨時職員さんがいらっしゃって、とくに庁舎内の中には臨時職員さんが窓口業務を扱うところが多いと思います。市民の方がいらっしゃって、どの方が正職員でどの方が臨時職員なのかは見分けが付きませんので、みんながやっぱり飛騨市の顔として頑張っていていただいております。職員の場合にはさまざまな研修等がございますが、臨時職員さんに対しましても市民から見たら同じ目線で見られますので、さまざまな能力的なものが不可欠ではないかと思います。臨時職員さんに対しましての研修、例えば接遇研修とか配属されたところの業務の専門的知識の取得。また保育士さんやと保育士の中でもたくさん研修があると思いますがそういった研修なんかも臨時職員さんについては現在のところ適正に行われているのか。もし行われていなかったら今後行う予定があるのか、お聞かせください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

今回のこの法改正の中でも職員と同様といいますか、研修とか健康診断を受けるような義務といいますか、課されておりますので、必要な研修は取り入れていきたいと思っております。ただいま現在どういった研修計画をもっているかということは持ち合わせておりませんが、必要な研修は行っていただきたいと考えております。

○４番（住田清美）

いずれにいたしましてもみんなで飛騨市を支えていただいておりますので、今度平成３２年度から法改正で職員と同じようなかたちの臨時職員の立場になりますので、それに向けていま段階的に整備はされていると思いますが、とくにこの研修部門については、とくに接遇研修からはじめていただきましてぜひ専門的研修にも臨時職員さんも参加できるような体制を早急にまた整備をしていただけたらと思います。それによって飛騨市全体のレベルも上がりますし、市民の皆様の行政需要にも対応していける職員育成につながるのではないかと考えておりますので、ぜひ平成３２年を待たずしてできるところから手をつけていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。次の質問は太陽光発電システムの設置と景観保全についてお尋ねいたします。

現在我が国の主要なエネルギー源であります石油・石炭などの化学燃料は限りがあるエネルギー源です。これに対して、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーです。これらは「再生可能エネルギー」とも言われ、石油等にかわるクリーンなエネルギーとして脚光を浴びています。

再生可能エネルギーは、安全供給面、コスト面で様々な課題が存在するものの、温室効

果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源です。その中でも太陽光発電の導入が増えています。太陽光発電も住宅の屋根などに設置する方法と、ある程度の広さがある土地に設置する方法があると思いますが、後者については幾つか懸念されることがあるように思います。発電容量が1メガワット以上ある、いわゆるメガソーラーのような地上設置型の大規模な太陽光発電施設においては、地域の自然環境、生活環境や景観への影響について懸念されるケースも見受けられます。また、設置されているパネルなどいずれかは老朽化してきます。そこで、太陽光発電システムについて行政としての関わり方があるのか、3点お尋ねします。

1つ目には、設置に対しての手続きについてです。太陽光発電システム設置については、様々な行政手続きが必要かと思います。また、設置する土地の地目によって申請方法も違ってくるかとは思いますが、どのような手続きが必要で、許可はどのようなになっているのでしょうか。近隣者の同意などは必要ないのでしょうか。

2点目に税法上の取り扱いについてです。ある程度の規模がある太陽光発電システムについては税法上の償却資産ととらえ減価償却されると聞きましたが、どのような場合償却資産と捉えるのでしょうか。また、法定耐用年数は何年かお尋ねします。

3つ目に老朽化に対する行政指導についてです。太陽光発電システムは、太陽光パネルやパワーコンディショナーのほか、接続箱ケーブル、設置架台など幾つもの部材で構成されています。そのためシステムの耐用年数も部材によって異なりますが、システムの中心となる太陽光発電パネルの場合、一般的には20～30年が耐用年数といわれています。いま現在設置されている設備もいずれか老朽化し、景観的にも影響を及ぼすことも心配されます。所有者の方が責任をもって更新、あるいは撤去されるのが本来かとは思いますが、老朽化し周囲にも悪影響を及ぼす場合、行政として関与することはできるのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画部長 湯之下明宏 登壇〕

□企画部長（湯之下明宏）

1点目の太陽光発電システムの設置に関する手続きにつきましては、まず電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、一般的にはFIT法と呼ばれておりますが、このFIT法に基づき全ての事業者及び個人が、経済産業大臣の認定を受ける必要があります。

その上で、1ヘクタール以上の土地開発事業を行う場合は、岐阜県土地開発事業の調整に関する規則に基づき岐阜県知事に協議を行う必要があり、また、農地に設置する場合には、農地法に基づいた転用許可の申請が必要であるなど、設置面積や地目に応じた個別の

手続きが必要になります。

なお、隣接者の同意については必要とはされておりませんが、飛騨市では農地転用が必要な場合において、飛騨市農業委員会の運用上、隣接する農地の隣接地承諾書の提出を求めています。

2点目の税法上の取り扱いについてですが、太陽光発電システムについて償却資産となるものは、法人・個人を問わず収益を得ることを目的とした事業用資産が、償却資産となります。また、法定耐用年数は売電を目的とした場合17年になります。

3点目の老朽化に対する行政指導についてですが、太陽光パネル等の廃棄処理は、ほかの発電事業と同様に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、一般的には廃棄物処理法と呼ばれておりますが、これらの法律に基づき、太陽光発電事業者や解体事業者等の排出者側が責任を持って処理することが原則とされております。

この法律に基づく適正処理を促すため、FIT法では、認定時に発電事業終了予定時期や設備の廃棄費用を計画に記載させることや、廃棄等費用の積み立て努力義務などを求めています。

現在、国においても、太陽光パネルの大量廃棄に伴う検討が進められております。議員ご発言のとおり製品寿命が20年～30年とされており、このFIT法が2012年に導入されたことから、2040年頃には適切に廃棄されない太陽光パネルが大量に放置されることが懸念されています。

こうした背景から、国において発電事業者による廃棄等費用の積み立てを担保するために必要な施策についての検討を開始されております。

市が持つ権限をみますと、廃棄物処理法では「土地の占有者ですとか管理者については、清潔を保つよう努めなければならない」としてありますけども、「清潔」の概念が主観的、曖昧なうえ、努力義務となっていることから強制はできません。その他に、騒音規制法や振動規制法、悪臭防止法もありますが、客観的に違反行為を認定しないと行政処分はできません。

こうしたことから、国等の動向を注視しながら、景観も含めて市としてできる対応を模索してまいりたいと考えております。

〔企画部長 湯之下明宏 着席〕

○4番（住田清美）

そういたしますと市ではなかなかその関与というか、あまり奥深いところまではできないということなのかなという印象を受けたんですけどとくにその太陽光発電が及ぼす景観への影響とか、それから光害というようなパネルに反射した太陽光による居住環境への影響とか、まぶしいとか日差しが家のところに入るところとかあるいは太陽光発電システムから発生する外部への雑音、ノイズですね。ノイズが例えばラジオに影響を及ぼすというようなそういったような市民からの問いかけ、それから土地を造成するときに例えば急斜面地のようなところに設置するときに土砂崩れにならないかというような

そういう心配とかいろんな太陽光発電システムを設置する、または運用することによって発生する心配ごと、苦情のようなものについては市では受け止める部署はあるのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（湯之下明宏）

まず受け止める部署ですけれども、おっしゃいましたようにその光の害ですとか騒音ですとかいったことになりますとそういった法律を所管しております例えば環境水道部ですとか、土砂の流出とかいったことになりますと基盤整備部というところが窓口になると思います。ただいままでのところそういった特別な苦情といいますか、相談といったものはお聞きしていない状況であります。

景観につきましても飛騨市の景観条例２つほどありますけれどもこういった太陽光が対象になっていないというようなことがありましてなかなか踏み込む状況にはないということであります。

○４番（住田清美）

私もいま耐用年数の話を聞かせていただいて税法上では１７年で原価償却は切れてしまうんですが実際はパネルの部分は２０年以上はもつのではないかとと言われておりますが先ほど答弁がありましたように２０４０年ごろにはいま設置したものが大体老朽化してくるのではないかと考えています。本当に設置者の方がしっかりと管理をされればいいんですけど、この太陽光パネルも心配するのは空き家のようなかたちでまた特定空き家のようなかたちで誰が撤去するのか、それがわからなくて景観を阻害するようなことが心配されます。それで県内の自治体の中には太陽光発電の適正管理に関する条例というようなものを設置している市町もあります。その中でとくに発電業の廃止等については、発電事業を廃止しようとするときは廃止の届けが必要であって、その届け出があったときはその事業者に対して、事業計画及び確約に基づき太陽光発電設備の適正な用途廃止にかかる措置をとること。ならびに発電設備用地の跡地利用に関する計画を定めて、これをしっかり推進することを求めるというような条文を入れて廃止後のところにも自治体に関与するんだよというような条例を定めているところもありますが、いまおっしゃったように飛騨市にはとくに条例もなくて市民からのそういった苦情的なものを受け止める環境の中にも太陽光はいまのところは入っていないというような答弁もいただきましたが、この先そのような条例あるいはガイドラインというようなものを整備するご予定はいまのところないのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（湯之下明宏）

たしかに県内と言いますか、全国見ますとさまざまな条例をつくっておられます。一般

的に多いのは、やっぱり届出の際に景観を守るとか適正処理をするとかというようなところなんですけれど、すべてがそのクリアできるものではないということです。今ご指摘のありました岐阜県の例もありますが、一番心配なところというのはやっぱりどうしてもその経営ができているところは大丈夫だと思う。あるいはお願いをしていって撤去してもらえんということがあるんですが、私たちが心配しているのはそういう経済的な余裕がなくなってしまったような場合、本当に放置されてしまうところがたいへんだなという思いはあります。ただそういったところも全部どうできるか。すべて解決できるとは思いませんが、先ほど申し上げましたとおりこういったところまでを望んでおられるのか、必要なかということと把握しながら対策を模索していきたいということでございます。

○4番（住田清美）

なかなか市がすべてのことを関与するというわけにはいきませんが、やっぱり今後心配されることもでてくるかと思いますがその都度やっぱり相談窓口をしっかりとつくっていただきながら市民の皆さんの心配にもこたえていただけるようなまたガイドラインでも結構ですので、何かしらの対応をとっていただけるように要望をいたしまして、この質問を終わらせていただいて、最後の質問に入らせていただきます。

最後に古川町都市計画街路事業の進捗についてお尋ねいたします。

古川町においては、昭和42年に都市計画区域が決定されまして、昭和57年市街地の交通網整理を目的に古川町都市計画街路事業が計画されました。この事業により向町南部線や貴船線、上野栄町線などが整備されまして、道幅も広く、車の渋滞緩和や歩行者にとっては安全な道路環境が整備されたところでございます。

その中に、国道41号線清水橋入口信号機から中心橋を経由し、県道鼠餅古川線に至る区間を整備することが決定されています。特に中心橋付近の改良については、上町地区をはじめ、東町・片原町・上気多地区の重要な幹線道路となりえますし、寿楽苑や増島保育園に行くための利便性も向上すると思われます。本事業に対するこれまでの取組み状況と計画の実行見通しについてお尋ねいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

それでは、古川町都市計画街路事業の進捗についてお答えします。

ご質問の中心橋線については、平成元年に全体延長1,130メートルの内、東町側280メートルを計画幅員12メートルに対し7メートルで整備しました。飛騨市合併後は平成25年度に路線全体の概略設計を行い、概算で橋梁及び補償費を含め約17億円の事業費が必要であると試算しました。ただし、近年は人件費の上昇が続いておりますので、現時点で試算すれば、これを上回る金額になると予想されます。

その事業実施においては、事業費が大きいことから、国の支援が不可欠であり、具体的には社会資本整備総合交付金による国補助が受けられなければ事業実施はできない状況にあります。

一方で、この交付金の国の内示率は、近年４０パーセントから５０パーセントと低く、補助が付きづらい状況で、早期に事業化する見通しは立っておりません。

こうした流れは全国的な傾向であり、加えて、人口減少や少子高齢化など社会情勢が大きく変化していることから、時代に即した道路計画の見直しもいま必要となっております。このため、県において、平成２９年３月に都市計画道路見直し研究会が立ち上げられており、こうした動きも見ながら、規模の縮小を含め、事業実施のあり方を改めて検討していく必要があると考えております。

なお、参考までに申し上げますと、飛騨市の都市計画道路は２４路線、約２９キロメートルあります。そのうち古川町には１０路線、約１２キロメートルで、整備率は６２パーセント、計画幅員の３分の２以上の概成済以上の整備率は８１パーセントと県内自治体の中でも比較的高い状況にあります。

しかし、先ほど申し上げたように国補助の採択が低くなっていることもあり、古川都市計画において実施した街路事業は、約２０年前の平成１１年に完成した上野・栄町線（市道古川大橋線）が最後となっております。

その後の事業については、計画どおりの整備が困難なため、例えば県において整備した市役所前からひだしんの間、古川小学校グラウンド付近のように、両側に設置する歩道を片側のみにするなどの方法が取られているところでございます。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○４番（住田清美）

なかなか国や県の補助事業に頼らざるをえないのが現状の道路整備かと思います。しかし少子高齢化、とくに高齢化になりますと道を整備していただかないとまた高齢化になかなかなじまないと思いますので、道路整備も必要なことかと思っています。それでとくに私がとくに質問しました古川町の都市計画事業については昭和５７年にできたものですからその後社会情勢も変わってきました。人口減少も変わってきました。今おっしゃったように都市計画道路の見直しもされているというようなことも伺いましたので、また見直しをされる中にできるだけ早期実現のために努力をしていただきたいと思っております。とくにこの中心橋線のところにつきましては、一部の地区ですけれど上町の北交差点から中心橋までは小学生の通学道路にもなっております。歩道也没有。側溝の蓋も抜けていたりしております。そういった安全面も考えていただきながら都市計画というような大きな観点でいくとやっぱり何十億もかかってたいへんかもしれませんが、そういう見直しをしていく中でピンポイント、ピンポイントで整備をしていただくようなことはできますでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

お答えいたします。場所の限定された場合、とくにいま言われましたように通学路、こちらのほうにつきましては、国の施策の中でも交通安全のほうは比較的補助内示がいいということもあります。こちらのほうまた交通安全プログラムというもので教育委員会、警察、道路管理者いろんな団体が集まりまして「ここは危ないよ」とかいう方向性をつけて計画をもって進める手法がございますので、そちらのほうにも議題とあけて改善する方法がありますので、そちらのほうに向かっていきたいと思います。

○4番（住田清美）

そういった取り組みができるのならこの中心橋線に特定せず飛騨市内たくさんのところでピンポイントでお願いしたいところがあるかと思いますので、ぜひこれから新年度にむけて新しい1年生たちが増えていくと思います。子供たちが安全にそしてお年寄りの皆さんも安全に道路が歩けるような飛騨市の都市計画を一度見直していただいて、また市民の要望にこたえられるような道路整備につなげていただければと思います。

それではこれもちまして、私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔4番 住田清美 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で4番、住田清美君の一般質問を終わります。

それでは引き続き11番、野村勝憲君。

なお質問中、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔11番 野村勝憲 登壇〕

○11番（野村勝憲）

皆さん、おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。皆さんご承知のように飛騨市の経済環境は人口減少と少子高齢化により、あらゆる分野での人手不足や、増え続ける空き家、そして土地売買の需要と供給のバランスが崩れ、地価の大幅下落など厳しい経済状況が続いてきております。

5年前の空き家は約1,660戸だったのが、5年経過しました今年はですね、約2,000戸近くになるのではないかと、これは私の予測ですけれども、そういった状況にあります。また飛騨市の土地の価格は、2018年度県内市町村の基準価格面で3年前と比べ岐阜県平均で3.5パーセントの下落しているところですが、県内21市の中で、下落幅が13.9パーセントとトップに位置しております。このことは市町村税収の約4割を占める固定資産税の財源確保にも影響を及ぼす結果となり、平成30年度一般会計予算では固定資産税の減収とともに企業の業績があまりよくないこともあり、市税は残念ながら前年に比べて約3,100万円のマイナスで33億5,000万円が計上されております。

す。

少子高齢化・人口減少問題は単に人口構成だけではなく、経済や財政、あるいは地域社会の在り方や集落の維持等全ての面で大きな影響を与え、今後市として総合的、戦略的な取り組みが強く求められているところです。そこで今回、私は市民の声や要望等を取り入れ、飛騨市の経済政策を中心に１点目、元気な飛騨市づくりの成果と課題、２点目、雇用の場と従業員の確保、そして３点目が数河高原に光を当てる地域振興策の大きく３点について質問をさせていただきます。

それではまず１点目の都竹市政、最重要政策の元気な飛騨市づくりの成果と課題についてでございます。都竹市長は市長就任にあたり「元気で、あんきな誇りの持てるふるさと飛騨市づくり」の政策を公約に経済的に活力に満ちた、弱い立場の人達にも安心して暮らせ、飛騨市に生まれて住んでよかったと思える誇りを持てる飛騨市を目指すとして３つ主要施策として発表されてからすでに２年間が経過しております。たしか平成２８年の３月議会でもですね、洞口議員の質問に対して人口減少が進む中、活力を維持し、元気な飛騨市にするために、市外から人と所得、お金ですね。を取り組む経済施策を最重点に取り組んでまいりますと強く答弁されております。そこで都竹市政の「元気な飛騨市づくり」の３点について質問をいたします。

まず１点目は、市政の最重点と位置づけられた市外から人と所得を取り組むの経済施策事業の具体的な成果についてでございます。２点目が「市外から人と所得を取り組む」経済施策事業をより強く推進していくために、その問題点や課題についてお答えください。そして３点目が新年度予算では「あんな飛騨市づくり」の福祉事業強化が目立つ中、「元気な飛騨市づくり」政策の柱は何になるのでしょうか。以上、３点についてお答えいただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

３点のお尋ねをいただきました。市外から人と所得を「取り組む」ではなくて「取り込む」経済施策の成果でございます。まず１点目、成果はどうかという話でございますけれどもまずその市外から人と所得に取り組むではなくて取り込むというのはどういうことかということを先に申し上げておきたいと思いますが、この元気な飛騨市づくりというのは人口減少が進行する、そうしますと地域内所得だけの循環では地域経済が衰退していく可能性が高いとこういうことでございますから観光産業等による外からの誘客、そして消費を呼び込んでいく。それから製造業あるいは農林業の産品、これを国内外に販売して地域外からお金を呼び込んでいく。そうして地域の中で循環することによっていろんなルートからの外からのお金の流入をはかっていくとこれが目的であるわけであり、いずれも民間企業、事業者が主体となっているところをどう支援するか、その環境

整備として市ができるところをどうやるか、これが大きなテーマなわけでありますけれども私としては、着々と進めてきておるつもりであります。

まずこのうち、観光振興でございますが市の役割としては、滞在時間を延ばすための見所の創出、あるいは体験していただく場所を増やすことが最優先とこのように捉えておりまして、これまで新たな魅力づくりという点におきましては、宙ドーム神岡をリノベーションいたしました飛騨宇宙科学館カミオカラボの整備、それから体験プログラムの創出という点では飛騨みんなの博覧会、新たな見所の創出、環境整備という意味では池ヶ原湿原の整備、そしてまた飛騨古川まつり会館の改修等々にいま取り組んでいるところでございます。

また農業、これも地域外所得を取り入れていく非常に大事な手段でございますが、とくに付加価値率の高い飛騨牛について、その生産拡大をはかっていくというのが重要であるところのように考えておりまして、繁殖雌牛の増頭による地域内生産体制の強化につとめるということで来年度予算に市内に飛騨牛研修繁殖センターを開設するという予算を計上しておりますし、また飛騨市産米のブランド化にもいま着手をしておるところということでございます。

また商業でございますが市が推奨する特産品認定制度を創設をいたしております。これによって土産物の中でもとくに信頼性が高い、買っていただきたいと思われるものをつくっていくとこのようにございまして、首都圏等での飛騨市物産展の開催、ネットショップの開設支援とこんなこともいま進めておるところでございますが、さまざまな分野で観光のみならず農業、製造業、商業そうした点で全面展開をしておるとこの状況でございます。

こうした取り組みは民間事業者の方に活用していただかないと意味がないわけでございますが、幸い市内では民間事業者の方々が主体的に取り組みを進めておられますので、こうした市の支援策が功を奏してくるのではないかと期待しておるところでございます。

それから2点目です。今後の課題は何かとこのように話でございますが、これは人手不足対策につきるというふうに考えております。実際にとくに製造業におきまして、もっと人がいれば受注を増やせるという声を現実に伺っておりますし、その意味では今後さらなる人材確保への支援策を講じていくということが市政の課題ではないか、経済施策の課題ではないかとこのように考えております。

また観光でございますが、長時間滞在していただける魅力的な観光資源づくりがまだまだ緒についたばかりでございますがまさしくいまそれに着手をしておるところでございます。まちなかの魅力ある拠点づくりなどを含めまして、引き続き取り組みを進めていく必要があるとこのように考えております。

それから3点目でございますが、平成30年の予算、元気な飛騨市づくり政策の柱は何かとこのようにございまして、平成30年度予算、結果的にあんな元気な飛騨市づくり、非常に強く出しておりますけれども、これまでの2年間、元気な飛騨市づくりを相当強化して

おりまして、それを引き続き力強く進めていく考えには変わりはないわけでございます。具体的にはもうことし4月にはレールマウンテンバイクガッタンゴーの溪谷コース、オープンいたしますし、来年度中には飛騨宇宙科学館カミオカラボも完成いたします。こうしたこれまで準備してきたものを形にするというのが平成30年度である。さらにこれを面的に広げていくということを平成30年度考えてたところでございます、河合地区の地歌舞伎の振興、また宮川地区の鮎やまんが王国の振興、あるいは、神岡の流葉スキー場に中心とするドローンのプロジェクトとこのようなことも取り組んでおりまして、面的にこれを拡大していくというようなことをいま重点的にやっております。

また先ほど申し上げました人手不足対策でありますけども、すでに今年度の9月補正予算で外国人技能実習生の雇用支援ということに着手しておりますがこれをさらに拡充して支援策を強化しております、この点も柱の一つとしたところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（野村勝憲）

どうもありがとうございました。それではですね、再質問させていただきますけども1番目に挙げられました観光についてでございますけどもこれについてすこしですね、何点か質問させていただきます。一昨年からですね、アニメ映画「君の名は。」の国内外の上映によりですね、その聖地巡礼効果で2年連続飛騨市への観光客は100万人を超えております。昨年度は113万人と外国人も含め、たしかに外からの人は確実に増加しました。当然、人が増えたぶんですね、所得お金も増えたと思いますがここ二年間での金額面での経済波及効果は大体どのくらいあったでしょうかね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

数字の問題でございますが、できれば発言通告をいただければとたいへんありがたいんですけども、手元の平成29年度の観光統計のデータで見ますと直接支出ですね、宿泊費、みやげもの代合わせて155億円というのが飛騨市のデータでございます。

○11番（野村勝憲）

それではですね、古川町のまちなみ観光客はたいへん伸びております。平成29年度は142パーセントで約38万人の観光客がまちなみを散策されたようですがこれもですね、当然経済波及効果はあったと思いますが具体的にですね、売り上げを伸ばされた業種やお店というのはどんなところだったんでしょうかね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

古川町内、古川市街地中心にですね、飲食店なんかでお客さんが増えたという話は随分伺っております。ただこれは受け手の問題ですので、お店がじゃんじゃん増えていけば当

然消費額は増えていくわけですが、お店の数自体が限られておりますし、それぞれのお店がですね、小さい家族でやっておられるようなところが相当ありますので、お客さんは増えたからといって客数を増やし営業時間を増やすということはなかなかできないということも考えますと、当然それが市内全域大幅に波及していくということではないと思いますが市内飲食店、宿泊中心にプラスの影響が出ておるとこのように承知しております。

○11番（野村勝憲）

観光客はたしかに増えております。しかし残念ながらですね、宿泊者数は逆に前年に比べ1.2パーセントのマイナスです。そしてなかでもですね、ホテルや旅館がですね、3.1パーセントのマイナスという状況でございました。私はこのことからして「君の名は。」による経済波及効果というのは、ホテルとか旅館に絞り込んだ推測ですけども薄かったのではないかということを感じているのですが市側としてはどのようにとらえられられますでしょうかね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

観光統計の数字をお引きになりましたけれども、この中に明記しておりますが旅館・ホテルの減少はスポーツ合宿の少子化にともなう1チーム当たりの人数の減少が原因です。古川町市街地だけをみますとプラス4.7パーセント増えておりまして、その意味では私はプラスの効果があったとみております。ただし、これはいろんな「君の名は。」だけではないわけでありまして。全体的ないろんな数字が増えてきてこうなっているということでもありますから現実にもこれも観光統計の中に書いておりますがゲストハウスの増加が非常に多かったと。これは「君の名は。」の需要ではございません。とくに外国人需要であります。ですからこの数字だけを見てですね、減少したので、「君の名は。」効果が無かったのではないかというのはいささか分析不足ではないかとこのように感じております。

○11番（野村勝憲）

たしかにゲストハウスはですね、高山市も伸びておりますし、全国的にも伸びておるんですね。そういった中で、私はですね、残念ながら「君の名は。」のブームというのは大体一段落してきていると思っているんですね。そこでですね、おそらくここ1年でですね、観光客はいまはですね、100万人台を超えておりますけれどもおそらく100万人前後にまた推移するのではないかと予測するんですけどもさらなる観光客数をアップするための観光経済対策は現在具体的には取られていると思いますけれども、どのようなことを考えられているか教えていただければと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げましたが100万人に戻るのではないかとこういう話でございます。

できればこのあとその根拠をぜひお聞かせいただきたいと思うわけではありますが、私としてはですね、それぞれいろんなものの積み上げがございます。例えば宙ドームですが大体16万人から17万人の推移です。いま展示施設の整備をやっておるわけですがこのぶんを大きく伸ばしていくというのが一つの戦略としてやっておるわけでもあります。それからガッタンゴーが大体4万人前後の推移です。湊谷コースを設けることによってこれを増やしていきたいということでもあります。それからそのほかきつね火まつり、三寺まいり、古川祭このあたりが増えてきておるとするのは、いろんなそれこそ「君の名は。」等を通じた知名度のアップの効果ではないかというふうに思っておりますし、まちなかを増やしてきておりますのは、これは観光課の職員中心にバスとかの台数が随分増えてきておまして、いろんなところにプロモーションをかけておる、その成果ではないかということでもあります。それからあと宮川の鮎釣りが1万5,000人前後であるわけですけれども今回鮎の対策を強化しているのはこういうところも増やしていきたいということでありまして、全体的にばくっと大体このくらいということをやっているわけではなくて、個々のパーツをどうやって伸ばすのかという対策をとりつつ、全体としての観光客数アップを図っていききたいということでもあります。それから「君の名は。」の話にふれられました。減っていくのではないかということでございます。たしかにいまと同じような数字が続くとは私も考えておりません。当初からそう思っておりました。ただここ最近の数字を見てみますと、これは先日観光庁の方々ともお話をしておったのですが、アニメツーリズムの場合というのは、ドラマと違って急激に減ることが少なくなくて比較的少ない人数でもずっと続いていくという傾向があるというのが全国的な傾向。しかも「君の名は。」クラスの大ヒット作品、先日テレビ放映がたいへん視聴率が高かったということをお考えますとおそらく今後何回も繰り返されてテレビ放映される可能性が高い。そうするとその方々がおいでになったときにいかに喜んでもらえるかということはやっぱり継続していかなくてははいけない。そのように考えておりますので、これもですね、おそらく年間3万から5万くらいの数字にはなってくるだろうとは思っていますので、その辺りも継続してやっていけるような対策が必要だとこのように考えているところでございます。

○11番（野村勝憲）

私はですね、過去の古川町時代からのですね、観光客の入り込み状況含めて分析してですね、「さくら」のときとですね、いまの「君の名は。」のときと比較したりですね、そういったかたちでおそらくですね、私としては過去のデータとこれからのことも組み入れて推測したのが100万人前後じゃないかなということなので、これに時間がありませんで、次に進めてまいりたいと思いますけれどもまたどこかで私の考えは述べさせていただきます。

それではですね、次に進みます。雇用の場と従業員の確保についてを質問させていただきます。平成25年10月の市民アンケート調査によれば人口減少、少子化に歯止めがか

からない要因について「働く場がない」と回答した人が78パーセントと最も高く今後「市に力を入れてほしいことは」の問いに対して「雇用の場の確保」と回答した人が54.5パーセントとこれまた高く、飛騨市が今後発展するキーワードは雇用であると改めて認識させられました。一方昨年9月に発表されました飛騨市の景気動向調査、これですね、これによれば総合景況感は厳しく、経営上の問題では第1位が需要の停滞、減少。2番目に従業員の確保難。そして3番目に設備の老朽化で各事業者の方々は相当に苦労をされていることだなということが読み取れました。そこで市民の皆さんから最も要望が強い雇用の場の確保とそれぞれの事業者の方々が悩んでおられる従業員の確保は飛騨市にとって重要な課題で今後その解決策が強く求められてきております。そこで私は12月の議会終了後、企業立地を柱に地方創生に経済政策を進めて、その結果毎年6000人の人口が増え続けている愛知県の幸田町、現在の人口はですね、4万1,230人で、われわれ議員定数は16名です。をはじめ愛知県、あるいは静岡県、そして岐阜県の15の自治体と浜松に本社をおかれている大手自動車メーカーのスズキ株式会社さんをはじめ、有力企業を訪問させていただき、企業立地推進の取り組みを学ぶとともに飛騨市のPRや売り込みをしてまいりました。最近岐阜県内の企業誘致活動は活発でございます。例えば東濃地区の瑞浪市では、平成26年に工場が閉鎖しましたSONY瑞浪工場の跡地に約1,000人規模の雇用となる愛知県安城市に本社を置くアイシン・エイ・ダブリュ株式会社が新しい会社で進出されることが決定しております。さらに隣の多治見市では、多治見長瀬テクノパークに日本ガイシ株式会社さんですね、これは森村グループの会社ですが、この工場進出が決まる中、郡上市や海津市でも来年度企業誘致に新たに大きく予算化するなど今後企業誘致合戦が県内でも私は激化してくるものと推測されます。そこで飛騨市の各事業者や企業から人手不足の声を聞く中、次の4点について質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。今後雇用の場の確保の多くの市民の声に対して市はどのようにこたえていきますか。2点目、これまで2年間の企業誘致活動とこれからの企業誘致活動の具体的な展開案はお持ちでしょうか。3点目、私は旧北陸電気工業古川工場と旧アーク神岡工場跡地の二本柱で企業誘致を積極的に取り組むときではないかと思いますが。4点目がですね、いま人手不足の時代に突入し、これから積極的に外国人労働者の受け入れを市としてその環境を整えるべきと考えますが、以上4点についてお答えください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

雇用の場と従業員の確保につきましてのお尋ねでございます。4点あります。関連しますので、一括して私からお答えしたいと思います。まず、その雇用の場の確保という市民の声にどうこたえていくのかとこういうお尋ねでございます。市民アンケートもそうで

すし、市民の皆さんとの意見交換、あるいはさまざまな場面で、私も市民の皆さんとお話しておりますと、とくに高齢層の方々中心に若者が定着できる場を欲しい、必要だということをおっしゃる方が大変多くおられる。そうした多くのご意見があるということは当然承知しておりまして、市民の皆さんの関心が非常に高いテーマであるということは間違いないわけでございます。

一方で、市内の現状を見ますと、市内の企業は軒並み人手不足ということでございます。かたやで雇用の場が欲しいと多くの方がおっしゃっている一方で、同じ市内で多くの企業が人手が足りないと言っている。これを一体どう理解するのかとこういうことでありまして、これはミスマッチでございます。つまり働く場所が不足しているのではなく、「働きたい場所」が不足しているという構造的な問題があると認識しております。

ここでいう「働きたい場」であります。これは全国共通でございまして、製造業よりも都市部の立地が優位なサービス業、それから小企業よりも大企業。こういう流れでございます。これは本当に岐阜県全体、全国全体が同じような傾向にあるわけでありまして、この職業志向の差が雇用のミスマッチを生み出しているというところでございます。

しかし、先ほど申し上げましたように、都市部のほうが立地が優位なサービス業、大企業というのが地方に立地するということは実質上ほとんどありえないわけでありまして、その中でどういう対策をとるのかということになるわけでありまして、実際そこで大きなポイントとして学生等に市内企業の魅力が伝わっていないということがあるのではないかというのが私どもの考えでありまして、実際にシンクタンクの研究員、いま十六総研さんがこちらに拠点を構えられて、飛驒の現状分析をしておられますけれども、そうした方からも、市内企業の情報発信能力の強化が必要だということの指摘をいただいております。

このため、市ではまずは市内の既存企業の魅力をよりよく伝えるということに重点を置いた取り組みを進めておりまして、市独自の就職情報誌の製作配布、そうしたほかネットでの情報発信を強化するということに取り組んでおるところでございます。あわせて、企業自体の情報発信能力の強化ということも大事だと思っております、そうしたところにも力を入れていきたいと思っております。

それから2点目なんですが、2年間の企業誘致活動はどうだったかと、こういうことでございます。この飛驒市内における新規の企業誘致活動の実績でありますけれども、例えば、古川町宮城町の「北陸電気工業跡地」、過去5年間に16件程度問合せをいただいたと、その都度条件提示をしたということは先にも答弁で申し上げたところでございますが、ただ減ってきておりまして、昨年度は1件でございましたし、本年度の問い合わせはございません。その意味では企業誘致に至った事例はないわけでありまして。ただこの背景には、飛驒市内で人材が確保しにくいということがあるというふうに見ておりまして、これが大きく影響いたしております。

一方、企業誘致というのは新しい企業の進出のみがクローズアップされがちでござい

まして、ずっとそういう考え方で考えられてきておりました。しかし、今ある企業の事業拡張を支援していくというのも立派な企業誘致活動であるという認識がいま一般的でございまして、県などでも同様の考え方で取り組まれております。飛騨市も同じ考え方をいたしております。

その点で申し上げますと、今年2月20日に古川町のイビデン物産株式会社飛騨工場、事業拡張されました。古川町内のハウスで栽培・収穫された「葉大根」を一貫ラインで生産出荷できる工場を新たに完成させまして、ここで新たな雇用として今年度当初比で正社員4人、パート7人の計11人、今募集をされているところでございます。

この実現にあたりましては、葉大根の生産拡大を行うことが不可欠ということがございましたので、昨年度来、市において全面的な支援を行ったところでございます。その結果がこの事業拡大に結びついたということで、これはまさに事業拡張支援型の企業誘致の成果であると考えております。

このほかにも、昨年度は古川町の株式会社飛騨ダイカストさんの工場拡張を支援いたしまして、13名の従業員が増加と、内7人が飛騨市民という実例もございます。

かねてから申し上げておるわけでありますけれども、企業誘致は、飛び込み営業したり広範な広報活動を行うというものではございません。「商品」としての工業用地の情報を持っておいて、そうしたそういう用地を探しているというわずかな情報を得て、さっと動いてあるいは投資情報を幅広くキャッチして、迅速に動いて企業立地につなげるというのが実際の企業誘致活動ということでございます。

ただし先ほど申し上げたように、労働力人口自体が飛騨市は少のうございますから、先ほどご紹介いただいたような都市部のような活動はできないわけございまして、その意味では、市内企業の事業拡張、関連会社の立地を主要なターゲットとしていくのが重要と考えておりますので、私自身も市内企業あるいは市外の親会社等への企業訪問、今もやっておりますけれども、今後も積極的に行いまして、努力を重ねていきたいと考えておるところでございます。

3点目ですが、旧北陸電気工業古川工場、それから旧アーク神岡工場の跡地を柱にしてはどうかと、こういうご提案でございます。実際に過去に紹介をした経緯もございますが、先ほど申し上げましたように、企業誘致活動というのは、あくまでも企業側の要望にこたえていくというのが基本でございまして、行政が開発した工業団地というようなケースは別ですけれども、自由に売買ができるというものではございませんので、手元に常に案件を持っておいて、交渉の経過の中で条件に符合するようであれば、すみやかに提示するというような状態にしておきたいと考えているところでございます。

それから最後に4点目なんですが、外国人の活用のお話がございました。明らかに人手不足、しかも掘り起こせる人材がもういないという中で、外国人労働者の受け入れは必然の流れであると認識しております。

私も先日、古川町杉崎の株式会社小畑産業さんを視察させていただきました。小畑社長

からもお話を伺っておりまして、1月中旬より新たに外国人技能実習生を受け入れるということでございましたので、そのあとに伺ったわけでありまして。ベトナム人の若者3人が、生き甲斐を持って本当にやる気を持って従事されておりましたし、また飛騨市にたいへん愛着を持っておられるということをお聞きいたしました。本当に心強く感じた次第でございます。現場でも貴重な戦力として温かく受け入れられておりまして、同じ時期に受け入れを行われました株式会社飛騨ダイカストさんからも同様の状況をお聞きしております。

外国人受け入れに当たって市の役割としては、日本語コミュニケーションの支援、それから地域の方々や実習生同士の交流機会の提供ということをしていただいているわけでありまして、こうしたことによって飛騨市での暮らしを快適に送ってもらえるような環境整備をすることが大事だと考えておりまして、9月の補正予算でも関連事業の手当をいたしましたし、新年度予算でも強化しております。

とくに新年度予算におきましては、外国での募集・確保のための活動、例えば現地への渡航費ですとか、そうしたことの支援を拡充するというところで、現在予算を提案させていただいておりますし、介護の現場にもその範囲を拡大したいと考えているところでございます。今後とも現場の声をお聞きしながら、こうした外国人技能実習生の確保についても、支援を拡充していきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（野村勝憲）

ありがとうございました。私いろいろ先ほど申しましたようにいろんな企業とかですね、あるいは自治体を回ってきた中で、例えばですね、飛騨市では残念ながら企業誘致に積極的に売り込むというようなパンフレットとかツールというのはちょっといままで見たことがないんですね。例えば多治見市さんだと長瀬テクノパーク、こういうパンフレット。幸田町さんは企業立地のご案内とこういったものをつくっていらっしゃるんですが飛騨市は単独でですね、このようなパンフレットはつくっていらっしゃるんですかね。つくってはいないんですかね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

企業誘致に対するまとめたパンフレットというのは持ち合わせておりませんが、先ほど市長が答弁されましたとおり、それぞれの場所につきましては図面とか土地の条件、また市、県の優遇措置等をすぐだせるような状況にはしておりまして、そういうもので対応させていただいております。

○11番（野村勝憲）

私を知りえるのは企業立地ガイド、これ岐阜2017版ですね。この中にたしかにこれ県主導ですけども北陸電気工業株式会社古川工場跡地というのがございまして、これ

は瑞浪市の市役所さんからいただいていたんですけども、それはそれとしてですね、私はですね、「君の名は。」で飛騨市の知名度がいま上がっているわけですよ。上がっている。皆さんご存じかどうかわかりませんが株式上場している企業はですね、2003年ほとんど3月決算を迎えます。相当な最高益を出すと予測されている見通しになっているわけですね。それでですね、例えばですね、多治見市さんや幸田町、とくに幸田町さんはですね、要するにどんどんどん人口伸びています。たしかに人手も足りません。そういう中でですね、このように企業立地マスタープランというのをですね、つくりまして新産業創生の取り組みや人材育成の取り組みをされ、ここの町長さん大須賀さんとおっしゃるんですけども、町の人口を5万人にするとみずから先頭に立って地方創生を薦めておられました。ぜひですね、飛騨市もこういう先進地にですね、視察に行かれたらいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先進視察というのは、どこにでも行けばいいというものではございませんで、私たちのこの地域柄、人口の構造そうしたロケーションにあって、学ぶところときちんと学ぶということではないかと思っております。先ほどご紹介になったようなところ、私も県の職員でございましたし、商工労働部で深く関わっておりましたので、条件は十分を承知いたしております。そういう活動があることも十分承知をいたしております。私たちがいま学べきところというのはそういう点ではないというふうに考えております。先ほど言いましたようなこれもおそらくしっかりと分析しておられると思いますけれども、労働力率が非常に飛騨の場合圧倒的に高い。つまり働く人間がほとんど働きつくしているという中でどうやって産業を維持していくのかという非常に大きな問題に直面しているわけです。したがって例えば高齢者の活用が進んでいる地域、高齢者にいきいきと活用してもらえるようなことを積極的に進めているような自治体。あるいは女性の活躍を進めていくような自治体。そういったところの例はいろいろ調べてまたいろんな視察にも行きたいとあるいは話を直接市長から伺ってみたいというふうに思っておりますが、それはやはりきちんと政策目的、ここにあった地域を学ばせていただくのが基本ではないかこのように考えているところでございます。

○11番（野村勝憲）

じつはですね、幸田町をおじゃましたときに私がアポイントをとらせていただいた方はですね、長崎県の島原市さんから出向されている職員の方だったんですよ。いま市長はですね、状況が違うとかですね、そういうことを申されましたけども長崎県島原市は私もよりもまさに企業立地には私もより劣っていると思います。そこがですね、1名、1年でですね、たしか企業立地課はですね、7名の職員がいらっしゃいました。1名は国の産業省に出向されています。国とパイプをとっていらっしゃいます。そこへ出向してです

ね、きちんと学んで1年間、学んでそしてふるさとの飛騨市に帰ってどうやったら企業誘致ができるかということを学んでいращやるわけですよ。そういう事例があるわけですし、実際やってらっしゃるわけですからその辺を私は学ぶべきだと思いますがいかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げたように学びたいと思っているんです。いろんなところの。ただどういうところを学ぶかはしっかり私たちの考えに基づいて学ぶところを考えさせていただく。このように申し上げておるわけでございます。

○11番（野村勝憲）

もう一つですね、先ほどアイシン・エイ・ダブリュ株式会社さんが瑞浪市に新会社を立ち上げたということを申し上げましたがこのようにするにこのSONYさんが平成26年に工場を閉鎖されたんですね、瑞浪工場。そのあとなぜアイシン・エイ・ダブリュ株式会社さんに決まったかとそのきっかけは何だったか、市長、県にみえたからご存じでしょう。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

個別の事情は存じあげておりません。

○11番（野村勝憲）

じつはそのきっかけというのは、平成27年にですね、瑞浪市にベルフラワーカントリー倶楽部というゴルフ場があります。そこにトヨタグループさんが平成27年の秋にゴルフコンペをされました。それでパーティー会場へ市長さんが乗り込まれて、そしてじつはこういう敷地がありますとSONYさんの跡地が、ぜひトヨタグループさんで検討してもらえませんかということを申されたんですね。さらにそのあとに職員がですね、トヨタグループたしか協豊会というのは200社あると思います。そこへダイレクトメールを出したということからはじまったのがこういうことなんですね。したがって私はですね、何を申し上げたいかという、先ほど申しましたようにこういうツールをつくってですね、いつも準備していかないと。そして、どういうタイミングをとらえたらいいかです。昔は「時は金なり」といいましたが、いまは「タイミング イズ マネー」の時代なんですね。タイミングを捉えるということをですね、やっぱり市長も当然やっていращやるとは思いますけれどもそういったことが必要になってくるのではないかと思います、ぜひですね、飛騨市もこういうことを参考にして積極的に取り入れてもらいたいと思います。

そこで私、具体的に提案なんですけれども企業誘致はですね、飛騨市の固有の持っている資源を生かすということですね、例えば水がいい、空気がいい。それから山間地である

ということですね、私はやはり薬品会社がどうかなと思っているわけですね。とくに富山市さんは、予定していた工場団地はもう満杯なんですわ。場合によったら八尾のほうかな、あちらのほうの山を削ってという話もあるようですわ。そういうことなんで、富山には非常にジェネリックも含めて有力企業があります。こういったところにアプローチをすとかですね。それから森村グループですね、こちらには日本ガイシさん、あるいはノリタケカンパニーさんとはですね、非常に縁のある関連会社が飛騨市内にあるわけですね。ですから愛知県の森村グループ、富山の薬品会社にターゲットをしばってぜひ積極的に、たしかに人手の問題ありますけれどもこれはどこも一緒ですわ。都会も一緒。いろいろ耳にしてきました。一緒なんで、ぜひその辺もですね、アプローチされたいかがかと思いますが、どうでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほどのお話で、個々の事情は承知してはおりませんけれども、実際に大体何が起こったかは知っておりますが、必ずしもおっしゃるようなことではないというふうに私は承知しております。その上でなんですが、やはりどうも飛び込み営業的なお話になっておりますけれども、私は先ほど申し上げているように飛び込み営業という形は企業誘致は基本的にはとられていないわけでありまして、したがっていろんな細かい投資情報をキャッチしていくというのが大事ではないかと思ひますし、そこで迅速に動くという、それが例えばほかの業種であったとしてもですね、大事ではないかと。ただし飛騨市で薬品系の企業がございますので、情報が入りやすいことは間違いございません。そうした話は常に意見交換もしておりますので、そうした糸口を見つけていくということではないかというふうに思ひます。それから人の問題はどこも一緒だとおっしゃいましたけれども、先ほどから申し上げているように労働力率なんかを見たときに全然構造は違ひます。それから例えば同じ人手不足でも人口の多いところと高齢化が進んで若い人たち、そのものが少ないところでは、まったく基礎的条件が違ひわけでありまして、これは同一に論じることとはできないと思ひます。ですので、あえて反対質問はいたしませんけれども、人手不足、どう認識しておられて、ここで企業を誘致したときにそこに必要な例えば100名とか50名という方を市として提案できるというご自信がございましょうか。そうしたことも含めあわせて、やはり企業誘致活動というのはしていかなければいけない。そういうことですから、やはり先ほど言ひましたように飛騨市の形としては、事業拡張型の企業誘致というのが1ついい手段ではないかというふうに私も考えておりまして、そこに力を入れていきたいというのが先ほど答弁で申し上げた趣旨であるわけでありまして。

○11番（野村勝憲）

残念ですけど、私は飛び込み営業のことを言っているのではないのですよ。営業戦略を持ちなさいと言っているわけなんですわ。営業戦略をターゲットを絞り込んで、そうしてこ

の地域に合った合致したものがあるわけですね。そういったところをきちっと整理してやりなさいということを行っているんですね。いまの話、市長の話を聞いていますとほとんど企業誘致は絶望的なのかなというふうにとらえても仕方ないと思いますよ。これでは元気なふるさととはできないと思いますよ。やはり難易度が高くても挑戦するんだというかたちをとっていかないと飛騨市はたいへんなことになると思います。

そこでですね、もうひとつ人材のことですけれども来年度の予算の中で外国人介護人材の受け入れ支援予算をつけられたことは、私はこれについては評価したいと思います。先ほど株式会社小畑産業さんの話をされましたけれども、私も社長からご案内をいただきまして、ベトナム人3人が20歳前後の方が働いておられました。その現場を視察してまいりました。たしかに真面目でですね、非常に戦力になっているという話でした。それで、本人たちにもお会いしたりして聞いてきましたけれども。それはそれぞれね、ほかの企業でもベトナムの方を雇っていらっしゃると思いますけれども。ここでですね、佐藤病院室長にちょっとお尋ねしたいんですけれども当然神岡病院の介護関係の職員さんですね、こちらの人手はどうなんでしょうか。足りているのでしょうか。

□病院管理室長（佐藤哲哉）

いまおっしゃられたように老人保健施設たかはらにおきましてはいま入所者に関しましてはほぼ98パーセントくらいの推移できております。介護人材につきましては十分とは言えませんが何とかやりくりをしています。ただ今後を見ますと、介護人材を確保することは、重要な課題かと思っております。

○11番（野村勝憲）

ありがとうございます。私はですね、今回の予算ではですね、フィリピン・ベトナム・インドネシアもたいへん良いと思います。さらにですね、中国人の人材確保というのは、検討されてはいないのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

介護人材の話になるのでしょうか。そもそも制度として外国人技能実習生の介護の開放ということがあるんですが、EPAという経済協力協定の部分を使いながら模索をしていくということでありまして、インドネシア・フィリピン・ベトナムが対象国となっているということで、そこから着手しているということでございます。

○11番（野村勝憲）

私、去年の暮れですか、4人ほど人材派遣会社の方、神岡を中心にですね、私のほうを訪ねてこられまして。私なりに情報を得ておりますけれども、いわゆる飛騨市と富山市に人材会社があるようですけれども、そこではですね、その方いわくですね、中国の瀋陽市、旧満州ですか、交流があると。とくに富山の薬品会社、大手ですけれども、こちらの方が人脈を持っていられるということなんで、ぜひそういう人たちともコミュニケーションをとっていただいて、場合によったら先ほど私企業誘致の中で薬品会社と申し上げましたけれどもそういったところからもですね、可能性がないことはないというふう

考えていますのでぜひ情報交換をしていただいて、お願いしたいと思います。

それでは最後の3点目のですね、数河高原に光を当てる地域振興策についてを質問させていただきます。私はこの2月はじめに飛騨市のコンベンション施設利用のお願いに中京大学・愛知学院大学・名古屋産業大学・金城学院大学そして至学館大学の5大学と1月19日金曜日にですね、午後6時15分から夕方ですけれども15分番組で放送されました三寺まいり、これはメーテレさんですけど、その「UP!」の番組の放送していただいたお礼とそれから来年オープン予定のひだ宇宙科学館のカミオカラボPRで取材協力をお願いでメーテレ、いわゆる名古屋テレビ放送と申しますけれども、あるいは東海ラジオなどを訪問し、その反応は大変よくですね、帰りまして早速観光課の北村課長にお会いした方々の名刺を渡し、市としてもですね、今後アプローチをしてもらうようお願いをしております。昨年、市民の皆さんからご協力をいただきました至学館大学の公開講座についてですね、これはからくり人形の魅力につきましては、ことしもですね、8月の18日に至学館大学さんと古川祭保存会、この2つの主催で行うことを快諾を得ることができました。そうした中ですね、開催場所の飛騨市文化交流センターの施設内容についてはですね、これはほかの15の自治体にもおなじようにですね、紹介してまいりましたんですけども、他の自治体からはうらやましい施設だと、非常に中身がいいなという声が出ておりましたので私は積極的にこれも含めて要するにコンベンションのですね、施設は売りに出るべきだと、このタイミングだと考えております。

さて皆さん、ご承知のように来年9月20日よりラグビーワールドカップの日本大会が豊田市はじめ全国各地で開催され、ことしあたりからラグビーが再び話題になってまいると思います。そうした中、ことし数河高原はラグビー開場40周年を迎えるということです。20年ほど前はですね、ラグビー界では東の菅平、西の数河と言われたときもあったようですが、再びラグビーをはじめスポーツ合宿と健康の数河高原として売り出すために次の2点について質問をさせていただきます。

まず1点目が緑地広場の赤土グラウンドですね、これを何とか人工芝にしてラグビーだけでなくほかのスポーツでもですね、利活用できるように幅広くできるようにですね、考えていただけないか。

そして2点目が数河高原にクアオルト健康ウォーキングコースですね、「白樺の小径」、これは仮称ですけども、をつくってですね、やっぱり春から秋、夏だけじゃなくて交流人口が増えるようなそういう施策を考えられたらどうでしょうか。以上、2点についてお答えください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

緑地広場の人工芝化のお話がございました。数河地域は非常に大事なところでございまして、スポーツ合宿を獲得できる地域と考えております。これは飛騨市の強みでもある

と思っております。実際に飛騨市宿泊全体の８．５７パーセント、旧古川町地域に限ると１６．１パーセント数河で稼ぎだしているということでございますし、地元の皆さんの対応がたいへん好評でとくにラグビー大会の主催者からは、グラウンド整備や駐車場の確保、地域一体となった受け入れ体制ということに高い評価をいただいております。

しかしこの昨今ですね、数河地域のおもな宿泊需要のスポーツ合宿が全国的な激しい競争にさらされておまして、現に国内他の地域で数河に来ている大会・合宿を誘致したいという動きも起こっております。このため主催者への継続的な働きかけや大会実施のための環境整備などいままざまな手を尽くしながら流出しないようにということでは、大会の流出防止を図るうえで、あるいは飛騨市の本気度というものを伝えていくうえでも非常に大きな効果があり、また大きな武器にもなると考えておるところでございます。

ただ他方でこれも一般質問でも何回か申し上げておりますが市内各所でスポーツ施設整備の要望がたいへん多いという中で財源の確保と優先順位づけを行う必要がございます。現在スポーツ施設整備計画の策定を進めているところでございます。当初年度内の策定を目指していたのですが、検討すべき点が多くなりまして、新年度におきまして新たに外部有識者の意見を聞く機会を設けたいと思っておりますので、そうしたこともふまえて、できるだけ早期に整備方針をまとめていきたい。その中で検討したいとこのように考えております。

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

□農林部長（柏木雅行）

それでは２点目のクアオルト「白樺の小径」をつくることについてお答えいたします。このことにつきましては、昨年の６月議会において、野村議員から同じ質問をいただいております。同趣旨になりますが、改めて答弁させていただきます。

クアオルト健康ウォーキングのコース設定につきましては、日本クアオルト研究所が専門的見地に基づいて行うこととなっております。議員ご提案の数河高原の「白樺の小径」につきましては、市から提案を行いましたものの、コース自体の距離、市街地からの到達距離、標高差などから条件と合致しなかったため、残念ながら現地調査の前に選かられております。

しかし、今後新たなコースの開設も進めていく方針でございますので、その際には、同研究所に現地調査をお願いするとともに、認定ガイドである実践指導者やウォーキング参加者の意見を踏まえながら、改めて検討をお願いしてまいります。

○１１番（野村勝憲）

ありがとうございました。グラウンドの整備の件ですけど、いろいろスポーツ施設についてはですね、要望があることは存じ上げておるんですけども。私はですね、ぜひです

ね、数河高原の緑地広場の赤土グラウンドを人工芝にすることを最優先に考えていただきたいということはですね、なぜ申し上げるかというところでですね、ご存じの方はいらっしゃるかもしれませんが、郡上市がですね、スポーツ振興課というのを設けておりますけれども、こちらにですね、旧美並村ですね、美濃市に近いところですけども、美並地区にですね、じつは赤土のグラウンドがあります。これをですね、今年度で終わると思いますけれども人工芝に変えるんですね。そうしますとたしかですね、郡上市さんはひるがの高原のほうに2面持っていっぱいいます。それと今度はですね、愛知県とそれから関西エリアに近いところにですね、人工芝でですねラグビーができる環境を整えて合宿地として売り出そうということを考えていらっしゃいます。したがってですね、とくに子供たちの少子高齢化によってですね、いま競争が激しくなっているわけですね。そうした中でですね、やはり受け入れ体制の環境整備をしていかないと、また競争が増えてくるわけですからぜひ近いところでそういうことが起きているわけですからぜひですね、なんとか数河高原のですね、赤土グラウンドを芝生化に優先的にお願いできないでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げたような計画の中で慎重に検討していきたいと思っております。

○11番（野村勝憲）

以上で質問は終わりますけれども、皆さんのほうから私に質問はありませんか。まだ時間ありますのでね。私のほうから逆に簡単な質問をさせていただきますけれども、これからですね、少子高齢化で自治体というのは厳しい局面を迎えてくる。これは誰しもわかります。どの自治体もですね、先ほど言った幸田町さんとかですね、長野県の東御市（とうみし）ちょっと違うケースだと思いますけれどもそういった中でこれからの自治体にですね、もっとも求められることば、二文字ですけども何だと思います。副市長どうですか。行政経験の長い副市長。

□副市長（小倉孝文）

私は私の考えがございますので、野村議員と合うかどうかわかりませんので、この場ではひかえさせていただきます。

○11番（野村勝憲）

私はですね、いろいろいままで100以上の自治体を回ってきました。そういった中でですね、なるほど財政力指数が高いところはどうやっているんだ。あるいは低いところはいろいろ比較しました。そうした中で一番感じたのはこれからの時代は自治体運営ではなく自治体経営をしているところ、経営をしなくてはいかんということでぜひ皆さんがですね、やっぱり民間の発想を取り入れて地域経営をしていただきたいなとそれをせつにお願いをしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で11番、野村勝憲君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。なお再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時50分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に13番、高原邦子君。

〔13番 高原邦子 登壇〕

○13番（高原邦子）

議長より発言のお許しを得ましたので質問をさせていただきます。

今定例会は、来年度の当初予算その審査という大切な議会であります。提案されていた予算書を見ましたら、本当に細やかな点まで踏み込んでありました。各部署がですね、PDCAをしてくれていることがよくよくわかるものでありました。私は14、5年議員をしておりますがその中で一番よい予算書になっていたと思っております。大いに評価したいと思っています。ただ作業がたいへんだったこと、職員の皆さんがたいへんだったなということがわかります。しかしこういった書類を出してきたことには敬意を表したいと思っているものです。

市長がですね、人口減少問題に対してはいろいろ研究されてきておられまして、議員の集まりのときにも講演会の中で、講義してくださりまして、なかなか言葉はよくありませんけど一言居士的なものはもっていらっしゃるということは承知しております。わかっているんですけど、それゆえ聞きたいなと思っております。

今回はその人口減少の中でいま前の議員さんたちも言われておりましたけれど、人手不足についての考えを伺いたいと思っております。今回はですね、介護関係の外国人に対する招聘に対する予算計上がされておりました。本当にいろんな意味で心、配られている予算提案でありましたので、そのことは賛成するものであります。厚生労働省もですね、この外国人技能実習制度というものに対してはいろいろ改正しております。しかし、まだまだ問題というところもあると思いますので、それを踏まえてお伺いしたいと思います。

1番目、外国人技能実習生の介護分野への参入についての考え方は。ここが改正されたところで、前は介護分野には参入できなかったのができるようになったと。それについてのどのように考えているのかということです。

2点目、期間限定と書いてありますが技能実習生等々にはやはり入管の関係もありまして、期限が設けられています。いろいろ国家資格をとった場合は、ずっと永住というか、定住できるようなそういうふうにもいまなっていてあります。私の考えている、こんなふうだったらいいなと思うのはですね、最終的には優秀な外国人が定住していくこと。それを目指していきたいなと思ってあります。定住なんですけれども、それには段階的にね、物事を進めなくてはいけないという。ですから今回は予算書で提示されたそういったものからはじめていきますよというそういった市の思いもわかるんですけども、市長は岐阜新聞の「素描」の中で「市民の力を信じて人口が減少しても衰退はない」というふうに述べられているんですよ。ですから人口が減っても衰退はないということ言われて本当にマイナス思考ではなくていいなとは思いますが、じゃあどのようにその外国人というものに対して考えてみえるのかなと思いました。他の自治体はですね、やはりどこも日本、東京とかそういうところは除きまして、人口減というものが本当に大きいものです。それをですね、新たな外国人の流入で補っているという面があります。もちろん人口減100パーセントをその外国人の流入で補うことはできませんけどそういった面で調整しているというそういった自治体があります。私は市長に伺いたいのは、人口減少をしていくなかでですね、先ほどもですね、先ほどの議員とのやりとりの中でも私も本当に思いました。労働力、労働人口の減少というのはですね、本当にものすごいもので、私たち議員も当初からの飛騨市議会はじまってからの議員たちも企業誘致等々、あと人口減をどうして止めていくか。市民の働く場所、市長は先ほど何というか、ミスマッチということ言われたけれどそういうことも研究してきました。私はとある方に言われました。「例えば100人欲しい場合は1,000人の余剰の人口がないと企業は進出できませんよ」と言われたんですよ。「10人必要な場合は100人が余裕をもって企業を助けてくれるような状況でないとだめですよ」と。「高原さん、どうですか。」と言われたことがあったんですよ。「それだけ余裕ありますか。」と。そこを私は先ほど市長言ってみえたところだと思うんですよ。企業誘致してくる。富山のこととかいろいろ出ました。富山もですね、YKKAP株式会社からちょっと忘れちゃったけど本社移転してきて、その時は横浜かどっかから全部社員も何もかも連れて移転してきているんですよ。そうすると労働力はいいと。そういった意味での誘致というものはありかなとは思いますが、本当にこの人口減少でですね、いまやっているその企業もたいへんな思いをしてなかなか人が集まらない、助けてもらえない状況の中でどうしていくのか。先ほど市長は答えられておりました。そのいまある企業をしっかりと支えていくことも、もっとそれを伸ばしていくことも企業誘致の一つではないかという。それはわかるんですが、じゃあ外国人も考えて、新たにどういう社会、世の中を市長は描いてみえるのか。そこをお伺いしたいなと思っています。

そしてですね、この3番目にですね、全国の多くの自治体がその先ほど言いました人口減少問題に対峙していますけれども、実習生の問題で逃亡したりとか行方不明というこ

とがあって入管関係もかなり動いたりもしています。私はどこに問題があるのかなと考えました。言葉じゃないかと思うんです。たしかに同じこの日本の中にいる同じ国の人たち同士でいまはやり取りがあって、「こっちのほうがお給料いいよ」とかいろんなこともあるかもしれませんが、むしろこの技能実習生というのはやはりしっかりと勉強したいなとその技術を本国にもっていきたいなという思いもある人も来ていますし、また日本で長く頑張って国家試験とっていききたいなという人もいるわけなんです。私は言葉だと思うんですね。言葉でしっかりとその人の悩みとか困っていることに対して向き合っていればきっとこの場を離れたいというふうで逃げたりもしないだろうし、いい環境がとても重要であると思いました。そうしたら通訳が私はとても重要な位置を占めるんじゃないかと思います。昨年、あれは商工観光のほうだったと思うんですけど通訳の補助制度がありました。私はあれで十分なのかよと。いま今回出されてきているのは介護のほうとか福祉関係ですけど、私はですね、この医療介護の方面だけじゃなくてこの外国人技能実習生にはですね、農業・漁業・建設関係・繊維衣服関係・機械金属関係等技能実習生制度というのは生かされているんですよ。さきほど株式会社小畑産業さんでしたか、そこにも来てみえるとか、いろんな意味であと農業でJAから来て、そしてというそういう外国の方々が来てみえます。助けてもらっている面はその医療介護だけではないんですね。そうした時に私はこれからその言葉ですね。本当に何が市ができるかといったらその働きに来てくれている外国人の方々が悩みとかそういう言葉でたしかに勉強はしてくるんですけども、やはり片言の日本語とか制度によってやっぱり苦しい思いとかそういういったところに相談に乗り切れていないというところがあると思うんですね。ですから私はぜひね、さらなるその通訳というものに対する充実をはかっていく、このことは大切でそれをクリアすれば私の思い描くその優秀な外国人の定住に繋がるし、飛騨市はいい所です。人の優しい人というか本当にあったかい人がいっぱいなんで、きっと定住してくれるのではないかと思います、私はここをお伺いしたいと思います。そして何よりもですね、じつはその12月ですか、たんぽぽ苑さんのほうへちょっと挑戦はしたんですけど今回はだめだったということなんですがまずは外国の人を呼んできて、いろんなことありますけれど、そしてここが飛騨市が安心して暮らせる場所なんだよと。そして住む人に優しい場所であるよとその方々にわかってもらえれば私は成功したと思うんですね。これは本当に先ほども言いました医療福祉分野にとどまらず、いろんな業種があること各分野で働く人たちにとってですね、飛騨市はゆりかごから墓場までのちゃんとなつとるなというそういった接遇の仕方、対応の仕方がとれているというそういうことが必要ではないかと思うんですが、市はどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

外国人の活用の件につきましてのお尋ねが4点ございました。まずは質問順番にお答えをいたしたいと思いますが、最初にあの介護分野の参入の件についてのお尋ねでございます。今回外国人介護の分野の活用、法改正で外国人技能実習制度に追加をされたということでもありますけれども、これたいへん重要なことでもありますし、また飛騨市も大いに期待するところでありまして、その点では今回の国の法改正というのは大きな前進ではないかと捉えております。もちろん課題も多くありまして、その1つは、候補者が少ないというまず問題があります。外国人技能実習制度というのは、国の許可を受けた民間の監理団体が、発展途上国等の送り出し機関と契約をします。そして外国人実習生を受入れる。そして監理団体の傘下の日本企業で実習をさせるとこういうスキームであるわけですが、介護の職種は、高い日本語能力が条件となっておる。また看護師等の経験のある方に限られていうことで、製造業のように多くの技能実習候補者がいるわけでないということなんです。

また、先ほどその民間の監理団体というお話をしましたが、介護の実習生の仲介をお願いできる監理団体も少なく、まだ全国で172団体、岐阜県では5団体、富山県で2団体、飛騨圏域ではゼロという状況でございまして、こうした課題もあるわけであります。

また送り出し側のほうも、まだ準備段階で法が施行されたものの、実績としてはまだ低い状況が続いている、こういうことでございます。

それで、ですけれども、私ども先ほど冒頭申し上げたように大変重要なことではないかと捉えておるものですから、市としては、このまず「EPA」という経済連携協定というのがございます。これは日本とインドネシア、フィリピン、ベトナムの間で締結をしておるわけでもありますけれども、ここでの外国人介護人材の受け入れ制度をまず活用して、ノウハウ・経験をつみたいと、こう考えておるわけでございます。

先ほどたんぽぽ苑さんのお話がございましたが、実際に取り組んだ経験を踏まえまして、この「EPA」による介護職受け入れも、やはりハードルが高いのは事実でございます。ただこの制度の受け入れというのは、介護職として入国を希望する外国人と着実にコンタクトがとれるという、そうした大きなメリット、信頼性の高さがあるわけでありまして。したがって、まずこの「EPA」の制度を通じて現場での外国人介護人材の獲得までの流れを、しっかり現場で体験をしていただくと、それが今後技能実習生制度の活用を活かされてくる、このように考えておりまして、そのためにまず「EPA」を通じた介護職の獲得からスタートしたいとこう考えておるところでございます。

新年度予算に、市内の特別養護老人ホーム等が、現地面接に行くときの渡航費用の補助というのをいれておるんですが、それはそうした考え方に基づいたものでありまして、まずはチャレンジをし、経験を積み重ねていくという考え方でおるとこういうことであります。

それから、2点目にですね、外国人に対する私の考え方、それから、飛騨市の世の中のような世の中を描いているかとお話がありましたし、4番目にゆりかごから墓場までという飛騨市の暮らしやすさの話がありましたので、あわせてご答弁申し上げたいと思いますけども、人口減少、先ほどもたいへん議論させていただいたんですが、担い手の不足というのが地域の発展阻害要因になるというのは、これは言うまでもない、紛れもない事実でございます。ただ、日本人そのものの数が飛騨市だけではなくて全国的に減ってきますから我が国全体として外国人の力を借りるということはもう不可避なんだというのが認識です。

とくに飛騨市のような人口減少先進地で、しかも働く人の労働力人口が絶対的に不足をしておるといふところになりますと、製造業や農業など外国人の労働力を必要としている現場っていうのは数多くある。しかも、そこで外国人の受け入れを推進していくというのは当然過渡的にこれを補っていく、あるいは将来にわたって補っていくという意味において大きなテーマだというのが市政においての位置づけでございます。

ただ、外国人の確保で非常に問題なのは、国の移民政策とか入国管理制度によって非常に大きく左右されるというところでございまして、例えば、その定住、将来にわたって住んでいただくにも、ある程度の技能をきちんと持った高い能力をお持ちの方とかあるいは日系二世、三世とかそうした方ですと長期の永住、滞在ということが出来るんですが、どうしても入管法の制度に左右されますので、滞在期間とか在留資格とかというのはいまの枠組で動かざるを得ないということになるわけでございます。したがって、あくまでもいまの枠組みということを想定するなかで、市としてどのように、その制度を活用した企業の募集活動を支援できるのか。しかも来ていただいた後にやっぱりしっかりと快適に過ごしていただいてこの地域になじんでいただく。生活や地域との交流をどうサポートしていくのかというのを大きなテーマにしているわけでありまして。その点では、「外国人との共生の理念」これをしっかり持つことが重要ではないかと考えておりまして、先ほど野村議員の質問のときも申し上げたのですが、株式会社小畑産業さんにお邪魔したときにもですね、ベトナムからおいでの3名の若者と話をさせていただきました。皆さん飛騨市の暮らしに愛着を感じて仕事も真剣にされておる。また、前向きに取り組んでおられる姿を拝見して、たいへん心強く思いましたし、その際に私から3人のベトナム人の若者の皆さんに申し上げたのは「皆さんは大事な飛騨市民ですよ」と、このように申し上げました。実際にそうやって話してみると、地域で生まれ育った若者と変わらない印象を私自身が持ちましたし、当然地域の一員として受け入れて、飛騨市民として支援していくのは当然だという印象を強く持ったわけでありまして。

岐阜県内で、美濃加茂市とか可児市とかですね、早くから多くの外国人がおいでの地域がございまして、ここは日系ブラジル人、長期定住移住組の方が結構多いわけですが、小中学校で外国籍の子どもたちが非常に多く在籍しておられます。こうした地域では外国人という言い方をせずに「外国籍県民」「外国籍市民」というようなことを位置づ

けておられまして、その人たちと日本人とが共存共栄していくという「多文化共生」の政策というものに早くから取り組んでおります。この点は県庁の際も私、この点は結構深く関わったものですから「外国籍県民」というようなことを強く言ってまいったわけでありますけれども、当然飛騨市においても「外国籍市民」とであると、このように考えておられまして、地域の一員としての認識をいまの飛騨市民の皆さんにも共有していただきたいと思ひますし、広く交流を図りながら、共に生活していくまちになっていけばいいなという姿を描いているところでございます。そのためには当然受け入れの雰囲気作りがいたします。受け入れてくださっている企業でも地域の祭りや行事に参加させたり、市内のあちこちに連れていって見せてあげたりということを積極的にやっておられますけれども、こうしたことを市としても後押ししていく必要があると思っておりますし、法による在留資格の制約はありますが、現場の声を聞きながら、市民生活に必要なサポートは十分にしていきたいと考えているところでございます。

通訳のお尋ねがございました。外国人技能実習生の行方不明、逃亡の問題にもふれられましたけど、私自身は詳細に分析しておるわけじゃないものですから、確たる明確な答えは持ち合わせておりませんが、さまざまな例を仄聞するところによれば、過酷な労働条件というのがあるように伺っております。

ただその中で、通訳が重要な要素ではあるということ間違いはないかというふうに思ひます。ただ市内のメーカーの現場、それから今まで外国人の多い工場などを見てきた経験から申し上げますと、常時、通訳をつけることを望んでおられるというよりは、早く現場あるいは地域の生活になじんでもらうために、日本語を覚えてもらいたいということをお考えおられる、望んでおられるというふうに私自身は捉えております。実際に実習生を雇用している企業の担当者の皆さまに伺いますと、通訳はそのなじむまでの期間、とく初期段階の働き始めの慣れない頃、あるいは専門的な行程を教える際に必要であるという声を伺っているところでございます。

現在の市の施策は、こうした現場からの要望を踏まえまして、一定期間雇う通訳についての補助を制度化したということであるわけであります。

また実習生は、来日前に本国で3カ月の日本語の研修をしてから来日をされます。しかも来日されてから企業で研修する前に1カ月間の研修をされてそれから企業に配属される、送り出されるというかたちになっていますので、先ほどのベトナム人の若者3人と話したときも、ある程度私の話していることは理解しているというように感じました。ただ先程申し上げましたように通訳は重要な要素であると考えておりますので、今後も現場のニーズに応じた形で、引き続き必要な支援を行っていきたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○13番（高原邦子）

ありがとうございます。通訳はその時という、最初の時とかということなんですが、神

岡にもベトナムの言葉を話せる方がいるんですけど、やはり時給800円で交通費なしとかね、そういった時給どうのこうのなんていうよりももうちょっと専門職みたいな感じですね、しっかりとやはりつぎの問題のところにも入っていくところにもいきたいなと思っているんですけど、もう少しですね、画一的な捉え方ではなくて、捉えていてもらいたいと思います。それで先ほど「EPA」というのは調べますと要はこちらのほうは本当は労働力不足を解消にと思っているんですが一応厚生労働省とかそういったところはですね、2カ国の経済連携協定等に基づく公益的な枠組みで特例的にそのまあとというような感じで言っておるわけなんですよね。先ほど市長がご紹介してくださったように言葉を勉強する期間とかいろいろそういったものも本国でもし、もちろんこちらに来てからもするとかいろいろそういう規定がありましてふつうのちょっと違うところというところは認めております。私は今回介護のことに関わらず介護のことはちょっとこちらにおいていてもですね、やはり劣悪なその労働環境というか、日本人の中にはいまでも日本でも働き方改革で同一労働・同一賃金ということもできているように同じ日本人でもいろんなことが言われているわけでそれを外国人だからといって安く雇ってというようなこの部屋みたいところでというそういったことはやはりやめていかなければいけないし、人権的なことも考えていくことが必要だと思うんですね。やはりそういったことをしっかりと受け止めてくれるとか上司にもなかなか言えないし会社の社長にはもちろん言えないしというようなことがもしかして本当の気持ちが通訳を通じてですね、伝わったら心のなんていうんですか、つかえとかそういうものも減るんじゃないかと思うし、お互い意思疎通をはかっていくには言葉というのは大切なので、私はこの経営者側にも利益があることでただ単にこうものを教えてこれをやれと言うのではなくて、やはり人間として仕事のオフの時にもその人がどんなことで悩んでいるとかそういうことをしっかりとサポートしていく。それがあれば絶対に飛騨市はええとこやなと言って本国に帰っても宣伝してくれると思うんですね。ですからそこをやっていただきたいと思いますし、昨日ですか偶然です。テレビでやってました。ブータンとネパールの。見た方いらっしゃると思いますけれど富山の建設業の業者さんが道路づくりの技術を教えてネパールでその人たち一生懸命、でもわからないから教えてと言って。ネパールにその会社の社長さんたちが行ってやったそうです。そしたらこんどブータンのほうからもブータン国王は親日家ですし、やったと。いまでは60パーセントだったかな、がネパールとかブータンから発注がくるようになったと。本当にそこで学んだ研修生の人たちが自国に帰って一生懸命やっている姿がちょうど昨日放映されていました。あれを見るとですね、私は飛騨市で例えば定住されなくても飛騨市で働いた思いがとてもいいイメージならばこれこそ国際貢献に繋がると思うんですね。「飛騨の人はあたたかかったよ」と言って。ですからぜひですね、言葉だけは大切にしていってもらいたいなと思いますし、今回いろんなところで予算に入れてもらったことには感謝していますので、その辺のことをしっかりと覚えておいてまた施策に生かしていただきたいと思います。

それでは次の質問に移らさせていただきます。今回の予算のところからです。提案された中にですね、職員の職級を増やすという提案がありました。またこれも人手不足のところにもつながってくるものですから職員の採用と退職者の再雇用制度というものに対してどうなっているのかなということを伺いたいと思います。

まずはじめに就職状況というのは、いま売り手市場といわれています。すなわち、大学卒業の学生たちとか仕事を求める人たちが有利だというのが売り手市場といいます。昔はといいますと、私が就職するころなんかは景気が悪くて、景気の影響で友達の男子学生たちも本当にいろいろなことで人生左右されて悲喜こもごもでした。バブルの頃になりますと証券会社に就職していた友人なんかはボーナスが立つくらい貰えた。でもバブルがはじけたらどうか。いろんなことがありまして景気によって、そのときそのときによってですね、就職戦線がかわってきてこれは日本人全員皆さん経験したことではないかと思うんですが、いまはですね、少子ということで売り手市場なんですね。いまですね、景気の悪い時は公務員というのは安定しているし、つぶれないということで、人気があるんですけど、いま聞きますと自治体公務員をしていますが、例に出すと、例えば飛騨市の公務員していても飛騨市の給料よりも高山市の給料のほうがうーんと良かったというんじゃあやはり高山市の試験を受けて入りなおそうかなと言って転職したりとか。いまのは例えですけどそういうのが県でも多いです、とくに愛知県、名古屋のほうが給料が高いということで岐阜県からはそういった優秀な公務員が流出しているんじゃないかということを聞いています。それでですね、飛騨市は安定した採用は大丈夫なんですかということなんです。年によって偏りはないんですか。全協の折、市長はその40歳のところがちょっとかたまっていて、ですからポストとかそういう意味で職級を増やしたいようなことをおっしゃられたと思うんですけど、やはり私は一番理想的なのは毎年きちんきちんきちんと採用して、どの歳も欠けることがなくて、ある歳だけはいっぱい課長さん出さなあかん、同期のものがみんなうーんと思うようなそういう状況でも困ると。ですから公の自治体というのは、やはりバランスよくということが求められるんですが、その辺はどうなのでしょうということ。

そして2番目にですね、人件費の抑制というかももちろん義務的経費でかかってくるその人件費を減らすということは、事業的なそういった政策とかそういったものに見える予算をですね、多くすることになりますから人件費の抑制等々、義務的経費の抑制にはかるというのはわかるんですけども、じゃあ本当にそれで優秀な人材が来ますかねということなんです。私はさっきも言いましたように、将来それぞれ働いている皆さんも若いころからずっといろんな思いをやっていると思うんですが、サラリーがやはり一番だと思うんですね。将来的に考えると一生考えると就職する時には。そうしますとね、同じ自治体であってもサラリーが低いんだったらサラリーの高いほうということなんです。いまですね、最低賃金という話もありましたけれども、新卒者の初任給が企業では軒並みにアップしていかないと採用できないという状況な

んです。その辺もどう考えているのか。企業にですね、優秀な人材をとられていいんですかということなんです。人件費がかかることはやむを得ないです。少子化で。これだけ人がいないんだから。そこを考えてもらいたい。

そしてもうひとつはですね、3番目なんですけれど、飛騨市は前は58歳定年だったんですか。それは60歳にもなりましたと。いま新しい60歳で定年で、再任用でする方々のことに関しては先ほど住田議員もいろいろ言われました。そういったこともですね、あるんですけど、やはりどうしたって市長は人件費を抑えたいのかな。どうしまさかって。市長は職級を増やすということになります、職級を増やすということはモチベーションアップだし、給料が上がることにつながる、あれ抑えたいと言ってのけるのに給料を上げるそういった法をつくるのかなということがあったので、本当はどっちなのかな、どう思っているのかなということを聞きたいと思います。

これからはね、元気なお年寄りといっても60歳を過ぎた人をお年寄りというとも本当にお年寄りなんですけれどもいろんな人に頑張ってもらわなければいけない。再任用の方々、そのベテランの域でいろいろ活躍してもらって若い人の教育とかも携わってもらいたいと思うんですけれども再任用職員に期待していること、そういったことはどこにあるかということ伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

職員の採用とか待遇のお話でございます。最初採用、今できているかどうかというお話でございますが現状をお答えしたいと思うんですが、今年度の状況です。直近の状況です。平成30年4月1日採用に向けた採用試験を2回実施したわけでありまして、で、大学及び高等学校の新卒者、それから民間経験者を対象とした一般行政職でございますが、応募者51名おられました。合格を出したのが15名です。採用は10人でございます。15名合格者が出て採用は10名、5人はどこに行ったのかと。内定を辞退されたわけでありまして、で、実はこのように内定を出しても辞退が多いというのが最近の採用試験の特徴です。

一般的に、議員もおふれになりましたけども、景気が悪い時は公務員に流れていく。景気が良いと民間企業に流れるというのが一般的な傾向ですが、これはそうした今の内定辞退にも影響していると、このように考えております。ただ、この辞退者の傾向も少し見ますと、公務員志望者は他の自治体、あるいは複数の公務員採用試験を同時に受けるケースが多いわけでありまして、実際に過去にも岐阜県とか小中学校事務、高山市とか富山市とか近隣市への就職を選んだために辞退という方は現実におられました。そうしたことがありますので、本当は例えば次点から繰り上げるとかっていうことをやりたいわけでありまして、あくまでもこの採用試験というのは教養試験、それから面接試験で人物を見極めて採用しておりますので、次点を繰り上げればすべてオーケーというわけにな

らない。やっぱり元々合格に達しない方もおられますので、したがって、たいへん苦慮しているというのが実態でございます。

ただ、今後も大丈夫かと、不安は無いのかと言われますと、正直言って不安はございます。慢性的な人手不足ということも考えると、計画的に採用していかなくちやいけない、しかしこうして、他に流れるという傾向もあるということで、まあ、不安も抱えつつですね、しかし良い人材をしっかりと採っていきたいということでございます。

2点目に人件費のお話がありました。人件費を抑制したいのか、上げたいのかどちらなんだという話なんです、私が申し上げたのは、あくまでも総額の抑制でありまして、個々の職員の人件費を抑えたいということではないんです。給与体系とか採用人数の中で見えていくということなんです、ただ例えば体系の見直しで給料表の級を増やします。その時に、今回も増やす訳でありますけども、ある級の職員を全部上げてしまうと、とてつもないこれは人件費の増加になります。ですけども、それはやはりしっかりとした人事をやっていく、処遇をしていくという意味からも、あるいは市民の皆様のご理解が得られるかどうかという意味からも、それは適当ではないのではないかとというふうに考えておりまして、まず枠を作ってその後個々の職員の能力とか実績を見ながら、それで徐々に昇格させていく。その枠の余裕を持たせたいというのが、今回の提案の一番大きな趣旨であります。

公務員の給料というのは、地方公務員法の仕組みがありますので当然、人事院勧告に従って全体が動いていくことになりますし、また給料表の仕組みがございまして、今の地方公務員法の仕組みというのは、昇格、つまりですね上の職位に行く、係長、課長補佐、課長、部長という役職について上の級にいかないと給料がある程度までいって、止まってしまうということになっているんですね。縦の段が級、つまり職階ですね、職階があって、横に給料表が毎年昇給していくものがあります。ところが、ここが途中で打ち切られる仕組みになっている。かつてはずっと延びていったんですが、今打ち切られますので職位が上がらない限りある程度止まった後に給料が上がらないという仕組みになってるわけがあります。ですので、本当は処遇をしっかりとしていくという意味では、昇格をさせてやって上のポストにつけてやってモチベーションが上がるようにあるいは、自分が責任ある仕事ができるようにしたいというのが気持ちではあるのですが、役職の数というのは組織と連動いたしますので、じゃあ部をどんどん増やしていけるのかということそうではない。ですから、どうしても限られた役職にどの職員をどう昇格させるのかというのは、人事上ものすごく大きなテーマなんだとこういうことであります。

当然、優秀な職員を登用して昇格させていくことは当然なわけではありますが、上のポストになればなるほど数が限られてきますので、そこをどうするのかというのは大きな問題でもある。国とか県はですね、外郭団体とか関連する団体に現職派遣といって部長級のまま、外へ派遣して国とか県が給料を払うとか、あるいは現地で持ってもらおうという仕組みがあるのですが、飛騨市の場合それだけのかかえる団体がございませんし、そうなる

くると、今のペースでいきますと、どうしても人数が多い世代は退職まで幹部職につくことができずに、給料も上がらないままという職員が続出することになりかねないということでございますから、少しでも全体のモチベーションを高めるためにも、先ほどのような余裕の枠を作りたいというのが今回の趣旨なのであります。それで、先ほど年齢のバランスのお話がありました。優秀な人材を確保していくという意味では当然新規採用の優秀な職員をとるというのは当然なんです、結構ですね、歪な職員の年齢構造をしています。全国そうなんです、団塊ジュニアの世代というのはものすごく数が多いというのは全国共通しているのですが、飛騨市の場合旧町村が合併をしておりますので旧町村の人事の考え方の採用の影響がそのまま出ておまして、極端に少ない年齢層があったり、極端に多い年齢層があったりするとこういうことになっておるわけでありまして、そのために、そこをある意味で補うという意味もありまして、平成27年度から民間経験者枠というのを設けまして職員採用試験を実施しています。これは過去の職歴を勘案して、前歴を換算したうえで初任給が設定されていますので、民間企業で長く働いた人はその経歴も加算して初任給が決められますから、一からのスタートということにはならない。そうした方を年齢層が足りない所に上手にとっていくことによって全体的なバランスを整えていくとこんなことも今やっているわけでありまして、加えて、例えば都市部で就職して、生活を送りながら親御さんが高齢になってみえて面倒をみるためにこの飛騨市に戻ってきたいというUターンして就職したいというニーズが少なからずありますので、こうした社会人経験を持つ方を、人材を広く採用できる工夫も大事だと考えていまして、来年度から民間経験者枠での採用試験で年齢制限を撤廃したいとこのように考えておまして、例えば、50歳とかでも優秀な方がおられれば採用していくという形にしていきたい。さらに、公務員経験者枠というのを設けまして、同種の仕事をした方は即戦力でもありますので、能力ある人材を確保していくということにも努めていきたいと考えているところでございます。

それから、3点目の件ですが、人件費上昇との関係でありますけれども、先ほど総枠での調整という事を申し上げたわけでありまして、で、当然職級を増やすということになりますと人件費、単純に言えば人件費は上昇いたします。総枠は上昇いたしますけれども、これはその昇給のさせ方によって変えていきたい。急激な上昇を抑えたいというのが先ほど申し上げたことであるわけでありまして、で、65歳定年制のお話もあったんですが、今後65歳までの定年延長というのが国で議論されておりますので、行われるというふうに思っておりますが、その際は総人件費は確実に上がります。で、その財源をどうするのかということについて、まだ国から明確な方針が示されておられません。自治体が自分で工面をするのか、あるいは交付税とかで措置をするのか、まだそこがわからないということなものですから、この点についてはまだ確たる見通しを申し上げられる段階にはないということでもあります。ただ、65歳定年制を採用しますと、そのまま定年を延長いたしますと、若い職員で優秀な職員が役職につけないということが続出いたしますので、当然6

0歳で役職からは退いていただいて、担当職員となつていただくというような役職定年の制度化ということも必要ではないか、でこうした点も含めあわせて国の議論を注視していきたいと考えているところでございます。

それから最後に再任用職員のお尋ねがございました。再任用制度というのは、平成28年度、昨年度から始まっておるわけでありまして、1年目、去年はですね、定年退職者10名に対して再任用者が3名でありました。今年度は10名定年退職の内6名再任用ということでございます。新年度、来年度はですね、9名の退職者に対して5名再任用ということで今ご希望を聞いておりまして、大体半数程度は今再任用となっている状況でございます。それで何を期待しているかと、このことなんです、定年と言いましても60歳ですから現代社会においてはバリバリの現役でございます。第一線の職員として経験をふるって大いに働いていただきたいということはもちろんなのですが、長い公務員生活、市役所生活の経験がございまして一線で働いてもらいと同時に後進の指導、特に若い方々の指導をしてもらいたい、それからいろんな立場経験しておられますから、業務上のアドバイスをしていただきたいというようなことを期待しておるところでございますし、今、再任用で働いておられる皆さん少なからずそうしてですね、後進の指導、あるいはアドバイス役になっていただいているところもありますので、今後の再任用の職員の方々にもそうしたことを期待しているというところでございます。

○13番（高原邦子）

ありがとうございます。企業はですね、いろいろ会社訪問等々オッケーになったものですから地方自治体もですね、早く試験をおこなったりとか、そういうこともしていますし、試験科目もですね、数学とかそういうペーパーのほうばかりを重きをおくのではなくて、面接重視とか。あと何回か面接をしてその人の本当のところを見るときか。そうやっておるんですけれども、そういった面接とかその採用に向けて前あてにするとか、いい人がいってしまなわいうちに。いま内定を出しても断れるという時代なんですけれどもその辺はどう捉えていますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

試験の中身、面接重視に全体が変わってきているのですが、議員おっしゃったように採用の募集の仕方といいますか、告知含めてですね、ここはまだまだ十分でないというふうに思っております。先日も職員のほうに奈良県の生駒市の市長とちょっと付き合いがあるんですが結構いろんな先進的な取り組みをされているので、ちょっと勉強してきたらという話なんかもしておりますけれども時期の設定の仕方もありましょうし、市のイメージあるいは取り組んでいることのいきいきとした雰囲気をどう伝えていくのかという技術もでございます。そうしたこともですね、これはもっと工夫していかないといけないということで単に逃げていくということを言っているだけではなくて、むしろ逃げてこっ

ちに入ってくるぐらい、飛騨市に来てもらうぐらいにですね、していきたいというふうに思いますし、そのための工夫は重ねていきたいと考えておるところでございます。

○13番（高原邦子）

採用の件はそれでいいんですが、現在の職員の待遇のことなんですがどのように職員の入庁そして退庁を管理しているのか。タイムカードとかあとはパソコンの入電とかそういうことなんですか。どのように管理していますか。これは総務部長に聞いたほうがいいのかな。よろしくお願いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

入退庁の管理、タイムカードは導入しておりません。それで入庁の場合は、休む場合は事前に休暇願いが出ておりますので、朝礼等も行っております。問題は退庁、時間外になろうかと思えますけれども、そういった場合事前に所属長に伺いをたてて命令にもとづいて時間外勤務を行っております。退庁するときは宿直者に命令簿を出して押印してもらうということ。翌日管理職の確認を予定と実際の時間外勤務に齟齬はないかという確認はしているところでございます。

○13番（高原邦子）

いま国会でも働き方改革等々でいろんな話が出てきてます。過労死等々のことも出ています。実は職員さんのほうからいろんな意見もいただいておりますが私なんですけれど。サービス残業みたいなことにはなっていないのか。残業手当をつけづらい環境にはなっていないのか。いろんなことがあります。それでもってですね、私は市長がね、ものすごく頑張って本当に休みもなく働いているのをみているので、こういうことを市長に申し上げたくはないんですけど、やはりトップダウンでやはり都竹市長になって業務量が増えたのはたしかだそうですね。それをこなしていかなければならない、職員は。でもなかなかやっていけないと。前ですね、前もってこれは私は予算編成のために聞くんだと思うんですが各部署にですね、残業はどのくらい年間やりますかということをとってますよね。それはどういう意味でとっているのですか。年間どのくらい残業をやるか、残業予定時間みたいなことを。それはどういうためにとっているのでしょうか。総務部長、わかったらで。

□総務部長（東佐藤司）

予算の段階では課の人数、それからこれまでの実績等にもとづいて予算配分をしているところです。ただその実際の執行にあたりましては、補正予算の段階で実績をみながら部ですか、款項目の補正のし直しはしているところでございます。

○13番（高原邦子）

ぜひ部長たちしっかりと残業しているぶんは、みてやっていただきたいと思うし、日曜日とか土日出勤が多いところもあると思うんですがそういうところも時間給に換算した

りとかいろんなことがあると思うんですが、しっかりとやっていただきたい。もちろん管理職の皆さまにはそういうのがないのに何をと思っているかもしれませんが、ぜひですね、体調を崩さないように。やはり人間、何が大切かと言ったら働いたぶんがですね、評価になるのはお金なんですよ。サラリーなんですよ。本当に市長は一生懸命働いてあれなんですけど、先ほど住田議員の時だったと思うんですが行政需要を見つめてとか言われましたよね。行政需要。すなわちいまね、都竹市長はいろんなことをいろいろやっていたらっしゃるんですよ。そうするとね、仕事量も確実に増えているということです。それは上の人に言えない下の人たちの気持ちもわかって欲しいし、皆さんも経験者だからわかると思うし、都竹市長だっけずっと役人やってきたんだから一番ペーペーのころ、言いたいことも言えなかった。それもわかると思うんですね。だから私が今回言いたいのは、いま働いている職員の皆さん、本当に守ってやって欲しいし、仕事は仕事。厳しいところは厳しい。しかし働いたものをしっかりと正当化して評価する。それはサラリー、お金じゃないでしょうか。しっかりと手当もみてあげる。それをみず、ついつい下の子にちょっとやっておいてくれと自分の仕事を上司の人、任せていませんか、ついつい何でも。いのように利用していませんか。そういうことをいま一度考えていただきたいんですよ、本当に。またいろんなことがありまして、入りましたよね、労働基準局がいろんなことを言ってきたりとかそういったことが飛騨市はないように。ブラック企業飛騨市なんていわれないようにいま一度足元を見ていただきたいという思いで質問いたしました。どうかよろしくお願いいたします。これで私の質問は終わります。失礼いたします。

〔13番 高原邦子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で13番、高原邦子君の一般質問を終わります。

次に7番、徳島純次君。

〔7番 徳島純次 登壇〕

○7番（徳島純次）

それでは議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

私は大きく2点、歩道の整備と防犯カメラについて質問させていただきます。

1点目、歩道の整備について。飛騨市は古川市街地の広がる古川国府盆地と神岡中心部付近にまとまった平坦地がある以外は、宮川及び高原川とそれらの支流に沿って小規模な平坦地が点在する程度で、他は急峻な山地が連なっています。古川町以外は、坂道が多い地域でありますし、降雪が多く豪雪地帯にも指定されております。

今年度の予算主要事業の概要に「冬季の通行を確保するため、除雪機械や消雪・融雪装置、凍結防止剤の散布等により、道路除雪を行うとともに、高齢化や過疎化による除雪要望の増加に対応するため、既存除雪機械の計画的な更新とニーズに合わせた除雪機械の新規購入を行います。消雪装置については、既存の消雪管路の見直しや修繕を行います。」とありますが、高齢化が進み、2月1日現在で37.8パーセントと2.6人に1人が高

高齢者という現状のなかで、高齢者の安全で安心な通行を確保する視点から次の４点について市の考えを伺います。

歩道部分の融雪装置の設置について。除雪機械で除雪された道路、踏み固められた道路・歩道は、滑りやすく転倒の危険が大きくなります。歩行者が、特に高齢者が転倒した場合は、大怪我をする危険性が非常に高くなります。歩道を除雪機械で除雪しても完全に雪を除去できなくて、むしろ圧雪されてスリップ転倒の危険性が増します。

斜度の大きい坂道は高齢者には危険な個所となります。このような坂道を通して、買い物や病院に通院する高齢者の方々からも「大変恐ろしい思いをしている。歩く部分だけでも消雪できないか」との要望があります。道路全面の消雪は困難と考えますが、歩道部分５０センチ、６０センチ幅の消雪・融雪を行い車道部分は除雪機械で除雪する方法もあります。歩道部分の消雪・融雪装置の設置についての市の考えを伺います。

２番目、無散水方式の融雪装置の検討について。飛騨市は、地下水を利用した散水方式による消雪を採用することを前提に、地下水が無い、地下水量が不足である地域では、地下水が無いことを理由に消雪装置の設置要望に否定的な回答でしたが、地下水が無いなら無散水方式の融雪装置の検討も必要と考えますが、これに対する市の考えを伺います。

３番目、町内への凍結防止剤の配布について。降雪時に道路を除雪した、寒さの厳しい日、日中の日差しで雪が解けた夕方以降や翌朝の寒い時間帯は、ブラックアイスバーンやアイスバーンとなり非常に滑りやすい路面状況となります。これらの状況を解消するために凍結防止剤の町内地域配布ができないか伺います。

４番目、歩道の段差、道路の整備について。積雪が無い時期は、高齢者の方が買い物に出かける際に歩行補助車や電動カートを利用されている方がみえます。電動カートは歩行者と同じ扱いです。歩道がある道路では歩道を走行し、歩道が無い道路でも右端を走行することになります。神岡地域では歩道が車道より高くなって段差があったり、車道と区分するために縁石があり歩道の幅が狭かったり、歩道の傾斜が少し大きいものや歩道が傷んででこぼこになっている道路があります。また、段差のある道路では車庫の出入り口や施設の出入り口で歩道に傾斜をつけているために、その箇所を通行するときには歩行補助車や電動カートが傾いて危険です。とくに電動カートは左右の傾きが６度以上であると転倒する恐れがあり危険な走行となります。そのような個所があると危険でも車道を通行することになります。

また、歩行補助車は、路面に段差や、窪みがあると車輪が引っかかって通行しにくくなります。まして買い物後であれば歩行補助車も重くなり少しの段差、窪みでも通行が困難になります。電動カートでも高さ５センチ、窪み幅１０センチあると通行が難しくなります。

歩道の段差の解消、カート・歩行補助車の左右方向の傾斜の軽減、歩道面の補修が必要と考えますが市の対応を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

1点目の「歩道部分の融雪装置の設置」についてと、2点目の「無散水方式融雪装置の検討」については関連がありますので、あわせてお答えいたします。

市道の歩道における消・融雪装置の設置路線は、古川町で3路線、神岡町で8路線ありますが、これらの設置箇所は、歩道橋や階段といった機械除雪が困難な区間に限って設置しているもので、多くの歩道は機械で除雪を行なっております。

議員ご質問の歩道の雪対策方法について検討を行うにあたり、機械除雪と散水消雪、電気ヒーター式による融雪、それぞれの方式を費用の面から比較してみます。

算定期間は散水消雪の管路の耐用年数が30年間。過去の実績などを用いて比較しますと、機械除雪では100メートル当たりの年間除雪委託料は約9万3,000円、30年間で約280万円となります。

次に散水消雪では、電気代、点検費用、修繕費用などが100メートル当たりの年間維持費、約6万8,000円、30年間で約200万円となりますが、新設工事に100メートル当たり約850万円かかることから、合計では100メートル当たり約1,050万円となります。

続いて電気ヒーター式の融雪装置では、電気代、点検費用など100メートル当たりの年間維持費は、約150万円、30年間で約4,400万円となります。新設工事が100メートル当たり約3,900万円かかることから、合計で約8,300万円となります。

このように機械除雪の費用に対して、散水消雪では約4倍、電気ヒーター式による融雪では約30倍の費用が必要となります。

冬期において坂道の歩道は危険性が増すため、安全性を高めるためには消・融雪装置の設置が効果的であることは承知しておりますが、多額の設置費用のみならず年間維持費の増大が予想されることから導入に至っておりません。

今後も地元から要望のある路線につきましては、除雪の困難さや通行量、通学路や公共機関へ至る道路であるかなど、公共性や危険性とまた費用などをもとに検討してまいりたいと考えております。

3点目の「町内への凍結防止剤の配布」についてお答えいたします。

市では、市道の凍結箇所に地域での協力により凍結防止剤を散布していただける場合、区長などからの申請によりまして凍結防止剤の支給をさせていただいております。

今後も、地域の皆さまによる安全な道路環境の維持にご協力をお願いしたいと考えていますので、凍結防止剤の支給は続けてまいります。

しかし、その支給方法について十分に伝わっていない地域があると思われますので、今後は各町の区長会等で周知を図ってまいります。

4点目の「歩道の段差、路面の整備」についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、神岡町内の歩道には、車道より高くなっている「マウントアップ形式」の歩道が、県道で5.1キロメートル、市道で4.0キロメートルあります。また、地形上の制約から歩道幅員が狭いところもあります。

過去には、歩行者と車両の相互の安全性を高めるために、歩道幅員を広げようと、マウントアップ形式のものが多く採用されていましたが、車両乗り入れ部が切り下げられている、いわゆる波打ちなどが、高齢者や身体障害者などの移動のしやすさやの制約となることから、近年の歩道新設では、歩道の高さが比較的低いセミフラット形式が主流となっております。

市ではこれまで歩行者等の安全と利便性向上のため、市道西里線や市道幸土～大島線において、歩道と車道の段差を解消する工事を行ってきました。

またマウントアップ形式のその他の路線についても改良の検討を行っておりますが、その中で問題となるケースは、歩道区間に家屋が連担しており、さらに歩道が狭いことから歩道の切り下げにより、入り口や車庫などの乗り入れができなくなるような場合がございます。こうした場所では事業化が困難となっております。

市としましては、地域からの要望や関係者との協議の上、個別の場所の状況を見ながら、事業化の可能性を検討してまいりたいと考えています。

なお、歩道のでこぼこなどによる危険箇所につきましては、地区要望やパトロールにより、随時補修を行なってまいりますのでよろしくお願いいたします。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○7番（徳島純次）

融雪・消雪の方式による違いをですね、金額で示されて、機械除雪が非常に安いというのは非常によくわかりました。初期投資は多少高いのですが年間維持をゼロにするという方法もなくはないと思うんですね。いま地中にですね、パイプを埋めてそのパイプに低温度で気化するですね、液体をつめる方式がいま出ていますが、これを利用すると地下10メートル以下になるとだいたい10度以上、この辺ですと15、16度あると思うんですがその温度と表面温度ゼロ度以下のところの温度差を利用してですね、液体が気化して表面近くにいて液化に戻る。その際に放熱される熱を利用して融雪をしていく。液化したものはまた管に戻っていくという方式がありますがこの方式を採用すればですね、ヒートパイプ方式だそうなんですけれど、年間の維持管理費は非常に安くなる。電気代はかかりませんしポンプ代等もいりませんので。ただし初期投資はかなり高いとは思われますがこういうものの検討はされたのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

今回の答弁にあたりましてその計算金額比較はしておりませんが、前回ですね、図書館

棟といいますか、いまのあそこの建物を建てるときに非常に幅広く掘削をかけてその途中の土の中の熱を利用して後で融雪に使えないかというような検討をさせていただいたことはあります。そのときにですね、その熱源に対してやれる面積というのが非常に狭いというのが当時の結果でした。効率的に例えば温泉のそばとかですね、温泉水利用とかで、いろんな上宝町とかあちらのほうでやってみえますけれど、ある程度の土の中の熱源をしっかり把握とれるような場所があれば可能かと思いますが非常に高いというか効率が悪い。その1本の熱源をとるのに対してすごく上で消せる面積が少ないというようなことは前に理解したことがございます。

○7番（徳島純次）

たしかに私も見積もりはとっていませんが非常に設備投資は高い、初期投資は高いというふうには伺っています。いま言われたようにその熱源がそばにあると非常にいいというのも伺っていますので、例えばですね、先ほどでましたけれど温泉、飛騨市も温泉が何箇所かあります。例えば割石温泉なんかあそこは坂がありますし、ああいうところの融雪をですね、温泉熱を利用してやることもできると思いますし、流葉のMプラザのところでも温泉がありますので、そういうのを利用して融雪装置をつくとすれば可能だと思いますが、どう考えられますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

私も現場も見させてもらったのは上宝町の一重ヶ根とか平湯の辺りですかね。あそこら辺では、非常に垂れ流しでどんどんどん温泉水を側溝へ流していると。側溝の壁面に熱源を吸収する電線があってそこから熱源をもって無散水で道路の雪を消すという方式。結構な配線が側溝の中に入っていて、コンクリートの外ですけどね、そいつらをもらってやるということがあるんですけど。例えば割石温泉とかすば～ふるとかいろんなところがあるんですが垂れ流しによるある程度の水量、温泉水の量がある程度確保されないとその熱源もなかなかとれないのかなと。またその湯船のほうへ熱源をもらいにいくあれもないですので、なかなかそういうのも非常に難しいのかなというふうに思っております。

○7番（徳島純次）

それではですね、無散水方式なんですけど循環型というの也有りますね。これだと散水方式と比べてそんなに設備費用はかからないと思われんですけどこの点はどうですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

設備投資は先ほど言いましたように非常に高いものになります。結局は不凍結水というものを循環させるパターンになるかと思いますが、いずれにしてもそれに熱源をどう

いうかたちでいれるかということだと。電気式ヒーターというのは電力を使ってその電源で熱をもつ。先ほどいったのは温泉水。それからまた重油とか軽油とかですね、ああいふ燃料を燃やして熱源をもってやるというパターンがありますし、古川～清見線の猪臥のトンネルですか、あそこは地下水が非常に出ていますので、その熱源をトンネルの外へ出たところで吸収して、それをまた道路のほうへもって行って橋の上なんかは消しているという無散水です。いずれにしてもその後の維持管理、その電気代とかいうものがヒーター式だと非常に高いですけど、そのほかについても熱源をどうやってとるかによって非常に高額な維持管理費になるというふうに把握しております。

○7番（徳島純次）

もう1点、融雪装置でこれはある人から言われたのですが神岡は非常に坂が多い。そこに側溝、道路の真ん中に融雪装置から結構な水量が流れている。それを利用してですね、発電しながらやったらどうかという意見も出ています。非常に小さな発電機をつけてですね。それを融雪に利用する。夏場はそれを売ったらどうかという意見もあるんですがこのアイデアはどうでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

まず冬期についてですが冬期は雪を流すための水に非常に使っていますので、雪が阻害するということになるとたぶんそこで小水力発電のプロペラというか、ものを回すのが困難だと思いますので、よほど余剰水がある場合に熱源としてとれるかもしれませんが、ただそれを自己管理の中でその機械の維持管理を含めて雪、その部分的なだけなためにつくるというのはたぶんコスト的に合わないのかなと。維持管理上も非常に難しいのかなと思います。それから夏場とかいろんなときということですが、いま市では石神のところで小水力発電、農政のほうの補助をいただいてその電源を売電して農政のほうの施設、集落排水事業とかですね、そちらのほうの財源に入るというふうな仕組みを一考、市でもやっておりますがそのほかについてはいまでできるだけ民間の方に小水力発電を活用していただいているというところがございます。なかなか側溝の水を分散させてしまうところでの側溝での部分については電力量の発電能力がたぶん小さくなりますので、大きな電力量はとれないと思いますので、その源になる取水源のあたりでのものでないと電力量の規模が合わないのかなというふうに考えます。

○7番（徳島純次）

歩道の整備のほうでですね、これは冬期に限らないのですが先ほどの道路に段差があるものですが、この段差を無くすのは非常に費用がかかるということですのですぐはできないと思いますが、そうは言いながら実際に具体的に言うと西里橋から夕陽ヶ丘に上がっていく、神岡振興事務所の横の坂ですね。あれ段差があって、しかも出入り口のところに傾斜がついているということで、カートであそこ通れないんですね。先日も見ているとカー

トの方は車道を走ってみえました。しかも車道、右側を通行されているんですね。非常に危ないというふうに思われますので、できれば段差を無くせないのならば時間帯を区切ってでもいいのですがそこにカートの専用レーンをつくってですね、通行できるようにして欲しいという意見もあるのですが、いかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

神岡の中でいま振興事務所の横、それから小学校の横の蟻川のところ。あれが距離が非常に長くて交通量もある歩道でマウントアップ形式で家屋が連担していて切り込みが非常に多いということで非常に危ないというふうに承知しております。その中で一つは県道ですし、一つは市道ということで、市のほうでもそういうことは解消できないのかと検証は行っております。ただ、現在地区の方からですね、要望が強く上がってきているのは一つあるんですが、いまの西里とかあそこら辺についても車が非常に危なかったりも幅が狭すぎてですね、もう歩くのもできないというような状況でしたので率先してすぐいたしましたがいまの振興事務所のパターンのときは個人の方の出入りの条件がご了解得られるようなパターンがおきましたらできますので、またこちらについては検討しながら地元にも投げかけ、利用者の方にも意見を聞きながら向かいたいと思います。ただ歩道を下げるだけじゃなくて、車道を上げるというパターンもありますので、一応検討はしているところなんですけれどもなかなかまだ事業化までいっていないというところでございます。

○7番（徳島純次）

歩道の整備の面でもう1点だけ。西里橋から下流側、東町のところですね、堤防沿いなんですがあその歩道はですね、非常に狭くて斜めになっていてでこぼこしている。お年寄りが向こう側にバローというお店があるのであそこに買い物に行ったり、それから市民病院に行くのもあそこ通るんですね。市民病院行くのも買い物に途中行くんで、カートを引いていったりするんですが、あそこが非常にでこぼこになっているのと狭いのと斜めになっているんですね。それで非常に通りにくい。何とかして欲しいという意見があります。一方、東町商店街のほうを通ったらいかがですかという意見もあるんですが東町商店街のほうは車がやっぱり通るし、駐車をしているので、やはりこちらを通りたいという意見があってですね、何とか道路を整備して欲しいという意見があるのですがこれについてはいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

それについても振興事務所の前の道路と歩道と同じような考え方になろうかと思えます。出入り口だけの話なのかと思いますので、そういうことも踏まえながらですが実際に

そこに住んでみえる方たちがですね、どういうふうに理解していただけるかということも非常にありますので、その地区の区長さん等にもまた市のほうからもちょっといろいろ打診させていただきますけれど、また地区でもそのようなことが非常に多いということでしたらそういう方からの要望も合わせて検証したいと思いますのでお願いします。

○7番（徳島純次）

それでは2番目の防犯カメラの設置についてです。

飛騨市全体で防犯強化に取り組み、犯罪ゼロの街を目指すということで、観光客等の利用が多く、犯罪者などの待機場所として使用される可能性のある飛騨古川駅前ロータリー、若宮駐車場、市役所前駐車場及び文化村西駐車場の公共駐車場に防犯カメラを設置するとともに、区、自治会、商店会等各種団体の防犯カメラ設置を助成し普及することにより、犯罪を抑制し、早期事件を解決を図る等、より安全なまちづくりを目指して防犯カメラ設置に関する予算計上がされました。そこで次の点について伺います。

主要市道、県道への防犯カメラの設置について。平成29年第2回定例会の澤議員の防犯カメラの設置に関する一般質問に対する総務部長の答弁に「犯罪は、防犯カメラ等から「見られている」という状況をつくれば、かなりの件数の犯罪を抑制できる」とありますように、防犯カメラには、監視していることを示し、心理的に犯罪を抑制する。犯罪や異常の発生を早期に発見し、報知する。記録を取ることで犯罪発生時の情報、証拠としての効果があるとされています。これらを踏まえ、防犯効果をより高めるためには、設置場所、防犯カメラの画質、録画時間の選定及び防犯カメラの設置及び起動中のアピールが重要と考えます。犯罪者が移動に車を使用したりすることが多いと思われるので、より安全で安心なまちづくりのために、主要な市道・県道に防犯カメラを設置する必要があると考えます。また、鮮明な画質、録画時間及びアピール方法なども重要と考えます。これらについての市の考えを伺います。

2番目、他地域の公共駐車場の防犯カメラの設置について。古川町の公共駐車場に防犯カメラを設置するとされていますが、他地域にも観光客が来る公共駐車場はあります。今後、他地域の駐車場にも防犯カメラを設置する計画があるかを伺います。

3番目、防犯カメラの設置や運用に関する条例の制定について。最近個人情報保護法により個人情報を慎重に取り扱うことが必要となっています。防犯カメラは、犯罪抑制の効果はありますが、その一方で、「防犯カメラの設置により個人のプライバシーなど人権が侵害されるのではないかと不安もあると思いますので、設置や運用の際のプライバシーへの配慮が重要な課題であると認識しております。」と一般質問に対する市の答弁にもあるとおり、防犯カメラの設置や運用にあたっては、十分な配慮が必要です。

防犯カメラの対象地域、設置目的、運用規則等の届け出、画像の目的外使用、第三者への提供の禁止、画像の安全対策などについての市条例の制定や規則について、市の対応を伺います。以上、3点を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

それでは防犯カメラの設置について3点のご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。まず1点目、主要市道、県道への防犯カメラの設置についてでございます。平成30年度に防犯カメラを設置する場所は、JR飛騨古川駅、若宮駐車場、飛騨市文化村西駐車場、市役所前駐車場の4箇所を予定しております。設置場所の選定に当たりましては、飛騨警察署と協議を行い、犯罪者が使用する車等が駐車するであろう場所を重視して、候補となる設置箇所10カ所を選定し、優先順位をつけました。

この優先順位にしたがい、今回は上位4カ所に防犯カメラの設置を予定しております。市道、県道への防犯カメラの設置につきましては、今後、防犯カメラの効果を逐次検証し、飛騨警察署とも協議を行い、必要性を検討したいと考えております。

また、防犯カメラ設置に当たりましては、防犯カメラを設置している旨、それぞれの設置箇所に表示しますが、防犯カメラの性能に関わる事項につきましては、警察との協議を実施した結果、防犯カメラの性能上の盲点をつかれる可能性もありますので、公表は控えさせていただきますと思います。

2点目、他地域の公共駐車場の防犯カメラの設置について。平成30年度に防犯カメラを設置する4箇所のほかに、道の駅アルプ飛騨古川駐車場、道の駅スカイドーム駐車場、神岡振興事務所駐車場、飛騨市民病院等の駐車場も候補として検討しました。これらにつきましては、今後、順次設置を進めてまいりたいと考えております。

3点目、防犯カメラの設置や運用に関する条例の制定について。市では防犯カメラの設置・運用にあたり、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」と「飛騨市防犯カメラ等設置補助金交付要綱」を定めるようにしております。

まず、ガイドラインは、プライバシーの保護に十分留意しつつ適正な設置・運用を図るため、設置場所と撮影範囲、カメラ設置の表示、管理責任者の指定、画像データの保存・取扱い、秘密の保持、画像データの提供、苦情等の処理及び管理規定の策定について記述しております。

補助金交付要綱におきましては、補助金の交付にあたり、防犯カメラの管理規定や撮影範囲にある住民等の同意書の写し、捜査機関等からの画像提出の協力要請があった場合協力すること、飛騨市が定めるガイドラインに沿ったものであること等を要件としており、防犯カメラの設置・運用に関しましては、これらのガイドラインと要綱を通じて、プライバシーへの配慮を行っていきたいと考えております。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○7番（徳島純次）

防犯カメラでですね、設置箇所に若宮駐車場がありますが若宮駐車場は非常に広い駐

車場です。この駐車場には何台くらいの防犯カメラを設置する予定にされているかを伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

おっしゃるとおり広い駐車場全域を網羅できる台数を考えております。

○7番（徳島純次）

ぜひ死角のないように設置をしていただきたいというふうにお願いしておきます。それから先ほど神岡のほうでの設置箇所を伺いましたが神岡ではですね、たびたび交通事故が西里の交差点のところですね、東町側の交差点のところで起きております。ひき逃げ事故も起きております。そういう意味から言うとはですね、あの付近を映す、振興事務所側から映すか、橋側のほうから映すか別としてですね、映して記録をするのが非常に犯罪防止には役に立つと思いますが、どう考えられるか伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

交通事故、とくに多発しているのは国道で多発していると聞いております。それから今おっしゃられた西里の交差点ですか、あそこも頻繁にといいいますか、起きておる危険箇所と思っております。ただ交通事故の捜査におきましては、現時点では警察の捜査手法で十分といいいますか、追跡は可能と聞いておりますが、先ほど答弁させていただきましたように駐車場の設置の有効性等を見ながらまた警察と相談をして検討をしてまいりたいと思います。

○7番（徳島純次）

防犯カメラの映像の保管についてですけれども人権を十分配慮するという意味からですね、防犯カメラに映る人の顔認証ができるようになると思うんですがこれをずっと保管するとですね、結構な人数の人の顔の写真を保管することになると思いますが、この保管期間というのは、ガイドラインに定められる予定ですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

プライバシー保護という観点、流出を防ぐということ、できるだけ短い期間が望ましいというふうに考えております。ただ画像を取り出す場合、飛騨市の場合、目的は捜査の時かなというふうに考えておまして、画像の取り出しをする場合は警察の立会いのもと取り出すことを考えております。保存期間としましては、長くても1カ月ぐらいかなというふうにガイドラインでは定めております。

○7番（徳島純次）

顔認証ができるような画像をですね、5,000人以上保管するときは6カ月以上保管すると問題になるということを聞きましたので、今回答で1カ月であれば問題にはならないと思いますけれど、ぜひ法令等についても十分配慮されて防犯カメラの画像の保存をしていただきたいと思います。

もう1点はですね、各駐車場で撮られた画像はですね、例えば専用のラインで市役所のほうに集約されるのか、それともインターネットみたいなものを經由して集めてくるのかそのへんはどうなんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

インターネットで取り出すというふうには考えておりません。そのカメラでそこで保存したメモリーカードを必要に応じて警察の立会いのもと取り出すというシステムです。

○7番（徳島純次）

ぜひ防犯カメラは犯罪抑制からですね、非常に有効な手段だと思いますけれども人権侵害等今うるさくなっているのですよね、そのへんを配慮されて防犯カメラの設置を推進していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

〔7番 徳島純次 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で7番、徳島純次君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。なお再開は午後2時50分といたします。

（ 休憩 午後2時37分 再開 午後2時50分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

次に5番、森要君。

〔5番 森要 登壇〕

○5番（森要）

それでは発言のお許しをいただきました。私は3点質問をさせていただきます。まず最

初は宿泊観光客の増加対策について伺いたいと思います。飛騨市古川町のまちなかの観光客の入り込み数は、「君の名は。」の聖地巡礼、古川祭の世界遺産登録などから増加しているところでもあります。一方、経済効果を図る目安としましては、宿泊者数を視野に入れておかなければなりません。宿泊者を増やしていくための課題整理、その対策が大切と考えます。また、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が、平成30年6月16日に施行されます。

急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市での宿泊施設の逼迫状況、2020年の東京オリンピックに向けて観光客が増えてくれば、宿泊する施設が足りなくなるために、国では民泊を増やしていこうという主旨でもあります。

都市部では、犯罪や無許可の旅館業を営む違法民泊が増えており、その対応が急務であります。岐阜県においては、仲介サイトに記載ある施設は県内で229施設、高山市では、その内53.3パーセントの122施設が確認されています。

民泊は、飛騨市においても避けては通れないものと考えます。私は、訪日外国人の観光客を受け入れを図るには、地元の経済活動、相乗効果が望まれるために飛騨市においても積極的に支援していく必要があると考えます。これらを踏まえて、宿泊観光客の増加対策について、以下5点を伺います。

1. 飛騨市古川町市街地の平成28年度及び平成29年度の宿泊者数の現状はどうか。2つ目、飛騨市古川町市街地内の旅館業法にも基づく簡易宿所の飛騨市の施設数と平成28年及び平成29年度の宿泊者の現状はどうか。3点目、既設の旅館施設の宿泊者を増やして行くための課題と対策は立てられているかどうか。4番目、簡易宿所の同じく宿泊者を増やして行くための課題と対策は立てられているか。5点目、住宅宿泊事業法、民泊新法の施行にともなう飛騨市の見解を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 泉原利匡 登壇〕

□商工観光部長（泉原利匡）

宿泊観光客の増加対策につきまして5点の質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

1点目の飛騨市古川町市街地の平成28年度及び平成29年度の宿泊者数の現状についてお答えします。飛騨市の宿泊統計調査が暦年での調査でありますので、暦年でお答えさせていただきますが、飛騨市古川町市街地の平成28年の宿泊者数は4万5,088人。平成29年の宿泊者数は、前年比4.7パーセント増の4万7,202人でありました。

次に飛騨市古川町市街地内の旅館業法に基づく簡易宿所の平成28年度及び平成29年度の宿泊者数の現状についてお答えします。先ごろ岐阜県に確認したところ、平成30年2月末時点で飛騨市古川町市街地内の簡易宿所営業許可件数は6件です。うち、市で把握している限りでお答えしますと、平成28年の宿泊者数は3,218人、平成29年の

宿泊者数は前年比1.6倍の5,278人です。特に平成29年は外国人の宿泊割合が増えています。

次に既設の旅館施設の宿泊者を増やしていくための課題と対策についてお答えします。現在、市内宿泊施設へのオンライントラベルエージェント導入促進にあわせて旅行会社等へのセールスも積極的に展開しているところです。その都度送客したいという話をいただいているところではありますが、市内の宿泊施設ではこれらの需要に応えられていないことが現状としてあります。

市内の宿泊施設を個別に訪問して現状を確認してみますと、経営者の高齢化や宿運営を行う人手が確保できないということが直面している課題であり、中には、宿が存続できるなら、経営自体を意欲ある方に承継していきたいと考える経営者も少なくないことから、市としても事業承継に対する支援についても考えざるを得ないところにまで来ていると感じているところであります。

次に簡易宿所の宿泊者を増やすための課題と対策についてお答えします。先ほど古川町市街地での簡易宿所の宿泊者数について申し上げましたが、飛騨市の宿泊施設全体の中でも、比較的新しい形態である通称ゲストハウスと呼ばれる宿泊形態が大きく伸びており、統計を取れているだけでも3,961人と前年比約3.5倍となっております。市内宿泊施設全体の中でも3.7パーセントの宿泊実績を上げるまでに急成長してきており、今後飛騨市において宿泊客数を稼ぐための大きな動きであると注目しております。

市内のゲストハウスにつきましては、セキュリティ体制や利用者への事前の案内、市内での宿泊マナーの周知などリスク管理や、きめ細かいおもてなしが利用者から非常に高い評価をいただいております。また、これらのゲストハウスでは、朝食や夕食は市内の飲食店で取ってもらうなど仕組みを取り入れることで、地域にお金が落ちる循環も生まれており、実際に飲食店経営者からもありがたいとの声をお聞きしております。

こうした飛騨市に昔から根付いている良質なおもてなしができるゲストハウスを増やしていくことは、市内に宿泊客を増やしていく一つの方策であると考えております。現在ある支援策である起業家促進補助金や店舗リニューアル補助制度などの活用を勧めるほか、初期投資への支援の拡充なども検討していきたいと考えております。

最後に住宅宿泊事業法、民泊新法の施行にともなう飛騨市の見解についてお答えします。住宅宿泊事業法の主な目的は、国内外からの観光旅客の宿泊需要に的確に対応して、来訪・滞在を促進することであり、一方で業務の適正な運営を確保するため、住宅宿泊事業者に対しては届出制度並びに住宅宿泊管理業者及び住宅宿泊仲介業者には登録制度の措置を講ずることなどが規定されております。

この民泊につきましては、都市部や主要観光地における違法民泊でのさまざまなトラブルが問題になっておりますが、飛騨市においては現在調査中ですが、市内の宿泊許容量にまだ余裕があることと、良質なゲストハウスにより上手に需要をまかなっていることなどの理由もあることから、当面情勢を見極めていきたいと考えております。

〔商工観光部長 泉原利匡 着席〕

○5 番（森要）

ありがとうございます。先ほど簡易宿所の施設数が平成29年度は6件で、しかも5,278人と非常に1.6倍も増えたということを聞いております。ちなみにその平成28年度の簡易宿泊所の施設数は幾つか。それから現在あるの宿泊者の方々とか簡易宿泊所の方々の報告がありますが今把握しているということを言われたということは、報告のないところもあるのかどうか。その2点を聞きます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

平成28年度の施設数につきましては、平成29年度にできたところが3件くらいありまして、集計をとらせていただいております施設の数で比較しておりますが平成28年度は3件。平成29年度に6件ほどになったということでございます。それと把握していないところということですけど、これは届出のあったところを保健所のほうからお聞きした数でございまして、この数字が宿泊施設数ということで思っておりますがよろしくをお願いします。

○5 番（森要）

ありがとうございます。古川に平成29年度に3件できて6件ができたということと、それから今の報告の関係で業者の方がその報告をしていないというところもあるのかどうか。それについて聞きます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（泉原利匡）

宿泊統計はそれぞれの宿泊施設のほうに毎月お願いして統計をとらせていただいておりますけれども、中には協力していただけないところも数件ありまして、それらにつきましては近隣の稼働率等で推計値等を出すような仕組みになっております。

○5 番（森要）

適正なやっぱり推計とかをしていくためには、やはりそういった報告というのがないというのは非常に残念で、やはり旅館の皆さまとかももう少し私たちからも言いまして実際にそういったのができるようにしていきたいと思っています。それから既存の簡易宿泊の関係で課題とかいろいろ教えていただきました。高齢者の問題がある。それからこれ前から言われていますけれども、宿泊者数が非常に需要にできていないからなかなか受けられないんだというようなことをそれは私も把握しているところです。しかしこのままにしていたのではなかなか対応ということはできなくて、先ほど前からも市長が言われているように人口減少の中でお客様を呼び込もうと滞在時間をたしかに多くしていこうというんな施策をしてみえます。そういった中にひとつ、やっぱり宿泊も大事な要素で

ありまして、そういった中にもう一度宿泊業者の旅館の方々との定期的な話し合いの中で増やしていくための対応をどうしたらいいのか。例えば高齢者の方があっていくならその高齢者の方々が予約のサイト、いまは簡易宿泊の方々なんかはやっぱりインターネット等でやってみえますけれど、なかなかそういったのができないとすればそういったサポートもあるのではないかといろいろやり方があるかと思っています。宿泊者をどのように増やしていくのか。目標を立てながらそれを受け入れ体制をするにはどうすればいいのかということももう少し掘り下げてやる必要があるのではないかなという気がしておりますので、そういった点も検討してもらいたいなと思っています。それから簡易宿所の関係なんですけどやっぱりいまの非常にすごく増えていきました。私も町内を回っていますと夕食に外国の方が非常に多くて、これはどういうことかなとみるとやはりそういったゲストハウス等に泊まっている方。ゲストハウスは非常に単価は安いですね。4,000円とか5,000円。しかしやっぱり外へ行ってご飯を食べたりするとやっぱり7,000～8,000円になっていく。これは非常に飲食店の方々に非常に大きくなっていく。そこで私はやっぱり大事な最初のリニューアルに補助を出すとかそういう支援をしてもらうというのは非常にありがたいなと思っています。でもこういった簡易宿所の方々とも連携をやっぱり強化していただきまして、常にやっぱり話し合いができるようにして対策を講じていく。こういうことも必要ではないか。

最後の住宅宿泊事業法、民泊新法のことについては、需要も春から状況をみてということですが、私はやはり外国人の方は必ずみえると思うんですね。飛騨の古川の場合は民泊というのはちょうど民泊するような空き家とかそういったものも木造建築で非常にお客様には喜ばれると思っているんですね。ですから私はいま岐阜県でもその問題についてどうするか、規制をするのかどうかといろいろな問題がありますけれども、私はこれは避けては通れないことだと。だとすれば、もっと増やしていくためには、支援をしっかりとしていこうよとこれに対しても。そのためには届出をしてもらえばそれに対してしっかりとやっていく。そうするといろいろ報告ももらえるかもしれませんよね。だからそういったことも踏まえながら私はもっともっと住民の皆さんの危惧をすることもあると思いますけれども、それはやっぱり県の条例とかでしっかりと見定めてもらえばいいと思いますが市長さん、先ほど部長が言われた通り、当面はこのままみていくんだということですが私はもう少しいまからでもいいけど検討していく価値があるのではないかという気がしていますが、市長さんの見解をお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

民泊新法、違法民泊をどうやって取り締まるかと、どう適正化していくのか。あるいは、その法の範囲をすこし許容することによって合法化していくとそういうことであるわけでありまして。先ほど言いましたように飛騨市の場合は結構いい良質なゲストハウ

スが増えてきておりますし、またまちの中が狭い町なのでどこにどういふ人がどういるのかというのが大体すぐにわかるということがございます。したがって当面この新法の対応というものでいけるのではないかということなので、市独自の上乗せということについては情勢を見極めていくという方針です。先ほどお話ありましたが良質なゲストハウスという話を申し上げましたが本当にいい評価をまたたいへん評判もいいものですからこの辺りが拡充・拡大していけばありがたいなと思っておりますし、これも先ほど部長から申し上げたようにその支援をまた新たに講じることも検討していきたいと思っております、いいゲストハウスを増やすことで違法の悪い民泊がはびこるのを防いでいくとそういった意味もあるのではないかと考えております。

○5番（森要）

私はやっぱり市長が言われるようにお客様、経済活動が発展するというのは宿泊者を増やすことも大切だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

2番目の質問に入ります。自治体との締結につきまして伺いたいと思います。今年度予算におきましては、飛騨市と日本郵政株式会社との「郵便局の見守りサービス」協定締結ならびに北海道の中川町との広葉樹の活用に関する「姉妹森」協定の締結に伴う事業があります。この事業の締結に至る背景と事業概要、今後の展開を伺いたいと思います。また、従来交流を深めていました富山市とかをはじめとする自治体交流の促進や本年度の取組についても以下の2点について伺います。

まず第1点は、日本郵政株式会社及び中川町との締結について。飛騨市と日本郵政株式会社との「郵便局の見守りサービス」協定締結、北海道の中川町との広葉樹の活用に関する「姉妹森」協定の締結があります。この事業の締結に至る背景と意義、事業概要や今後の展開を伺います。

また2つ目は、富山市をはじめとする自治体交流の促進でございます。北陸圏域の富山市とか高岡市をはじめ、飛騨の糸引き工女にスポットを当てた取り組みとして、岡谷市、松本市との自治体交流の促進や本年度の取組について伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

自治体等との連携のお尋ねでございます。個別の件もありますが考え方も含めてお答えを申し上げたいと思っております。

私、市政運営にあたっての姿勢というのがございまして、その一つに「交流と連携」ということを就任以来言っております。これは他の自治体とかだけではなくて民間企業とか、団体とかを問わずですね、いろんなこと関係を結び交流をしてこうよと、こういうことでございまして、その中で市の発展につながるような取り組みができないかと、これは本当に日々考えております。

私自身だけではなく、市の職員にも積極的にいろんな自治体との交流に取り組むようにということを申し上げておまして、じつは今回お尋ねのございました日本郵政株式会社との郵便局の見守りサービス、それから北海道中川町との姉妹森、これはいずれもですね、職員が自ら積極的に連携に取り組んだと、こういう例でございます。

日本郵政株式会社との見守りサービスで申し上げますと、これ東海初ということてたいへん注目をされまして、多くの自治体から私のところにも直接幾つかの市長から学ばせて欲しいという話がありました。これはじつはですね、ふるさと納税の担当職員が四国の自治体でこういうことをやっているということを報道で知りまして、さっそく電話を入れて連絡をして、これを取り入れたいということで調査をし、日本郵政株式会社にかかけあって飛騨市でもやりたいということで実行したものでございます。それから北海道の中川町との交流ですが、これは林業振興課の職員が広葉樹の活用プロジェクトに取り組む中で、こういう町があることを知りまして、早速アプローチし、また実際に自分で行って、訪問視察を行いまして、そして交流に繋げていった、そしてぜひ連携をしたいということで私の方に提案として職員から上がってきたものでございます。

私としては、こうした職員が自ら積極的に、あるいは自発的に、交流連携ということを進めてくれるのはたいへんうれしいことだと思っておりますし、こうした連携というのは時期を逸せず、直ちに取り掛かると、もうすぐにやるというのが大事でございますから、その点でも高く評価をしておるところでございます。

こうした民間との連携の意味というのは、市民生活の向上、あるいは市内企業のビジネス拡大のために有益だと思うサービスをやっている企業があって、その後押しをすると結果として市が目指す政策が実現できると、ここがみそでございまして、郵便局の見守りサービスというのはまさにその典型だと思っております。郵便局がつまりビジネスとして実施しているサービス、これが市がやろうとしているサービスと意図を同じにするものであった。そこにふるさと納税をくっつけることによって、本来市が委託か何かで費用を出してやる部分を費用をかけずに、無償でやる、そういうことができることになったと言うことでありますので、非常に考え方に合っているものだと思います。

また中川町との連携ですが、全く土地も環境も違々と、いうところと連携をする、そうすると北海道の気候にあった取り組みというのが別にあって、それによってですね、飛騨市では考えられなかったことを知恵として取り入れることができるということがあって、意外性、話題性もございます。お互いにチャンスが広がるというふうに考えているところでございます。

これらにつきましての事業概要とか今後の展開というお尋ねがございました。見守りサービスにつきましては、ふるさと納税募集紹介サイトを通じて申込登録をいたしますと、期間中、毎月1回郵便局員がご自宅を訪問して、普段の生活内容などを聞き取って、写真を撮影して申込者に報告するという仕組みでございまして、ふるさと納税におきましては6万円の寄付で6カ月、12万円の寄付で12カ月という2種類から選べるとい

うことにいたしました。

今後こうした同様の趣旨のサービスを増やしていきたい、そしてふるさと納税のメニューの、返礼品のメニューの厚みを加えていきたいと、このように考えているところがあります。

それから中川町との連携につきましては、本年秋頃までを目途に「姉妹森協定」というものを締結いたしまして、関係者相互の相互交流や、首都圏での共同イベントを開催していきたいという計画でございます。

中川町は、既に林業界では名の知れた自治体でございまして、色や大きさなど樹種ごとに異なる広葉樹の特色を生かして、木工作家さんと共同で小径木、細い木からデザイン性の高い家具を開発するといった取り組みをしております。これは大いに学ばせていただきたいと思っておりますし、今後、例えば双方のクラフト作家とか林業関係者、地域おこし協力隊員なんかの相互交流にも繋げていきたいと思っております。そうしたことによりまして、お互いが持つ強みやノウハウの共有、それから木材の新しい価値の創造、それによる魅力ある製品の開発というものができればなと思っております。さらにこれが両地の市民、町民の交流に繋がればなお素晴らしいなと考えておるところでございます。

それから2点目、自治体間交流促進についてのお尋ねがございました。先ほど野村議員の質問の中でも少しこの話が出ましたが、まとめてちょっとお話ししたいと思っております。

私は、地方行政というものは「善政競争」であると、このように言っております。良い政治ですね、善政競争。全国の自治体が知恵と工夫を凝らして新しい政策、施策を考えて、お互いに学びあって、いいものは取り入れていくというのがあるべき姿だということをお思っておりますし、そのために自治体間交流は積極的に進めていくという方針です。

ただ、自治体間の交流というのは計画的にやるものではない。また、あるいは突如思いついて始めるものでもない。これは、さまざまなきっかけの中で人の繋がりが生まれます。これは首長間の繋がりもあれば職員間の繋がりもあります。これを大事に育ててその中で出来上がってくるというのが自治体間交流でありまして、よく先進自治体の例ということではいろんな雑誌に載っておりますが、突如行って交流しましょうよということではないというのが私の考え方です。私自身も首長間の交流というものに取り組んでおるわけですが、今はフェイスブックとかSNSがございまして、この人はすばらしいなと思った首長さんがおられたときに、かつてであれば名刺交換で終わってしまう、あるいは視察に行くしかないということだったのですが、今は直接訪問しなくてもずっと普段の取り組みをSNSでお互いに、フェイスブックで確認をしながらメッセージをやり取りするというのが頻繁にできるようになりました。現実にも私もうそ何人かの首長さんとフェイスブック上の交流をいたしております。そうしたことによって先ほど申し上げたような関係を育んでいくということができるというふうに思っております。

ます。

幾つか例を申し上げたいと思うのですが、例えば富山県の高岡市、南砺市。ここは、ユネスコ無形文化遺産の祭りを通じまして、それぞれの市長と知り合い、また下の組織間のつながりも出来ました。その延長線上で、飛越交流バスツアーの開催とか高山市、七尾市を加えた5市が連携した祭展示館を周遊するチケットとスタンプラリーというのが始まっているということです。

それから、映画「君の名は。」をきっかけとした動きとしては、三重県伊賀市と組みひもの交流をやっておりまして、これはご案内のとおり市内で体験を継続して体験を実施中でございます。

それから長野県岡谷市ですが、「飛騨の糸引き工女」の歴史検証を行うということで私自身、岡谷市の今井市長さんを訪問いたしまして私の考えを伝えてまいりました。それをきっかけに、岡谷蚕糸博物館に協力いただくかたちで研究を進めていこうということになっております。

松本市、これは議員もお触れになりましたが、野麦峠のある奈川地区との交流をしたいということで、昨年、野麦峠祭りに参加して親交を深めてまいりました。

あとですね、現在進行形のものとしては、鹿児島県伊佐市・さつま町、ここは飛騨市が取り組む薬草のまちづくりの調査に来られたということのをきっかけに、現地のDMOである株式会社「やさしいまち」との交流を始めておりまして、先日職員を鹿児島まで行かせて、意見交換をすでに始めておりまして、何かのプロジェクトをしたいということで今、計画中です。

ロケツーリズムの関係では、神奈川県綾瀬市、千葉県いすみ市との交流をはじめておりまして、先日ロケツーリズムアワードというものの授賞式がございましたがその際に市長同士でも会ってまいりましたので、今年のうちに相互に行き来をしましょうかということをお話しております。

あとことし11月にですね、飛騨市で「地域に飛び出す公務員を応援する首長連合サミット」を誘致をいたしまして開催をいたします。鳥取県知事が会長で、平井知事がおいでになるわけではありますが、だいたい全国の首長が大体20名ほど毎回おいでになりますので、そこでまた次の交流がはじまるのではないかと考えております。

こうした取り組みを育てていく中で、共同のイベントや勉強会の開催をしたいと思っておりますし、できればどこかの自治体と職員の人事交流もしてみたいというようなことを考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○5番（森要）

いま自治体との締結、いろいろ聞かせていただきました。日本郵政株式会社との取り組みもそれから中川町も職員から。非常にいい取り組みだと私も思っています。しかも今の見守り隊、日本郵政株式会社とのやつは地元の方にもサービスを受ける方にも非常にい

い制度だなということを思っています。いまのこういったことにつきましてさらに住民の皆さんが喜ぶようなことも踏まえこれからどんどんこれはやっていただきたいなと思います。それから他市町村との連携については先ほど市長言われましたように計画的にやるものではないと。そのときそのときのいろんな人事交流とかでやるんだというようなこと。計画的には富山市とかそれから高岡市とか松本市、岡谷市。これも前から言ってみえたやつが着実にやっているなということが私も見ているし予算にも反映されております。また今後先ほどいろんな鹿児島県とかいろいろ聞いておりますけれども、こういったことをやはり市民のみなさんにもっともっと知ってもらうことをしないと何かよくわからないということがあるかと思います。だから前にも台湾のやつにもそういったことを市民の皆さんに展示とか、いろんなやりましようよということを提案しましたが、でもやっぱりこういったこともぜひですね、私たち市民にわかりやすく今こんなことをしているんだよ、これは何のためにやっているんだということも踏まえながら、もっともっと市民に知らせる努力をしていただきたいなと思っております。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。飛騨古川まつり会館とひだ宇宙科学館カミオカラボの運営につきましてお伺いしたいと思います。飛騨古川まつり会館につきましては、本年会館の展示装飾とカリニューアル実施計画がされています。また一方、神岡のひだ宇宙科学館カミオカラボについては、平成31年4月オープンをめざして、研究紹介展示施設整備、ウェブサイト制作の予算が計上されております。両施設とも、飛騨市の優れた財産を広く紹介する施設であると考えます。今後の管理運営について伺いたいと思います。

まず飛騨古川まつり会館の運営につきましてです。来年度に飛騨古川まつり会館は、指定管理の更新と聞いておりますが、今後の運営管理につきまして私はこのリニューアルを機ですね、観光施設から博物館的要素への切り替えが必要ではないかなと。できればここは無料化にできればいいんですが、指定管理から株式会社飛騨ゆいにこれは市長がみえる前から決まっていたことで非常にあれですけど、前の直轄のほうがいいのではないかな。それはやはり地元の皆さんと直結しているということと、それから経済効果ばかりでそのサービスがうまくいかないというのが見受けられております。その市長の見解を伺いたいと思います。

ひだ宇宙科学館カミオカラボについては入館料は飛騨古川まつり会館と同じように無料化、指定管理から直轄に。土産販売とか飲食店のほうの機能は指定管理とするというのが私は運営面においては非常にいいのではないかなと。前に聞いたかとも思うんですけど、このかひだ宇宙科学館カミオカラボのほうはもう年間十何万人というたくさんみえますので、私は無料化にしても土産とか飲食で非常に経済的にはいいのではないかと。飛騨古川まつり会館とはちょっとそこまではいかないの、どうかとは考えますが、両施設についての市長の見解を伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

飛騨古川まつり会館とひだ宇宙科学館カミオカラボの運営のお尋ねでございますが、まず飛騨古川まつり会館であります。これにつきましては、9月議会の答弁でも申し上げたんですが、施設の内部の展示については博物館的なアプローチが必要である、博物館的のものであると思っております。この点についての考え方は変わっておりませんが、運営につきましては、これにつきましては、いろんな考えがあるんじゃないかなということでもあります。

いま飛騨古川まつり会館、指定管理で株式会社飛騨ゆいにやっているわけでありまして、さまざまな工夫がされておりまして、例えば、一定条件を満たした場合に適用する無料キャンペーンというようなことで今、旅行エージェント、団体バスツアー等に、強力なセールスを行っておりまして、その際のこれが武器になっているということもございます。こうした取り組みが、直営の場合できるのかどうかと考えると、運営管理について指定管理で大いに民間の組織でやっていただくのはありなのではないかと思っております。したがって、施設の営業・運営という側面においては、今のところ効果的に機能しているというふうに評価しておりますので、引き続き事業実績のチェックをしながら施設運営の様子を見守りまして、その中で、どうゆうふうにするのか決めていきたいとこのように考えております。

それから、ひだ宇宙科学館カミオカラボでございますが、まず入館料につきましては、これも以前の一般質問で無料とする方針をすでに発表しております。

運営につきましては、ひだ宇宙科学館カミオカラボの部分を土産物販売及び飲食店部分とは区別して、それぞれに指定管理者制度を導入するというようなことをいま想定をいたしております。ただどういうふうに進めていくのかということにはまだ決めておりませんが、いま研究者と密接な関係がある飛騨アカデミー、これはサイエンスカフェ等でも実績があるわけでありまして、NPO法人化した上で、本施設の管理・運営を行いたいという旨の意思表示もいただいておりますので、こうしたことも選択肢なのかなというようなことを考えております。

ただ、この運営についてはそういうことなんですが、中身について申し上げれば、一般に理解することがなかなか難しい、また日々進歩し続けている宇宙物理学の研究内容をお伝えするという施設でございますから、当然科学者と一般の方々を繋げるサイエンスコミュニケーターという人たちの人材もその現場に必要でありますし、また研究に沿った中身の見直しということも必要になってまいります。こうした点について、またあるいはサイエンスコミュニケーターのような人材の確保・雇用については、市が責任を持って取り組んでいく必要があるのではないかとこのように考えておりまして、そうした要素

を含め合わせながら、どういう運営にしていくのかについて決めていきたいとこのように考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○5番（森要）

神岡の科学館のことについていろいろ無料化ということで、前にも聞いた気もしたのですが、やっぱり再確認ということでしたが、指定管理につきましてはいま両方にわけていくと考えている。非常に私もそれでいいと思っています。ただしやっぱりリニューアルといろいろ考えていくとやっぱりその方々がいる事務所とかいろんなことがやっぱりひびいてきますので、長くやっていくわけでないのでもやはり皆さんとよく相談しながら早急にこういったことにつきましては検討していただければと思っています。また飛騨古川まつり会館につきましても非常に博物館的な要素も大事ですし、いまのところやはり私も無料化はちょっと難しいかなという気もしてはいます。ただある程度やっぱり運営していくためにはたいへんお金もかかりますので、何とかいま努力しているというお話は聞きましたがこの飛騨古川まつり会館はいつもやっぱり大事な施設でありますので、ここがやはり古川の町を紹介する一つの拠点でありますので、そういった中で無料化も踏まえながら一回検討するべきだと私も一度思っていますので、また一回検討していきたいと私も思っています。こういった両施設とも大事な施設でありますけれども、職員の皆さんの一生懸命やってみえる姿をよく見ております。またこういった施設が今回の予算にも誘導案内の看板ということでみてありますので、すごく取り組みだと思っております。いま前向きにすすんでいるというのは非常にありがたく思っていますけれどもいま大事なときなので、とくにその運営管理についてはよく検討してまた報告していただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

〔5番 森要 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で5番、森要君の一般質問を終わります。

続いて10番、洞口和彦君。

〔10番 洞口和彦 登壇〕

○10番（洞口和彦）

初日ですから6人目になります。非常に長いですね。きょうは6人、あしたは5人でございますので、強いて言えば私は雑誌の付録のようなものでございますからのんびりとですね、お聞き願いたいというふうに思っています。きょう午前中ですね、住田さん、野村さんの質問の中にも私の第1問の質問がほとんど入っていますから本当に理解はしております。とくに住田さんはですね、冒頭からこの太陽光のように明るい日差しの中で十分討議をされておりますし、野村議員はですね、若干時たま暴風雪のようなですね、思わせるような討論でございました。その中で市長はですね、今年度予算について2年前か

らさかのぼってですね、いろんな施策を提案しながらそれを拡充したり、もちろん新しい事業をいれられておりますし、拡充したりですね、継続したり力づくよく本当にきめ細やかに述べられましたので、私はできたらもう時間が過ぎていけばですね、カットしてもいいなぐらいに思った次第でございますが一応通告をしておりますので、私の質問を始めていきたいと思います。

最初に平成30年度予算の概要についてお伺いをいたします。市長はこれまで進めてきた「元気であきな、誇りの持てるふるさと飛騨市づくり」の政策をさらに推進させるとともに未着手の分野に新しく対策を講じるとの考え方で、総額291億2,127万円（前年度当初比1.0パーセント増）、一般会計は178億9,000万円（前年度当初比3.8パーセント増）の新年度予算が提案されました。具体的には、これまで力を入れてきた政策を力強く推進してゆくとともに、さらなる拡充を図り、福祉・生活分野に最重点においた予算となっています。その中でも一人親家庭や障がい児者など弱い立場の人たちや暮らしに困難を抱える方々への支援に多くの新しい事業が提案されています。各事業のより理解を深めるために来年度予算の概要についてお伺いしたいと思います。

まず1つ目に平成30年度予算構成方針はどうなっているのか。平成30年度予算は市政運営の方針を念頭におきつつ、都竹市政最初の平成28年度の決算をしっかりと検証した結果や各所での意見交換会や要望を含めたさまざまなご意見や、議会提案、一般質問等を取り入れ、関係者の方々と慎重に検討や意見交換を行い、案を作製したうえで、延べ60時間を超える各部局との政策協議を行い、何度も何度も練り直しを行いながら全庁挙げての協議を進めて作り上げたものと伺っております。新規事業を数多く取り入れながら本年度の事業を検証・検討されての拡充・継続された事業を含めた充実した予算編成となっています。都竹市政3年目の平成30年度の予算構成は基本方針は何においているのかについてを伺いたいというふうに思います。

2番目に一般予算における特徴的な政策は何なのかについてお伺いします。来年度予算はひとり親家庭や障がい児者など弱い立場の方や暮らしに困難を抱える方への支援、自主的な健康づくり、防犯力・防災力の強化・体制整備、介護・医療人材確保と育成、文学・芸術などの地域自慢の発掘と磨き上げの5つのポイントを柱として多くの施策が提案されています。各ポイントにおける幾つかの重点事業は何においているのかを伺いたいと思います。

その他、具体的事業では、人材確保事業について保健師、保育士、司書、手話通訳、外国語通訳、学芸員の6職種の賃金について正職員を採用した場合の初任給と同程度に賃金に見直すとしていますが、他の臨時・非常勤職員に随時普及する考えはないのか、また職員との手当等の格差の解消は何か考えていないのかについてお伺いいたします。

もうひとつの施策では、子どもの居場所づくり事業の中で、飛騨市における貧困状況や子ども食堂等の実態についてどのように把握されてこの事業を行ったのかについてお伺いいたします。

3番目に基金に対する考え方についてお伺いいたします。平成28年度には81億8,000万あった財政調整基金が平成29年度64億9,000万円、平成30年度末で60億6,000万円、推定となっています。これは今回の3月補正で16億円を取り崩し、特定目的基金に積み替えるためのものです。積立基金全体では額は変わりませんが、特定目的基金は使用施策が決まったものであり、必要な時に自由に使えることはできません。

政策全体に組み入れることができる財政調整基金が60億円から65億円が最適と考える根拠についてお伺います。本年度予算でも1.5億円抑制しても4億4,000万円を組み入れしています。今後積立金の減少が避けられないと考えますが今後60億円の維持は堅持してゆくのか。また財政調整基金の変動をどのように想定されているのか伺いたいと思います。

4番目に健全財政についてお伺いいたします。飛騨市の歳入の市税には33.5億円（構成比18.7パーセント）で自主財源比率が33.6パーセントと非常に低く、地方交付税は70億円（構成比39.1パーセント）が頼みの歳入となっています。地方交付税は合併10年経過後も合併後の10年間とあまり変わらない、大きく下がらない交付税が維持されて来ましたが今後はこのようにいかない。必ず減少していくものと予想されています。このカバー策として、市債借り入れと元金償還のプライマリーバランスの黒字の維持を堅持し、財政調整基金からの繰り入れを抑えるなど財政構造の健全化を図りながら、国・県からの補助金を積極的に活用し積極型予算を編成したとしています。現在ふるさと納税も財政健全化には大きく貢献していると思います。合併特例債が終了した今後の財政健全に向けた取り組みは重要です。トレーニング施設等の大型施設の設置や大型不要建物の解体については今後どのように考えを持ってみえるのかについてお伺いしたいと思います。

また、今回和光園の設備事業がありますが、民生費が47.3億円（構成比26.5パーセント）と前年度5.2億円増となっています。今後確実に伸びてくる歳出であります。最重点課題の分野ですので、数多くの事業にある程度の歳出は必要と考えますが、一度施策を実施すると、なかなかやめることのできない施策が多くあります。今後の民生費財政についてどのように考えているのかについて伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

平成30年度予算の概要についてのお尋ねでございます。午前中にも答えたのでということですが、違う切り口でのせつかくご質問いただいております。ちょっと違う観点でご答弁を申し上げたいと思っております。

この平成30年度予算であります。編成に当たりましては、まず基本的な考え方として「入るを量りて出づるを制す」ということで収入をしっかりと見込んで、その範囲の中で

予算を組んでいくという考え方をとりました。あわせて財政規律を維持するということを重視しまして、借金をむやみに増やさない。あるいは借金を減らしていくということを着実に進めるということを行いました。あわせて、政策本位の予算とするためのプロセス、これを重視したというのが特徴でございます。

一般的に自治体の予算編成というのは、各課の予算要求がだいたい秋口から10月、11月頃にありまして、財政課がそれを査定していきます。それで12月の終わりから1月くらいになりますと市町村長、首長にあがって行ってそこで査定するというのがほとんどのパターンであります。私自身はこの手法にかねてより疑問を持っておりまして、これでは掘り下げた議論はできない。ほとんど予算の市長査定の段階でもう一回検討し直すというようなことは時間的な余裕がない。そうしますと結局心のこもった政策をつくることができない。このように思っておりましたので、これをまず大幅に変えたいということをおもっていました。昨年度トライアルをやったのですが、ことし本格的に着手をいたしまして、まず何をやるかをしっかり議論しようということで、議員からもご紹介いただきましたけれども、政策協議ということ徹底して行ったわけでございます。これにつきましては、最初に私から大まかな問題意識を伝えまして、手が打てていない分野があるのでないか、市政の中で。あるいは深堀りをするべき分野があるのでないか。あるいは制度を見直す必要があるのではないか。そうしたことを問題意識として伝え、そうした観点に立って、まず総合政策課が各部局と議論して具体的な内容をつめる。そのうえで、財政課を含めて私のところで、市長との協議を行うということでございまして、これが先ほどご紹介いただいたような延べ60時間というような時間をかけて行いました。

その際に、当初予算編成の考え方として申し上げたのが、「挑戦と前進の姿勢」ということを言いまして、新しい政策がつかれるように考えなさいと、今あるものは少しでも前の年と違うもの、違う観点が出るように考えようということを申し上げました。それから現場主義を徹底しようということで、とにかく市民生活、市内の企業、いろんな方々のところへ行行って話を聞いてくる。ほかのところへ行行って話を聞いてくる。そうしたことを徹底してやろうということも申し上げました。それから、先ほど森議員からの質問にもありましたが、「連携による政策の創出」ということで、市内外の人材・企業・団体こうしたところと関係を構築して、そのうえで互いの強みを活かせるような政策をつくっていきましょうというようなことを申し上げましたし、それによってゼロ予算でできることもきっと出てくるだろうということも申し上げました。あとは、国県の補助金を取るために情報収集を徹底しようというようなこともその時に申し上げたわけでございます。それぞれ私としては、それぞれの4つのポイントに沿った政策ができたのではないかと思います。プロセスの中ではまったく現場見てないねと、顔を洗って出直してこいというように言ったところもありました。あるいは、ひとり親家庭支援プロジェクトのように複数にまたがるものについては、一同に複数課が会して、繰り返し繰り返し議論をしたということもございました。そうしたことで案をつくっていったということでございます。

そのうえで、できあがった大まかな柱立てについて総合政策審議会でそのことを説明いたしまして、そしていろんな方、いろんな分野の方々に一同に意見をいただくという場において、政策の方向性、問題意識に誤りがないか、あるいは不足がないかということをご議論いただくというスタイルで進めてきました。また議会の一般質問でのこうしたご意見、こうやってご議論させていただいておりますが、全部エクセルで短冊にして個別のポイントに残してありまして、それがひとつひとつ実現できたのかどうかということをチェックしていく。あるいは市民との意見交換でのご意見リストをつくってチェックしていくというようなことで、もちろん全てが反映できるわけではありませんが、そうしたことをやって今回は作業をしました。

そしてそのうえで、ただ声が上げられない、上げる機会がない市民という方もおられる。その声なき声に耳を傾けるということ、もうひとつやろうというようなことを申し上げました。その典型がひとり親家庭の施策ということでございますが、これについては早い時期からアンケートをとって進めてきたというようなことでございました。そうした考え方の中で、今回予算編成を行ったということでございます。

それで2点目の特徴的な施策は何かとこういって話でございます。ここは簡単に申し上げたいと思いますが、まず弱い立場の方や暮らしに困難を抱える方への支援というところにつきましましては、今申し上げました幅広い支援策を組み合わせでパッケージにしたひとり親家庭等応援プロジェクトということがございます。また自主的な健康づくりの推進、これは健康づくりという政策がいままで2年間ちゃんとうてないじゃないかという問題意識で着手したのですが地域包括ケアの中で住民の役割はみずからの健康づくりだと位置づけまして、富山大学と連携した健康まちづくりマイスターの養成。あるいは、高血圧の多い飛騨市。高血圧が飛騨市多ございましてそういった特徴を踏まえて、乳幼児期と青年期前半あえて家庭の食生活が反映する若年世代を重点に位置づけて減塩指導を行うことにしたわけでありまして。

あと防犯力・防災力の強化であります。これも先ほど徳島議員のご議論でありましたけれども防犯カメラの設置。なかなか自治体が防犯のところに正面から踏み込むというのはそんなに多いわけではございません。しかし、そこにあえて踏み込んで対策をとるということをいたしましたし、防災に関しましては防災士の育成を重点とするということにいたしまして、県に防災士の飛騨での開催というのを要望しておったわけでありすがたいへん動きが鈍いので、であればもう自分でやろうということで飛騨市主催で防災士取得の研修講座を開催することにしたということでございます。

それから医療・介護人材の確保と育成、ここは全面展開いたしましたが、これも午前中ご議論がありましたが、介護における外国人の活用ということに踏み込む。そして在宅医療というところを初めて事業化したということでございます。

あと地域の自慢の発掘と磨き上げ。ここで今まで手がついていなかったのが文学、芸術でございまして、ここをやろうということで、はり絵作家の井上あき子さんの作品、ある

いは中河与一文学資料館のリニューアル、こんなことに着手をしていくということでございます。荒垣秀雄さんの功績顕彰ということも今回そうした観点の中で事業化してきたものでございます。

それで、議員からは、人材確保につきまして、臨時職員の賃金の見直しについてのお尋ねもございました。ほかの臨時・非常勤に普及する考えはないのかと、こういうお話でございしますが、これも午前中お話をさせていただきましたけれども、平成32年度から全国一斉に始まる会計年度任用職員制度を前倒しするというのが基本でございまして、平成30年度は、国家資格を要する職、これは人材確保が困難だと。あるいは、特別の技能を要するんだということでまずここを着手するというので、賃金の改定を行うことにしたわけでありまして。具体的には、保育士、保健師、司書、学芸員、外国語通訳、手話通訳というのがこれに該当します。

さらに、平成31年度からは医療職を対象といたしまして、検討し、平成32年4月から全部の運用を開始するということです。

手当のお話でございましたが、手当の格差の解消につきましては、新制度になりますと、地方公務員法に規定する職務給の原則・均衡の原則というものがございまして。それで、時間外勤務手当、通勤手当、期末手当、退職手当等は、正規職員の取扱いとの均衡を踏まえて定めるということにされておまして、いずれ国がその基準等を示してくることになっておりますので、それを踏まえまして適正に支給するようにしていきたいと考えているところでございます。

それから3点目、基金についてのお尋ねがございました。ここについては非常に大事なところでございます。

まずこの基金のあり方なんですけど、今年度、財務省が地方自治体の基金が多いのではないかとことを問題視しました。総務省だけでなく、地方6団体を入れて大議論になりましたことはご案内のとおりでございまして。とくに注目されたのが財政調整基金。国のやり玉に上がったのが特定目的基金を含めての全体ですが、特に財政調整基金、何にでも使える貯金ということですが、ここにしましては大きな議論になったわけでありまして。

一般に財政調整基金、財調、財調と言っておりますけど、適正規模はどうなんだと言うと、標準財政規模というのがございまして、この10パーセントから20パーセント程度だろうというようなことが学術的と言いますか、講学的に言われております。ただ実際にはこれより高い傾向にございまして、県内21市の平均を見ますと、平成28年度決算で35パーセントということなんです。標準財政規模の35パーセントという規模になっていると。

飛騨市はどうなのかと言いますと、72パーセントという平均を遥かに上回る高水準にあるということです。細かい数字を申し上げますと、標準財政規模が113億4,400万円です。これに対して財政調整基金の残高は81億8,100万円とこういうことに

なっております。ちなみに先ほど県内21市を申し上げましたが、県と岐阜市を申し上げますと、岐阜市は標準財政規模が831億2,200万円です。飛騨市のだいたい8倍弱、7倍から8倍の間くらいですね。人口は20倍くらいありますけども、標準財政規模というのはそれくらいです。財政調整基金はいくらかと言うと、123億7,700万円。飛騨市は81億8,000万円ですから、いかに飛騨市の基金残高が多いのかというのがわかりになるかと思えます。

これは、まさしく財務省からの指摘の対象となりうる全国でも代表的な自治体なんだろうということでありまして、これをこのままにしておきますと、今年度は乗り切りましたが、今後また財務省から同様の指摘を受ける可能性はあることになりまして、それがまた全国に波及するということになってはいけないと、このように考えましたので、であれば当該基金を特定目的の基金に振り替えて、これはこういうことをするために基金を持っているんだということをしっかり説明できるようにしなければならない。このように考えたわけでありまして。

それが今回の基金の見直しの趣旨なんですけど、議員からはこの60億円から65億円という規模の根拠は何かとお尋ねがございました。これは二つございます。一つは、大規模災害等、予期せぬ事態が発生したときの備えだということです。全国市長会とかで被災自治体の首長の話聞く機会ががございます。そうしますとだいたいよく出てくる数字として災害発生後の初期対応には、被災者一人当たり40万円から50万円いると、こういうこととございます。国からの支援とか募金、寄附ががございますから、そういうことがあったとしても、やはり2分の1程度は持っておかなければいけないのではないかと。今の一人当たり40万円から50万円の2分の1程度は持っておかなければいけないのではないかと考えますと、だいたい25万円とおきました。25万円を当市の人口に掛けあわせると62億円から63億円です。これを必要額と考えたのがまず一点です。

もう一点ですが、市内の金融機関からの借入金現在高との均衡でございまして、今、市内金融機関からの借入残高は、特殊なものを除いて、平成28年度末で56億4,800万円借りております。一方、財政調整基金は全額を市内の金融機関に定期預金として預けておりますので、借入額よりも定期預金の方が多いという部分はこれが大幅に多いとペイオフ対策上も望ましくないということとございます。したがって、この借入残高に近い数字にしておく必要があるのではないかとこのように考えまして、56億4,800万円に対してだいたい60億円程度だろうと、このように考えたということとあります。

したがって、今申し上げました60億円、或いは62億円、63億円というのを定めましたので、この最適な規模として60億円から65億円と申し上げているところでございます。したがって、これにつきましては突発的な事由が生じない限り、今後も維持していく方針でございまして、これをどんどん崩していくという考え方は持っておりません。とすると、当初予算に財政調整基金の取り崩したはおかしいのではないかとこのようになるわけですけど、これにつきましては、かねてから申し上げているよう

に、決算剰余金が必ず一定額出てきますので、その2分の1は財政調整基金に積み重ねなければいけないということになっております。それを優先的に積んでいくことによって元に戻す。したがって、一旦当初予算の段階で繰り入れたとしてもその後繰り戻しますので、基金残高は一定に維持していきたいとこのような考え方をとっているということです。

最後、4点目であります。健全財政のお話がありました。大型投資不用品施設の撤去費等こういったものがかかるわけだがどうするのかという話でございます。合併特例期間が終わりますと、大規模な投資事業に充てる財源確保が困難になります。合併特例債が終わるからであります。これはかねてから申し上げてきたとおりでなんですが、当然大型の投資ができなくなってしまうということでもあります。ちょうど基金の今回見直しをする中でもう一度、将来に向けた財源をゼロベースで検討しようじゃないかという考えまして着目したものがございます。これが合併基金です。合併基金というものがございます。合併基金とは何かと言いますと、現在12億円あります。これは何かと言いますと、合併特例債を一定額を現金化して保有することができると認められているものであります。これが今12億円あるということです。ただ、これは一度に全部使うことは認められておりませんで、合併特例債の借金の返済が終わったら、返済が終わった分だけ使っていよいよということになっているんです。したがって、これがどんだけかと言いますと1年間にだいたい1億6,000万円です。1億6,000万円はだいたい借金を返しますので使っていよいよということになっている。

この合併基金ですが、今までどうしてきたのかと言うと、通常の色んな事業にこまごまとした小さい事業に充ててきておりました。しかし、よく考えてみますと合併特例債を現金化したものでありますから、実質的には合併特例債と同じであるわけでありまして、したがって、本来は合併後のまちづくりに資する特別の行政需要、つまり地域の発展等に資する施設の整備等に充てるのが適当だということになるわけでありまして、しかもこれは借金ではなく、貯金でありますから、後年度への財政負担を考慮しなくて良いということになるわけでありまして。

このため、平成30年度予算におきましては、これに一切手をつけませんで、すべて温存をいたしました。今回、合併特例債残り4億円あるんですが、5年間延長されまして、まだ5年間使っていよいよということに改められたのですが、それと合わせますと16億円ございますので、これを市民の皆さまからの要望の強いスポーツ関連施設等の整備に計画的に充てていきたいと、このように考えておるところでございます。

それともう一つ整理をしました時に着目した基金がございまして、文化・交流基金であります。これが3億円ございます。これは何かと言いますと、元々文化施設基金という基金がございまして、飛騨市文化交流センターの建設のために積み立てていたというものでございます。ところが、飛騨市文化交流センターは建設の時に合併特例債を使いましたので、これを使うことなくそのまま残されていたということでございます。

私はこれもいわば合併特例債の身代わりではないか。本来、基金を使うところを合併特例債を使ったわけですから、本当は文化施設のために使っていくということが必要なのではないかということでございますので、この基金については文化関連施設の改修等に充てていきたいとこのように考えております。

ただ、ご指摘がありました不用施設の解体撤去、ここにつきましては、対象となる補助制度が国県ともございません。また、限定的に発行することが認められた地方債にも、交付税措置があるようなものがございませんので、これは一般財源の枠から持ち出さざるを得ないということなので、これは簡単にどんどん撤去するわけにはいかないわけでございます。慎重に検討していきたいと考えておるところでございます。

最後に、民生費のお尋ねがございました。民生費でございますが、表面上、前年比5億1,800万円の増とこのようになっております。議員からもこの数字はご紹介いただきました。ここから和光園の建設関連経費を除きますと、これにはかなり和光園の建設関連経費が入っておりますので、これを除きますと5,200万円の伸びということであります。さらに増員した職員の人件費とか、保育士の処遇改善関連経費というものがございしますので、それを差し引きますと、じつは1,000万円の減少という数字になっております。これはなぜ起こったかと言いますと、少子化によりまして児童手当、児童扶養手当などを中心に、扶助費が1,100万円減少するということになったからでありまして、一方で増加傾向にあった介護保険の保険勘定、後期高齢者医療にかかる繰出金は、前年度ほぼ同額を計上いたしましたので結果こういう数字になったとこのようにございまして、

介護保険ですが、重度の給付者数が減少したことによりまして、給付総額をほぼ横ばいに見込んでいる。また後期高齢者医療につきましては、自己負担の抑制にかかる経過措置が本年度をもって終了するというので、結果的にこちら公費負担が抑えられたということでございます。ただ、この傾向が今後も続くのか、来年度に限った一過性のものであるのかの判断にはもう少し詳細な分析が必要だと考えております。

ただいづれにいたしましても、社会保障関係費というのは、全国的に急激な増加が見込まれておりますし、まだまだ飛騨市においても75歳以上の高齢者が増加してまいりますから、これは増えていかざるを得ない訳であります。その対応についてはすでに消費税増税分の一部について社会保障財源に充てる方針がしっかりと示されているわけでありまして、これはやはり国全体の構造改革の中でしっかりと議論され、あるいはそれを踏まえて財源が手当てされるべきものと考えておりますので、国の動向を注視しながら、県市長会、全国市長会の場で意見を申し述べていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

2点目の子どもの居場所づくり事業についてお答えします。

12月の議会で住田議員の質問に対してもお答えしましたが、昨年ひとり親家庭に対し、その生活実態を把握するためのアンケート調査を行いました。

回答のあった176世帯から得られた結果は、ひとり親家庭は母子世帯が多いこと、収入が200万円未満の世帯が4割もあること、養育費の支払われていない方も相当数おみえになることなど生々しい生活実態が明らかになりました。そして、多くの方がお子さんの進学について金銭的な不安や悩みを抱えており、将来に希望が持てない状態にあるということも、改めて感じることができました。

一般的に低所得世帯としてとりあげられるのが「ひとり親家庭」ですので、この調査結果により、少なからず低所得世帯の実態が把握できたものと考えており、新年度の「ひとり親家庭等応援プロジェクト」につながりました。

なお、子ども食堂については、新聞記事やチラシでの把握になりますが、古川町内の2箇所で開催されていると確認しております。

ひとり親家庭のみならず生活困窮世帯への支援については、今後もいろいろな情報を活用して実態の把握を行い支援を行っていきたいと考えています。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○10番（洞口和彦）

長い質問ありがとうございました。市長にあれだけ自信を持って言われますと不安というのはなくなるというふうにも考えますが、一つか二つちょっと質問いたします。

今回の予算に対してですね、新聞を見てみますとタイトルの的には政策の5本柱を着実にやっていく予算である。それから福祉生活分野に力点を置いた予算である。それからもうひとつは最後いろいろ言われましたがその合併特例債やですね、県とか国の補助金を活用した本当に経済バランスを考えた健全予算であるというそんなようなタイトルでございました。まさに今言われてこう聞いていますと、とくに5つの分野でですね、かなりの事業を計画されていますが、それぞれにこれが柱だと堂々と述べられる市長にしますとまさに自信持って、実際は60時間という時間を書いてございますけれどもそれに値せんですね、各種の努力された職員を含めたこの意思疎通というか話し合いがですね、十分になされた予算だなというふうに思っています。

それでですね、それは感心する点でございますが市長は時たま言っていますけれどもいろんな要望について私たちは解決していただきたい。私は前のあれでも言いました。非常に予算・要望が出ていますがそれに解決するにはですね、各振興事務所の経費を増やして欲しいと。この中でも答えが1箇所出てますので、たいへんありがたいのですが。やっぱりそういうかたちでですね、まずいろいろな要望については聞いてみる。それからできないのではなくてですね、やれるかどうか検討したいというかたちでいろんな今回も介護を主体とした予算が多いんですけども、小さな予算で大きな事業というかたちでい

ろんな難問についてですね、解決すべき課題が解決できる入り口になった予算が多いと思うんです。その中でもですね、やはり例えば空き家の家財道具の事業、これはこの道具処分に30万円で相続支援に20万円。わずか50万円の予算ですけれども、やはり一番困っている空き家対策にですね、風穴をあける予算だ、施策だと思っています。私はあくまでも取り壊しでもきっかけがあればある程度壊す人ができるので、そういうふうにしよと言っていますので、そういうかたちもございますし、それから拡充の中でも地域サロンですね、宮川から伸ばしていくと。この予算はどれだけ伸ばすかわかりませんが6万6,000円なんですよ。これでこの一番の高齢者が不安に思っている会話を通じて健康につながるというこういう施策がですね、本当に6万6,000円でできるのかと。これは本当の書いているだけで数をつくりたいだけにやっているのではないかと、そんなふうに考えますし。託児所関係ではですね、ひとり親の家庭のパソコンと料理にこれもたった65万円ほどですよ。それから介護の仕事の関心づくり。出だしから困っていることは間違いないんですけれども、まずそこから入ろうというかたちでこれも金額で21万円ほどの予算です。だから私はこの予算を見て、名前はいろいろとですね、とくにそれから外国人の介護人材の受け入れについても43万円ほどですよ。まず風穴を開けるための予算が相当組み込まれていると完全に最後までこれでやっってしまうという拡充・継続ということが基本になっていますので、それらを含めた初弾の予算かなと「小さな予算で大きな事業」これは私がいつでも言っていることですが、それらに心がけた予算なんですよ。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

最初のステップとしての小さい予算というものもありますし、ある程度この小さい予算でもいいけるというものもあります。例えば先ほど地域サロンの話をされましたけれども今年度途中で宮川振興事務所ではじめているわけなんですが生協さんと連携をいたしましてやっていくと。これが先ほど申し上げました民間連携の典型パターンでありまして、生協さんがある地域に行ってそこに人が集まってきて注文をし、また翌週来て持ってくるというのは通常の生協の注文のパターンなんですね。そこにその仕組みを地域に導入しそこにサポートする人が入ってやるというだけで動いていくわけです。そうするとともにビジネスとして動いているものを活用するわけですからお金がほとんどいらないということになるわけですね。これが典型でありましてそうした民間との連携の中で費用をかけずにやっているというものがひとつある。これなんかは長期的にもそれでいけるだろう。あるいは、どうかすれば市が離しても自前化として回っていけるだろうと思われるくらいのものであるということだろうと思います。あと例えば介護に関心を持つための予算がされましたが、あれはバスツアーだと思いますけれども、バスの借上げだけですとそのくらいの金額で済むんですね。しかも年間何回もやる必要はなくて、つまり

訪問先はお金とりませんので、それでそれを継続してやっていって介護への関心を示してくればこれはしめたものだということで、これなんかは小さいんだけどずっと継続して効果がでてくるものだろうと思います。それから補助系のものですね、これは補助が高いのか、安いのかという問題、これはいろいろあります。どの辺が補助の適正水準なのかということはそれぞれ結構議論しながらやっているのですが、件数が増えてくると予算額が増えてくると思うんですが大体1件当たりの補助額というのは大体入り口なので小さくした、のちのち増やしていくということはあまり思っていないで、最初から必要な額は計上している。ただ数が増えてくとこれは増えていくということはあるかもしれませんがそれはそれだけニーズがあったということだからいいのではないかという考え方をとっております。ですので、こう入り口をたくさんこう穴を開けてつくって、もっとこれからお金がかかってくるんじゃないのということについては、議論の中でもそういうところも話すのですが、あまりそうしたことは考えていませんので、ある程度これで行っていける。ただ件数、利用者が増えてくればある程度金額は増えてくる。そんなかたちの中でやっていますので、小額でもきめ細かい予算と言っているのはそうした主旨だということでご理解いただければと思います。

○10番（洞口和彦）

ちょっと質問を変えましてですね、人材確保の関係で今回は専門業務職員、5つか6つかございましたからそこから上げると。それから介護については来年度決めていくと。その一般についてはそのあと決めていくと。間違いなくですね、プラスになるような今いろいろと問題になっていますよね。先ほど言いました「働き方改革」、これはとくに一番の問題は同一労働の同一賃金というのは誰しも望むところですし、これで非常勤と本社員との差というのはできますから根本的なものですね、これで増えていくのを解消できるというふうになっていますので、市長は前もってやるということは大好きですので、もっと早くやるようなですね、隠し球というのはないのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

早くやりたいのですが当然人件費が増大するわけであります。平成32年4月からの地方公務員法の会計年度任用職員というのは、全国一斉にはじまって全部そういった問題に直面する。そうすると何かしらの財政対策がうたれる可能性があるわけですね。まだところがその内容は明らかではないということです。だから遅らせているということは決してないですが、ただいろんな準備もございますし、やっぱりすこしずつステップを踏んでいくということも必要かなとこのように思いましたので、まず資格職からことしはじめ来年医療職はすこし地元との調整と言いますか、ほかの看護師なり介護職員とのバランス調整というようなこともありましたので、来年度、この4月からやるのはちょっと難しいというのがあって1年遅らせた。ただ最終的には平成32年4月からの施行

になりますからそのときには当然やっていくということですが国の動向がまだはっきりしていない部分がかなり多いものですからそこをすこしみているということもあるということでご理解いただきたいと思います。

○10番（洞口和彦）

はい、ありがとうございます。期待はしていますので、いつやってもらっても結構でございます。こども食堂の関係でちょっとお聞きしたいと思います。最近県は今回これにも力を入れてさっき聞いたように大体アンケートで把握されたということですが、そのアンケートの範囲がやっぱり小さいよね。ひとり親世帯だけです。困窮されている部分というのはあるんですよね。やっぱりもうちょっと増やしていかないと実態は把握できないというふうに考えています。ぜひですね、それも含めていただきたいし、2つの事業所ということでございますが、私も大体知っています。1つの事業所は昨年夏休み頃からですね、始められていますし、もう1つはごくわずか。この両方ともやっぱり土曜日が主体に1カ月に1回か2回というわずかなものです。今度市が提案した子ども食堂はですね、かなり大まかに30人ですか。それからデイサービスセンターへ送迎あり。毎週火曜日・木曜日18時から21時まで。これを見ると画期的なものなんですよ。これですね、そしてまだどんどん増やしていきたいということですので、今言ったさっきの調査というのをもうちょっとしっかりやらないとですね、増やしていけるという確立はございますか。その辺はどうお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

困窮世帯の把握につきましては、アンケートというかたちではなくいろんな情報を用いて把握をしていきたいというふうに考えております。アンケートだけでしっかり把握できるというふうには考えておりませんので、とっかかりはことしアンケートというかたちでやらせていただきましたが、保育園とか学校とかあといろんな民生委員さんとかの情報も得ながらどんな支援をしていけばいいのかということは考えていきたいということです。

そして、子ども食堂的な部分につきましては、古川のほうが先行して今2カ所、そして市のほうで1カ所ということで古川のほうで開催を予定していますが神岡地区にもおそらく子どもさん一人で夕食を召し上がっていらっしゃるような家庭もあるかと思しますので、そのような実態を把握して各地につくっていききたいというようなことを考えています。

○10番（洞口和彦）

ぜひ進めていただきたいと思います。それで私ちょっとやっている方に聞いたのですが、やはり困っていることもあるんですよね。1つはやっぱり保健所関係。衛生関係のガイドラインがはっきりしないと。「だめや、だめや」とは言うんやけど、そうならどこま

でいいのか。そういう指導を受けようと思えば簡単な方法で教えてもらえるのかどうか。もう1つはやっぱり集める人ですね。これは先ほど雇用。これはだれがいるのかわかりませんし、ただパンフレットを撒いただけではですね、なかなか集めにくいと。来てもらいたい方にはどんどん来てもらいたいんですけどもそういう情報の関係もございしますので、なかなかやっぱり民間としては来た人にはこのパンフレットを渡したり配ったりはしているんだけどその情報が回収できないと。わからないと。どういう方が望んでみえるのか。いつならいいのか。そういうことをぜひ市政の中で公にできますから広報ももっていますし。宣伝していただきたいというふうに申されていますが今度そんなような方法の活用は検討されてもらえないでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

必要な情報を必要な方に届けるというのは非常に大事なことだと思います。洞口議員さんおっしゃるとおりだと思いますので情報の伝達については、十分工夫をしていきたいと思っています。

今回市のほうで行う場所がデイサービスセンターということなんですが、当初総合会館を使ってということも考えていたのですが保健所のほうの許可が下りないということでデイサービスセンターを使ってということで行うように予定をしています。食べ物をだすということで、保健所のほうの許可がないとできないというような状況もあるようですので、その辺もクリアできる環境を確保して進めてまいりたいというふうに思っています。

○10番（洞口和彦）

もう1つだけお願いしたいのですが、岐阜県がいま貧困実態調査をしながら支援していくというかたちで運営費ですね、これは市町村を通して行ったものについては2分の1の補助をするというふうに謳ってますよね。今度の予算で通るとのことですけど。そういうふうですね、今いろんな方向からこの支援を差し伸べる方向がでていきますので、また増えるかもしれませんし。ぜひ増えてほしいと思うんですけども。2つの施設にはですね、以前から情報をですね、しっかりと伝授していただくようお願いをしておきたいと思います。

それから財政面でですが、実はふるさと納税、3億6,900万円ですが6つの分野に分類してですね、実に71の事業、細かくわけてありますよね。それから各施策についてはこの収入は先ほど市長が言われましたようにどこからいれるんだと。入金をしっかりと分類されている。これは健全財政に本当に大きく貢献していると思いますので、これも私、いろいろこれを見まして感心した部類なんですよ。あれだけ細かく71事業、それから特定目的については4つの基金に27事業ですか、組み入れられていてそれをきれいに分析されていますから、本当に先ほど新聞にでていたようにですね、財源にはきちん

とした対処がとられているなというふうに思っています。それですね、ちょっと市長に質問をしたいのですけれどもこれは、私は答えなくても答えてもらってもいいんですが、実は先ほど高原議員が言われました岐阜新聞の素描という欄ですが、何人かの方がですね、執筆されたいろんな施設とか首長とかの方が自分の意見、市長として述べられていますよね。都竹市長も何回かにわたって投書されています。私もこれ楽しみで本当に注目して見ているんです。今回これはですね、連載の中でも市長の考えやこの施策基本をかなり述べられていますから本年度の予算となったこの弱い立場の人たちの支援ですね、これについて述べられている「障がい児の親について考える」というものについてお伺いしたいと思います。わからない人もいますので、ちょっと読み上げますけれども「次男のいいところはどこだろうと毎日見ているうちにおなじような職場の部下や同僚を見るようになり、強みを伸ばす組織運営をするようになった。弱い立場の人たちを意識するようになり、障がい児者だけでなく病気や生活困窮、ひとり親家庭など厳しい状況にいる人たちを助けたいと強く思うようになった。市長になったいまでも弱い立場の方々の支援は市政の最重点だ。こうした分野に取り組むのは、誤解を恐れずに言えば自分の子どものためである。公職にある自分が支援を充実させれば多くの方々が救われる。それは次男が私をしてなさしめたことであり、この子が世の中のお役に立てたことになるからだ。このことだけは徹底して親ばかでいたいと思う。」涙が出てくるような文章でございますし、前段はですね、施策について私はこのように感じているとこちらは公、公人としての言葉ですが、最後の部分は私が思うにはですね、どちらかと言いますと私人として、親として述べられていると思うんですよね。これはやはりいままでの文章の中ではやはり公として書かれている文章が多かった中であえて個人を出された。タイトルも「親として」というタイトルを書かれた。このことはですね、このほうがですね、この問題については施策を通じて自分のやりたいことが深まるというふうに感じられて書いたのかどうかということともう1つはですね、あえて私が思った中で、「誤解を恐れずに言えば」という言葉とそれから最後のですね、「徹底して親ばかでありたい」という一種の自分の書いていく中でちょっと私にはですよ、弁明めいた言葉に思えるというように書かれているなという気がしたのですがそのような真意がですね、あるのか。これは強要しませんので、紹介だけでもいいんですけれども何かあればお願いしたい。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

素描のご紹介をいただいたわけでありますけれども、書いてございますが、私はいま中学1年生の次男がおります。重度の知的障がいがある自閉症の息子でありましていま離れて住んでいますので、岐阜の特別支援学校に行っているわけなんです。そこに書きましたのではですね、やはり当事者じゃないとわからないことがあるんですよ。その当事者じゃないとわからないことがあって、その当事者じゃないとわからないことを自分の仕

事に生かしていくという役割がですね、その当事者になった人間にはあるのではないかというふうに思っているんですね。仮に私がこうした公職に就いていなかったとすれば例えば自分の次男でいろんな苦勞したこと、苦勞していることあるいはいろんな思ったことというのを社会に生かしていったり、政策に生かしていったりすることはできないわけでありますけれど、私は今こうして市長という職に就かせていただいて、そういう仕事をさせていただいている。それは自分が障がい児をもつ親だから気がついたことがあってそれを還元していくというのは仕事なんだと思っているんですけど、それをじっと考えていったときに、やっぱりこれは次男がいたから僕はできているというふうに思うんですね。だからそういうことを思いますとですね、それをしっかりやるというのがこの自分に与えられた使命かなというふうに思いますし、それから何というのでしょうか、ある意味であり、体にいえば親として言えば子どものためにやっていることなんですよ。でもそれをあえてこうして外に言うてみておなじような立場の人たちもいると思う。逆にこれは障がいということではなくても、例えば介護で苦勞された人、病気で苦勞された人、あるいは親戚でいろんな倒産をなさったりして苦勞された人、いろんな公職の人たちがいると思うんですね。その人たちが自分の立場の中で、それを自分の使命と感じて動いてくればもっと世の中よくなるんじゃないかという思いがありまして、ちょっとそんなことを思ったものですからあえて書かせていただいたとこういうことです。ですので、私的なことであることは変わらないですし、ですけど私自身は現実にもう思っていますので、べつにそれを隠す必要もないし、私はむしろ大っぴらにそういうことを申し上げてやって波及すればというふうに思っていますものですからそういうことを書かせていただいたとそんなことでございます。

○10番（洞口和彦）

ありがとうございました。心から感謝申し上げます。

それでは2番目の問題を提起します。財産の貸し付け、借りに関する対応について伺います。平成26年度に飛騨市の一般予算に市有財産に関して、国・県等に貸与している一部の物を除き、市の管理するすべての財産について再点検を行い、今後の活用方針を明らかにすることとの附帯決議がなされています。具体的には活用の見込みのないと認められた財産については原則として処分すること。土地を借り受けている施設等のうち、引き続き活用するものについては原則として土地を買収すること。活用しないものについては施設を処分して土地を返還すること。3つ目に住宅又は工場等の用に供するため貸し付けている土地及び建物については借り受け者に売却する等の提案となっています。市は対応策として1番目に市が借りている土地・建物については、今後市有施設として必要なものは購入が原則としていく。不必要なものは返却する。2番目に貸し付けている土地・建物は売却、貸付料見直し等を検討する。3番目に同じような活用をしているものの中で使用料が違うものは統一していく。具体的に4月末までに基準や方針をまとめて、その後ですね、この方針に従い対応してゆくという回答されています。またその年、

平成26年の6月の森下議員の質問でも総点検した最終方針の決定してそれにもとづいて個別にですね、目標にむけた相手方との交渉を行っていくと回答されています。その後の飛騨市の取り組みと効果について伺います。

1つ目に賃貸借契約の現状はどうなっているのか。市が借りている土地・建物および市が貸している土地建物の現況はどうなっているのかについて伺います。具体的に市が借りている土地・建物が何件あり、どのようになっているのか。貸し付けしている土地・建物は何件あり、どのようになっているのか伺います。

また購入、売却、見直しによる費用の変動はどうなったのか伺います。

2つ目に飛騨市の対応について伺いたいします。

付帯決議後の基準設定の在り方やどのような取り組みを行ってきたのか。またどのような成果はどうだったのかについて伺います。目標方針としていた件数はどれほど実現したのかについても伺います。1つ目にしては、貸地料の基準は「普通財産貸付要領」の変更内容は何だったのか。2番目に土地売買に関する基準はどうなっているのか。3番目に方針による交渉の経緯はどうだったのか。4番目に成果はどのようなものであったのか。

3番にして今後の課題と問題点についてお聞きしたいと思います。最近土地の売買契約における問題点が各所で起こっています。長年にわたる契約等もあり契約当時の経緯や高齢化、相続、移転等の問題もあり、交渉が難航しているところが数多くあります。複数地権者での不一致や頓挫している契約については今後どのような取り組み方をしていくのかについて伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

ただいま平成26年度飛騨市一般会計予算に対する付帯決議に関連した財産の貸し付け、借り上げに関する対応について、3点のご質問をいただきました。はじめに、1点目と2点目をあわせてお答えいたします。

市では付帯決議を受け、それまで統一性が無かった賃貸借料等の公平性を確保することを念頭に「飛騨市普通財産貸付料算定要領」の見直しを行いました。具体的には、土地の貸し付けにつきましては、行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例及び徴収事務取扱要綱に準じ算定方法とし、固定資産税基準年度の平方メートル当たり評価額の3パーセントに貸付面積を乗じた額としました。また、建物の貸し付けにつきましては、耐用年数に応じて定額法による減価償却額を差し引いた後の平方メートル当たり残存価格の7パーセントに貸付面積を乗じた額とするよう改めました。

そのほか貸借土地売買価格等に関する取扱い基準を設け、原則として実測面積による売買とすること、購入にあつては「飛騨市土木事業用地買収基準に関する内規」、売却に

あたっては「飛騨市公共用地の譲渡基準額に関する内規」によるものとする、それから測量、契約、登記等に係る費用の負担区分等について規定しました。

これらを踏まえ、各所管部局において、全対象事案の当事者と交渉を行った結果、趣旨を理解いただき、多くの方々に市の提示額にて売買や契約変更に応じていただいた一方で、借地料の大幅な減額提示や、契約当時の経緯、隣接地域との均衡、複数の地権者間における意向不一致などの課題により、交渉が難航、頓挫している事案があることも事実です。

具体的な件数等、現状につきまして、昨年7月時点における調査結果を報告いたします。

はじめに貸借件数については、当時市が借りていた物件194件のうち、購入したもの5件、返還したり民間同士の直接賃貸に切り替えたもの14件、交換や寄付により取得したもの5件、継続して借りているものが169件です。ただし、継続して借りているもののうち、賃料の引き下げ等の改善が行われた事案が66件あります。

また、当時市が貸していた物件153件のうち、売却したもの3件、貸し付けを終了したもの18件、交換・譲渡したもの2件、指定管理などに移行したもの6件、貸し付けを継続しているものが121件であります。ただし、貸し付けを継続しているもののうち、賃料の見直し等の改善が行われた事案が77件あります。

次に、購入、売却、見直しによる費用の変動についてですが、土地購入にかかった費用は、463万8,000円、土地の売却による収入は、1,196万8,000円でした。

また、賃貸借料の変動については、市が借りている物件について、平成26年3月時点の年間賃借料が3,230万8,000円であったのに対し、昨年7月時点では2,996万8,000円と、234万円減少いたしました。ただし、減少理由として固定資産評価額の下落分もあるため、条件変更等による減額は198万円程度と考えられます。

また、市が貸している物件について、同様に1,032万2,000円から836万1,000円と196万1,000円減少しました。これにつきましても、条件変更等による減額は150万円程度と考えられます。

附帯決議について対応を行った成果といたしましては、年間賃貸料と年間賃借料の差が約38万円のマイナスとごくわずかでしたが、一定基準をもって財産管理することについての職員の意識定着にはつながったのではないかと考えております。

最後に今後の課題や取り組み方法についてお答えいたします。

今回の交渉は、市が定めた統一基準を相手方に一方的に提示したものでしたが、本来、賃貸借契約は、法的には私人同士の契約行為であり、個々の事情により、双方で折り合った金額で契約せざるをえない場合もあると考えております。

借地である各市有施設敷地については、施設設置当時、最適地として必要に迫られて双方合意の上契約に至った経緯もありますので、約定に基づく借地料見直しの機会等を捉えて、例えば地価下落相当の賃借料減額を交渉するなど、可能なところから引き続き取り

組んでまいりたいと思います。

また、個人の住宅敷地等の貸し付け地についても、さまざまな事情によりなかなか購入には応じてもらえない状況ではありますが、定期的に意向確認等を継続してまいりたいと思います。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○10番（洞口和彦）

総務部長を責めるつもりはないんですけど、ちょっとこの問題については認識がちょっと甘いのではないかという考え方です。実はその平成26年当時はずね、借りている土地・建物は自分たちが監査して決めた数字ですよ。購入56件、それから見直し121件ということでございましたが、平成27年にちょっとまた方針を変えていますよね。そのときは購入40件、結果5件なんですよ。これは私たちは基本的なものについては言っていますけども、何件せよということは言っていない。みずからがですね、出した数字なんです。それから貸し付けていた土地については平成26年4月のまとめではですね、売却54件、見直し61件。その後平成27年に153件、全体ちょっと抜けていたのが入っていたと思いますが売却49件というふうになっているのですが現状は売却3件なんですよ。決してその難しいということもわかりますし、怠けていたとも思いませんけれどもみずからが計画した数字にですね、かなりやってもらってすごかったなというような数字ではないと今の発表を聞きますとですね、思うんですけども。やっぱり一生懸命やったけれどこれまでだったのでしょうかね。その辺の考えと経過についての何か反省すべきところはありますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

附帯決議を受けまして全案件につきまして今ほど言われたような方針を出しました。その方針にもとづき統一基準を設け、それぞれの相手方と職員、本当に一生懸命交渉をさせていただきました。その中でやっぱり一方的にこちらの考え方を押し付けるものから当時のやはり経緯等を無視したと言いますか、無視して一方的な基準を押し付けたということで、やはり相手方の考え、当時のやっぱり事情等もございましてなかなか思い通りに方針通りにいかなかったというのが現状でおっしゃられるとおり結果的にはこういった結果でしたけれども十分職員としては取り組んだというふうに思っております。

○10番（洞口和彦）

そう言われると何も言うことはないですけども。じゃああの時間もございませんで、今後ですよ、例えば和光園も買うということでああいう混乱があつて貸与になりました。長年の借金というあれになりましたし、なかなか最後の詰めの段階でですね、これは難しいことですけどもできませんでした。工事が延びてね、1月臨時議会というかたちになりましたし。今の中の反省の中で交渉の中で購入、やっぱり売却の意思が合わなか

ったのか。それとも金銭面で折り合わなかったのか。それはどちらでしょうかね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

金銭面も大幅に違うということもございますし、貸し付け地、購入をお願いする相手方の事情が例えば宅地でしたら夫婦だけの生活、あと後継者もいないといったような事情。中には空き家というところもございますけれども、若干。そういったことで将来的なことも考えて購入にはなかなか応じられないという事案もございます。

○10番（洞口和彦）

この数字ではですね、かなり事情があったというふうに察します。最後に一言だけお聞きしますが今後いろんな施策でですね、土地売買・貸し付けありますが、今後はですね、いままでのままですとなかなか原則を貫いていけませんよね、こういう状態では。やっぱりいまみたいに対応としてはそれぞれの対応でやっていくしか仕方ない。今後新しい施設をつくった場合にですよ、土地買わないで借りるのかいろんな問題でそういうことで対応は決めたのですけどなかなかそれが生きないということですよ今後そういう不安定な状況と言いますか、交渉次第でわかりませんよというかたちになるんでしょうかね。その辺の将来見通しどうでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今回和光園の話にふれられましたけれども、改めて思いましたが土地というのはやっぱり人にそれぞれによって思いがあります。ご家族によってもその思いがあつて。あるいはその外から見ていて、これは売ってもらったほうがいいのではないかなと思つても、やっぱりこういう大事な先祖の買われたところなのでこれは売るわけにはいかんとかいう事情がこれはほかにもですよ、この件がということではないのですが。ということもあります。ですのでやっぱりルールとしては今回きちんと必要なものは買う。もちろん事情それぞれあるにしてもルールとしてはきちんと決められてはいるのですが、それを貫けるといふほど世の中の事情というのはシンプルではないということも改めて思ひましたし、市役所だから応じてくれといふほど不遜な態度もとれないといふふうにも思います。ですのでやはりあくまでも市ではありますけれど土地の売買に関しては私人と私人に近い、実質私人と私人として対応していかざるをえないといふふうに思いますので、そのルールがしっかり決まったという意味では大いに意味があつたと思ひますし、先ほど部長言ひましたけれども本当に随分苦勞してました。職員が。相当苦勞してました。これは私も報告を受けるたびにそう思ひました。ですので、これ以上やつてもこれは無理じゃないかといふふうに思つてかなり綿密なリストをつくつてやつておりましたので、私としては十分やつてのではないかといふふうに思つておりますし、そういった中でベスト

を尽くした結果というふうに私自身も捉えております。今後ルールはルールとして原則をおきながら相手によって対応せざるをえない、それにあわせた対応をせざるをえないということは当然でてくるということでご理解いただければと思っております。

○10番（洞口和彦）

やっぱりみずからが立てた基準ですからね、もうちょっと努力してほしかったなと。それから話をしてよくわかりました。今後努力してください。以上です。終わります。

〔10番 洞口和彦 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で10番、洞口和彦君の一般質問を終わります。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。あすの会議は午前10時からいたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（ 散会 午後4時45分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（10番）

洞口和彦

飛騨市議会議員（11番）

野村勝憲